

平成19年度実績評価書

(評価対象期間:平成19年7月～20年6月)

平成 20年 8月
金 融 庁

目 次

I 実績評価の実施に当たって

1.	金融庁における政策評価の取組み	4
2.	実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）	4
3.	政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見	6
	（参考資料1）金融庁における政策評価への取組み	9
	（参考資料2）政策評価に関する有識者会議メンバー	13
	（参考資料3）端的な結論等の一覧（平成19年度）	14

II 各政策の評価結果

法定任務	基本目標	重点目標	政策	ページ
I 金融機能の安定	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営力強化が促進されること	① 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	21
			② 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	31
	2 金融システムの安定が確保されていること	(1) 金融システムの安定が確保されていること	① システミックリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備	38
			(2) 国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等	① 国際的な金融監督のルール策定等への貢献 ② 新興市場国の金融当局への技術支援
II 預金者、保険契約者、投資者等の保護	1 国民が金融サービスを適切に利用できること	(1) 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	① 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	66
			② 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	74
		(2) 企業内容の情報開示の充実等を通じて国民の市場に対する信頼が高まること	① 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実 ② 会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化 ③ 公認会計士監査の充実・強化	90 97 103
	2 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること	(1) 金融機関等の法令等遵守態勢が確立されていること	① 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応	111
			3 市場が公正であること	(1) 証券市場において取引の公正が確保されていること

法定任務	基本目標	重点目標	政策	ページ
Ⅲ 円滑な金融等	1 我が国金融が環境の変化に適切に対応できていること	(1) 市場機能を活用した資金仲介・資源配分の発展が促されること	① 個人投資家の参加拡大	138
		(2) 金融インフラ等が整備されていること	① 金融・資本市場等の機能拡充 ② ITの戦略的活用	147 157
		(3) 我が国金融市場の国際的地位が向上すること	① 我が国金融・資本市場の国際化への対応	162
		(4) 企業金融が円滑に行われ、地域経済へ貢献していること	① 地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化	172
		(5) 金融システムが「官から民へ」の改革に対応したもとなっていること	① 「官から民へ」の改革に対する適切な対応	181
	2 金融機関の企業活動が活発に行われていること	(1) 自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われ、競争環境が整備されること	① 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計	187
			② 金融行政の透明性・予測可能性の向上	192
	3 金融機関等が犯罪に利用されないこと	(1) 金融機関等が金融犯罪に利用されないこと	① 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	201

(業務支援基盤整備に係る政策)

分野	課題	政策	ページ
1 人的資源	(1) 専門性の高い人材の育成・強化	① 人材の育成・強化のための諸施策の実施	207
2 情報	(1) 行政事務の効率化のための情報化	① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	212
	(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	① 専門性の高い調査研究の実施	219

I 実績評価の実施に当たって

1. 金融庁における政策評価の取組み

金融庁においては、平成14年4月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「法」という。）の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- ① 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- ② 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- ③ 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

また、政策評価に関する基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり（参考資料1）、実績評価については、平成13年度以降、毎年度、実績評価書を作成・公表してきています。今回は、これに引き続き、平成19年度（平成19年7月～20年6月）を対象とする実績評価を実施し、本評価書を公表するものです。

なお、こうした金融庁の政策評価の取組み状況については、インターネット等により公表しています。（<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>）

2. 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）

平成19年度における実績評価の実施に当たっては、これまでと同様、法において示されている政策や業務の必要性、効率性、有効性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）

- 必要性の観点・・・政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか。
- 効率性の観点・・・政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。
- 有効性の観点・・・得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係が明らかか。

なお、平成19年度金融庁政策評価実施計画においては、金融庁の政策の目標について、金融庁設置法に規定されている3つの法定任務を基にして、基本目標、重点目標を導出して体系的な整理を行っています。

また、実績評価の記載に当たっては、基本目標ごとに各政策の評価結果の概要を簡潔に記載した上で、政策ごとに、その効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目について説明を行いました。

①政策及び達成目標等

平成19年度金融庁政策評価実施計画に定めた「政策」、「達成すべき目標」、「目標設定の考え方及びその根拠」及び「測定指標」を記載しました。

②平成19年度重点施策等

平成19年度金融庁政策評価実施計画に定めた「19年度重点施策」及び「参考指標」を記載しました。

③政策の概要

目標を達成するために実施する内容のほか、政策の意義や必要性などについて説明しました。また、当該政策に係る主な内閣の重要政策についても説明しました。

④現状分析及び外部要因

社会経済情勢の分析や外部要因などについて、客観的な統計データを交えつつ説明しました。また、これまでの金融庁の取組みについても説明しました。

⑤事務運営についての報告

平成19年度において政策の達成に向けて行った業務(取組み)内容を説明しました。

⑥評価結果

評価結果の概要として、可能な限り取組みの成果(アウトカム)について分析し、法において示されている3つの観点(必要性、効率性、有効性)から評価するよう努めました。なお、説明や分析に当たっては可能な限り客観的なデータを用いました。また、平成19年度重点施策ごとの評価についても説明しました。

⑦今後の課題及び予算要求等への反映内容

当該政策についての今後の課題や取組み方針を説明しました。また、評価結果及び今後の課題を踏まえ、予算要求及び機構・定員要求等への反映内容について説明しました。

⑧当該政策に係る端的な結論等

政策評価が国民に分かりやすいものとなるよう、取組みの成果が上がっているかどうか、及び今後の取組み方針について端的な結論を記載しました。さらに、端的な結論の記述に当たっては、7ページの「端的な結論の基本類型」を参考にしつつ、各政策の状況を踏まえ必要に応じて補足説明を加えました。

また、平成19年度の想定基準(状況)に対する目標の達成度について、8ページの「評価の判断基準」に基づきA、B、Cの3段階で評価を行い、その判断理由について説明をしました。

なお、各政策に係る端的な結論の一覧及び平成19年度における目標の達成度の一覧は、参考資料3(14ページ)のとおりです。

⑨学識経験を有する者の知見の活用

各政策の評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。なお、今後の政策評価に向けての意見については、その旨を記載しました。

⑩注記（評価に使用した資料等）

評価に当たって使用した資料等を記載しました。

⑪担当課室名

当該政策の担当部局を記載しました。

3. 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見

有識者会議メンバーの方々（参考資料2）から、平成20年8月6日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各政策の実績評価に関するご意見については、実績評価書を作成する上で参考とさせていただきます。なお、各政策の今後の評価に向けての意見については、各政策の評価結果の「9. 学識経験を有する者の知見の活用」欄に記載しています。

また、有識者会議のメンバーからのご意見のなかには、今後の評価のあり方と合わせ、金融行政のあり方に関わるご意見をいただいております。今後の評価や金融行政に活かされるよう努めてまいります。

【端的な結論の基本類型】

現時点で成果の発現が予定されるもの	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。
	政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。
	政策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う必要がある。
20 事務年度以降に成果の発現が予定されるもの	現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向けた制度構築等が行われており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要がある。
	現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。
	現時点では成果の発現は予定されておらず、業務の実施状況や環境の変化等を踏まえ、取組みの充実や改善を行う必要がある。

(注) 金融庁における「事務年度」とは、7月から翌年6月末までの期間です。

【評価の判断基準】

実績評価は、次の観点から多面的に評価することを基本とします。

1. 指標等に照らした目標の達成度

(1) 定量的指標の場合

- A 当該年度の想定基準に対し 80%以上の場合
- B 当該年度の想定基準に対し 50%以上 80%未満の場合
- C 当該年度の想定基準に対し 50%未満の場合

(2) 定性的指標の場合

- A 当該年度の想定状況に対し、ほぼ想定どおり又はそれを超える状況となった場合
- B 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況には至っていないが、一定の成果が上がっている場合
- C 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況にならなかった場合

(注) アウトカムベースでの評価が困難で、アウトプットベースしかない場合には、当初の想定基準及び想定状況の達成度合いに加え、今後、取り組むべき課題の状況についても達成度の判断に加える。

2. 目標を達成するための事務運営のプロセス（施策・活動の手段や進め方）が適切、効率的かつ有効であったか。

(参考資料1) 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> 中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 「政策評価に関する標準的ガイドライン」(13年1月政策評価各府省連絡会議了承) 	
3月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価の実施要領」策定(13年3月28日)
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定(13年法律第86号) 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13事務年度の政策評価の運営方針」策定(13年10月31日)
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する基本方針」(13年12月閣議決定) 	
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行(13年法律第86号) 	<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定(14年4月1日) 「事後評価の実施計画」(計画期間14年4月～6月末)策定(14年4月1日)
14年7月		<ul style="list-style-type: none"> 「事後評価の実施計画」(計画期間14年7月～15年6月末)策定(14年8月6日)
12月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価(平成13年度実績評価)の実施、評価結果の公表(14年12月26日)
15年4月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(15年4月17日)
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(15年6月国会報告) 	

	政府全体の動き	金融庁の動き
15年7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」の一部改正（15年7月1日） ・「平成15年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間15年7月～16年6月末）策定（15年7月1日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価（平成14年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（15年8月29日）
16年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成14年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（16年4月23日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（16年6月国会報告） 	
16年7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成16年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間16年7月～17年6月末）策定（16年7月7日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価（平成15年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（16年8月31日）
17年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成15年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（17年4月27日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（17年6月国会報告） 	
17年7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成17年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間17年7月～18年6月末）策定（17年7月26日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価（平成16年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（17年8月31日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価に関する基本方針の改定について」（17年12月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」（17年12月政策評価各府省連絡会議了承） 	
18年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成16年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（18年4月28日）
18年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（18年6月国会報告） 	
18年7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成18年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間18年7月～19年6月末）策定（18年7月10日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価（平成17年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（18年8月31日）
19年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13年政令第323号）の一部改正（規制の事前評価の義務付け） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（19年3月閣議決定） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（19年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成17年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（19年6月14日）
19年7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成19年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間19年7月～20年6月末）策定（19年7月3日）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」策定（19年8月政策評価各府省連絡会議了承） 	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価（平成18年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（19年8月30日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
20年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(20年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成18年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(20年6月10日)
20年7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間20年7月～24年3月末)策定(20年7月3日) ・「平成20年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間20年7月～21年6月末)策定(20年7月3日)

(参考資料2)

政策評価に関する有識者会議メンバー

平成20年8月1日現在

	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
座 長	片田 哲也	(株)小松製作所顧問
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任顧問
	田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	富田 俊基	中央大学法学部教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

[計 7名]

(敬称略・五十音順)

(参考資料3)

端的な結論等の一覧（平成19年度）

【法定任務Ⅰ：金融機能の安定】

	政策	端的な結論	19年度の達成度
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。	A
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	A
3	システミックリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。	A
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。	A
5	新興市場国の金融当局への技術支援	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。	A

【法定任務Ⅱ：預金者、保険契約者、投資者等の保護】

	政策	端的な結論	19年度の達成度
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	A
7	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う（金融経済教育については、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要であり、特に利用者のライフサイクルに対応した金融経済教育の推進等をより一層充実する。）必要があります。	B
8	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。	A

9	会計基準の整備を促すことによる 企業財務認識の適正化	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、 環境の変化（会計のコンバージェンスに関する国際的 動向）や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・ 改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	B
10	公認会計士監査の充実・強化	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、 環境の変化（監査監督に関する国際的動向）や取組み の有効性（監査法人に対する業務改善指示及び改善の 進捗状況等のフォローアップ等）等を踏まえ、取組み の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があり ます。	A
11	金融機関等の法令等遵守に対する 厳正な対応	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれ までの取組みを進めていく必要があります。	A
12	取引の公正を確保し、投資者の信 頼を保持するための事後監視	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、 今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、 取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（急速に変 貌する金融・商品市場の様々な動きに迅速かつ的確に 対応し、取引の公正の確保及び金融・資本市場に対す る投資者の信頼を保持に向けた市場監視の徹底及び体 制の更なる充実・強化等）を行う必要があります。	A
13	取引の公正の確保等に向けた市場 関係者の取組みの強化	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、 環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充 実・改善等を行う必要があります。	B

【法定任務Ⅲ：円滑な金融等】

	政 策	端的な結論	19年度の 達成度
14	個人投資家の参加拡大	政策の達成に向けて一定の効果が上がっていますが、 環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充 実・改善や新たな施策の検討等（「貯蓄から投資へ」の 流れが加速され、幅広い投資家の参加する厚みのある ような、金融・資本市場の構造改革に対する取組み等） を行う必要があります。	B
15	金融・資本市場等の機能拡充	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、 環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充 実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります （我が国金融・資本市場の強化に向けて、市場強化プ ランに盛り込まれた課題等について、スピード感を持 って取り組む必要があります）。	B

16	I Tの戦略的活用	現時点では成果の発現は予定されていませんが、政策の達成に向けて業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要があります。	A
17	我が国金融・資本市場の国際化への対応	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（市場強化プランの残された課題等へのスピード感を持った取組み）を行う必要があります。	B
18	地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。	A
19	「官から民へ」の改革に対する適切な対応	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。	A
20	多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性（取組みの状況に関するモニタリング等）等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	A
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。	A
23	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。	A

(業務支援基盤整備に係る政策)

	政策	端的な結論	19年度の達成度
1	人材の育成・強化のための諸施策の実施	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（必要に応じた見直し）を行う必要があります。	B
2	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	①業務・システムの最適化の実施 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。ただし、最適化計画No. 1「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、現時点では成果の発現は予定されていませんが、政策の達成に向けた制度構築が行われており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要があります。	B

		<p>②情報システム調達の適正化</p> <p>政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。</p>	B
3	専門性の高い調査研究の実施	<p>政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。</p>	B

Ⅱ 各政策の評価結果

法定任務Ⅰ 金融機能の安定

基本目標Ⅰ－１ 金融機関が健全に経営されていること

【評価結果の概要】

金融機関の健全経営については、20年3月期の自己資本比率について見ると、主要行等では、サブプライムローン問題に端を発するグローバルな金融市場の混乱等の影響を受け、前年同期に比べて1.0ポイント低下の12.3%、地域銀行では、ほぼ横ばいの10.3%となっており、いずれも十分な健全性が維持されています。また、不良債権比率について見ると、全国銀行では、前年同期比0.1ポイント低下の2.4%と、全体として着実に低下しており、金融再生法開示債権の公表を開始（11年3月期）して以来、最低の水準となっています。

金融機関を取り巻く様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する重要性が高まっていることから、金融機関の各種リスクの状況等についてのモニタリングが求められています。効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施によって、金融機関等の健全かつ適切な運営の確保に資したことから有効であったと考えています。

効果的・効率的な検査の実施については、検査基本方針・基本計画に基づき、リスク特性及び金融環境の変化を踏まえたリスク管理態勢等の構築に係る検証をはじめとして、金融実態に応じた的確な検査の実施に努め、金融機関の取組みが不十分な態勢等について指摘した結果、金融機関においては改善に向けた取組みが行われ、一定の成果がありました。

基本目標Ⅰ－２ 金融システムの安定が確保されていること

【評価結果の概要】

システミックリスクの未然防止の観点から、預金保険制度に係る広報活動を不断に行った結果、相当程度、制度の周知が図られてきており、ペイオフ解禁より現在に至るまで、預金保険制度についての誤解や不知による混乱等は生じておらず、国民全般に相当程度周知が図られていると考えています。

預金保険法第102条の適用を受けた金融機関のうち、りそなグループについては、経営健全化計画の着実な進捗が図られており、足利銀行については、野村・ネクストグループを受皿として選定し、株式の譲渡に向けた諸手続も着実に進捗が図られています。

我が国の金融システム及び国際金融システムの安定に資する観点からは、国際的な金融監督基準・金融サービス貿易のルール策定を検討している各種国際フォーラム等の作業に

積極的に参加し、各基準等の策定に積極的に取り組んだほか、金融行政研修事業を実施することにより、アジア新興市場国の金融監督当局等に対する技術支援を通じた能力向上、我が国とアジア新興市場国との連携強化、ひいては我が国金融機関のアジアでの事業展開に資するものと考えています。

政策Ⅰ－１－(１)－①

金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施

1. 達成目標等

達成すべき目標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。 【根拠】各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針等
測定指標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保の状況 ・各業態の健全性指標の状況

2. 平成19年度重点施策等

19年度重点施策	①効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 ②金融機関のリスク管理の高度化 ③金融コングロマリットに対するモニタリングの実施 ④早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用
参考指標	①オフサイト・モニタリングの実施状況 ①監督指針及び監督方針の策定・公表状況 ①モニタリング・システムの整備状況 ②金融機関に対するヒアリング等の実施状況 ②ソルベンシー・マージン比率の算出基準等についての告示改正の実施状況 ③金融コングロマリットのモニタリング実施状況 ④経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 ④公的資金の返済状況 ④金融機関等への資本参加の状況 ④経営強化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況

3. 政策の概要

金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリング（検査と検査の間の期間においても継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて監督上の対応を行うこと）を実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。

あります。そこで、モニタリング・システムの機能強化を行うとともに、金融機関を巡る状況の変化を踏まえたヒアリング等のオフサイト・モニタリングの実施、リスク管理に関するルールの整備、早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用等を図ることとしています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第169回国会施政方針演説	平成20年1月18日	米国のサブプライムローン問題の影響を受けた経済への対応など、足下にも目配りの必要な課題があります。

4. 現状分析及び外部要因

サブプライムローン問題に端を発するグローバルな金融市場の混乱など、金融機関を取り巻く様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する重要性が高まっていることから、財務会計情報に加え、金融機関の市場リスク、流動性リスク、信用リスクの状況等についてのモニタリングが必要となっています。また、我が国の金融を巡るコングロマリット化の進展等を踏まえヒアリング等のモニタリングを実施するとともに、金融コングロマリット監督指針に基づき適切な監督を行うことも求められています。

このほか、早期健全化法に基づく資本増強行においては、健全性が向上し、また、民間からの資本調達も概ね可能になる等、経営健全化計画のフォローアップは引き続き求められるものの、総じて見れば所期の目的を達しつつある状況となっており、従来以上に、「納税者の利益」の立場により重きを置いた公的資金（優先株式等）の管理が求められるようになってきています。なお、金融機能強化法に基づき資本注入された金融機関についても、引き続き経営強化計画について適切なフォローアップが求められています。

5. 事務運営についての報告

(1) 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施

- ① オフサイト・モニタリングにおいては、金融機関（預金取扱金融機関、金融商品取引業者、保険会社）の財務会計情報やリスク情報等を収集・徴求し、その蓄積・分析を行うとともに、定期及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関との意見交換や経営状況の把握等を行いました。
- ② 平成19年8月に開催した検査・監督連携会議をはじめ、検査・監督の両部局間において金融機関の決算状況や検査計画等について意見交換を行い、オンサイトとオフサイトの効率的なモニタリングを実施するための問題意識の共有等を図りました。
- ③ モニタリング・システムについて、データの暗号化、オンラインによるデータ徴求等により、事務の効率化、利便性の向上、情報管理面での安全性の向上に資しております。

が、金融機関を取り巻く環境の変化を踏まえ、分析機能の改修を実施するなど、システムの強化を図っています。

(2) 金融機関のリスク管理の高度化

- ① サプライムローン問題に端を発するグローバルな金融市場の混乱を受け、わが国の金融機関が保有する証券化商品等の残高及び関連する損失等についての調査を行い、わが国の金融システムへの影響について把握を行うとともに、19年9月期、19年12月期、20年3月期のわが国の預金取扱金融機関のサプライム関連商品の保有額等を公表しました（20年3月期については、国際的な先進的開示事例に倣い、証券化商品の保有額等についても公表）。

また、わが国金融機関に対する金融市場の混乱へのリスク管理上の対応についてのヒアリングや、海外当局との連携・情報交換、金融安定化フォーラム（FSF）を含む国際的枠組みにおける検証を通じて得られた、金融機関のリスク管理にかかる教訓を監督上の着眼点に盛り込んだ、主要行等向けの総合的な監督指針及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正案につき公表しました。

- ② 19年3月末より全ての預金取扱金融機関を対象に実施されたバーゼルⅡの第1の柱（最低所要自己資本比率）において、20年3月末から適用が開始された最も先進的な手法等、当局の事前承認を要するリスク計測手法の採用を希望する金融機関の審査・承認を行うとともに、自己資本比率の計算結果等に関する当局への報告様式やシステム整備を行い、承認後のモニタリングを実施しました。また、第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）についても、銀行勘定の金利リスクに関するアウトライヤー基準等のモニタリングを、早期警戒制度の枠組みにおいて実施しました。
- ③ 保険会社のソルベンシー・マージン比率の見直しについては、「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」（19年4月公表）において、短期的な取組みとしてリスク係数の見直しなどが指摘されたことを踏まえて、20年2月にソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）を公表し、技術的な実施可能性について広く意見募集を行いました。
- ④ 金融機関による不動産ファンド向け投融資等、新たな取引形態に伴うリスクの把握・管理状況の検証について、平成19事務年度主要行等向け監督方針等に重点分野として記載するとともに、主要行等を中心とする金融機関に対してヒアリングを実施し、不動産ファンドに対する投融資等に対するリスク管理の状況について実態把握を行いました。

(3) 金融コングロマリットに対するモニタリングの実施

日常の監督等を通じて、金融コングロマリットの業務運営に係る情報等を収集・徴求し、その蓄積・分析を行うとともに、ヒアリング等を通じ、金融コングロマリットとの意見交

換や経営状況の把握等を行いました。

また、金融商品取引法施行に伴い、「金融コングロマリット監督指針」の改正を実施しました。

(4) 早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用

- ① 早期健全化法に基づく資本増強行に対して、経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、19年3月期については同年8月に、19年9月期については同年12月にその内容を公表しました^{※1}。
- ② 紀陽ホールディングス及び豊和銀行の経営強化計画について、19年3月期の履行状況報告を19年8月10日に公表し、19年9月期の履行状況報告を20年2月20日に公表しました。今後も半期毎に提出される経営強化計画の履行状況について公表を行うこととしています。

6. 評価結果

(1) 評価結果の概要

①政策の必要性

サブプライムローン問題に端を発するグローバルな金融市場の混乱など、金融機関を取り巻く様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する重要性が高まっていることから、金融機関の各種リスクの状況等についてのモニタリングが求められています。

また、金融機関を巡る状況の変化を踏まえたリスク管理に関するルールの整備、我が国の金融を巡るコングロマリット化への対応、早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用等を行うことが求められています。

②政策の効率性

検査・監督連携会議を開催し、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、効率的なモニタリングを実施することが必要です。また、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで行うことで、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られました。

③政策の有効性

効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを行い、業務の健全性・適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じ監督上の対応を行うことや、サブプライムローン問題に対する迅速かつ適切な対応を行うなどの施策は、金融機関のリスク管理を高度化し、健全かつ適切な運営の確保に資するとともに、優先課題の早期認識と効果的な対応の観点

^{※1}http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h1903/resona_hd.pdf
http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h1909/resona_hd.pdf

からも有効であったと考えています。

(2) 各重点施策の評価

①効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施

上記5. の諸施策を通じて、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを推進するとともに、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めてきました。

これにより、預金取扱金融機関について、例えば、20年3月期の不良債権比率について見ると、主要行で1.4%（19年3月期1.5%）、地域銀行で3.7%（同4.0%）となるなど、減少幅は縮小しているものの減少傾向が続いています。

一方、20年3月期の自己資本比率について見ると、主要行等では、サブプライムローン問題に端を発するグローバルな金融市場の混乱等の影響を受け、前年同期に比べて1.0%ポイント低下の12.3%、地域銀行では、ほぼ横ばいの10.3%となっており、いずれも十分な健全性が維持されています。

また、20年3月期において、金融商品取引業者^{※2}の自己資本規制比率は324.6%、生命保険会社及び損害保険会社のソルベンシーマージン比率はそれぞれ、1,100.8%、818.5%となっており、金融商品取引業者及び保険会社においても健全性が維持されています。

このように、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施もあり、わが国金融機関において健全性が維持されており、金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営力強化の促進が図られているものと考えています。

【資料1】自己資本比率

	18/3期	19/3期	20/3期
主要行等	12.5%	13.3%	12.3%
地域銀行	9.8%	10.4%	10.3%
信用金庫	11.3%	12.0%	11.7%
信用組合	9.6%	10.2%	10.0%

【資料2】不良債権比率（＝不良債権÷総与信額）

	18/3期	19/3期	20/3期
主要行	1.8%	1.5%	1.4%
地域銀行	4.5%	4.0%	3.7%
信用金庫	7.1%	6.5%	6.4%
信用組合	10.7%	10.3%	10.3%
全国銀行	2.9%	2.5%	2.4%

^{※2} 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（旧証券会社）が対象

②金融機関のリスク管理の高度化

ア. わが国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等の公表は、サブプライム関連商品等に関する統一的な基準の下、わが国預金取扱金融機関全体の保有状況について、世界に先駆けて開示を行ったものであり、サブプライムローン問題がわが国の預金取扱金融機関に与える影響を端的に示し、グローバルな金融市場の混乱が続く中で、わが国の金融機関の状況に対する不安感の払拭に資するものであったと考えています。

また、各金融機関に対するヒアリングや、海外当局との連携、国際的枠組みにおける検証を通じて得られた、金融機関のリスク管理にかかる教訓を監督上の着眼点に盛り込んだ主要行等向けの総合的な監督指針等の改正案についても、各金融機関に対して、今回のサブプライムローン問題に端を発する金融市場の混乱を踏まえたリスク管理の高度化への取組みを促進することに繋がるものと考えています。

なお、サブプライムローン問題への対応に際しては、海外当局との連携強化、市場動向の的確な把握、情報発信の強化等に取り組んでおり、ベター・レギュレーションの柱の1つである「優先課題の早期認識と効果的対応」を踏まえた1つの例であると考えています。

イ. バーゼルⅡの実施により、第1の柱における自己資本比率の計算上、金融機関の抱えるリスクが従来の規制（バーゼルⅠ）よりも正確に計測されるようになったと考えています。また、第2の柱における早期警戒制度を通じたオフサイト・モニタリングの効果的な実施等によって、各金融機関がその規模や特性に応じた適切なリスク管理を行うことに繋がっていると考えています。

ウ. 保険会社については、ソルベンシー・マージン比率の見直しに関連して20年3月にディスクロージャーの基準にかかる規則及び告示を改正し、同比率に関連のある項目の開示を拡充しました。これにより、保険会社の支払能力（ソルベンシー）に関し、より適切な情報開示が促されるものと考えています。

また、「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正し、資産負債の総合的な管理を監督上の着眼点に加えたことにより、保険会社においてより適切なリスク管理が促されるものと考えています。

エ. 金融機関による不動産ファンド向け投融資等、新たな取引形態に伴うリスクの把握・管理状況の検証について、平成19事務年度主要行等向け監督方針等に重点分野として記載したことにより、主要行等を中心とする金融機関の不動産ファンド向け投融資等に対するリスク管理の枠組みの構築が促されたものと考えています。

③金融コングロマリットに対するモニタリングの実施

「金融コングロマリット監督指針」に掲げる監督上の着眼点等に基づく適切な監督等により、金融コングロマリットにおける適切な経営管理態勢の構築及び業務の健全かつ適切な運営の確保に向けて一定の効果があったものと考えています。

④早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用

ア. 早期健全化法に基づく資本増強行の経営健全化計画の履行状況については、各金融機関からの報告を取りまとめて半期毎に公表しており、パブリック・プレッシャーによる自己規正を図ることとしています。また、計画未達の金融機関について、報告徴求、業務改善命令といった監督上の措置を講じることとしています。こうした枠組みの下で、資本増強行の経営健全化が促されているものと考えています。

そうした中、19 事務年度においては、旧安定化法（金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律）及び早期健全化法に基づく資本増強額（約 10.4 兆円）のうち、約 8.9 兆円の返済が行われました。その結果、19 年 6 月末の残高は約 1.5 兆円となっており、資本増強以後 19 年 6 月末までに約 1.3 兆円の利益が生じています。

※ 預金保険法に基づく資本増強額（1.96 兆円）については、20 年 6 月に 144 億円返済が行われ、残額は約 1.94 兆円となっています。

【資料 3 旧安定化法及び早期健全化法に基づく返済状況】

	17 事務年度 (18 年 6 月末)	18 事務年度 (19 年 6 月末)	19 事務年度 (20 年 6 月末)
返済額	2.9 兆円	2.4 兆円	0.1 兆円
残 額	4.0 兆円	1.6 兆円	1.5 兆円

イ. 経営強化計画の履行状況については、法令上、半期毎に当局に報告がなされ、これを当局が公表することとされており、パブリック・プレッシャーが働く仕組みとなっています。また、情報開示による金融機関の自己規正を重視しつつ、特段の理由なく計画値と実績との間に大幅な乖離が生じ、改善への努力が見られない場合等について、必要に応じ、業務改善命令の発動を含め、厳正に対応することとしています。

今後とも、このような枠組みの中で、紀陽ホールディングス及び豊和銀行の金融機能が強化され、地域金融の一層の円滑化に資するとともに、地域経済の活性化と発展に貢献していくものと考えています。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施

引き続き、金融機関の財務会計情報やリスク情報等の蓄積・分析及び市場動向の把握に努めるとともに、定期及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関との意見交換や経営

状況の把握等に努め、内部管理態勢の確立等、経営の健全性及び業務の適切性の確保に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促していく必要があります。あわせて、業態・テーマごとに検査・監督連携会議を開催していくこと等を通じて、検査部局及び監督部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、一層効率的なモニタリングを実施していくことが必要と考えています。

また、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで迅速かつ効率的に行うことも不可欠であり、引き続き、システムの機能強化等を図っていくことが必要です。

②金融機関のリスク管理の高度化

ア. サブプライムローン問題に端を発するグローバルな金融市場の混乱は、広く証券化商品市場や株式市場に影響を及ぼすのみならず、米地銀の経営破たんや米国政府支援機関（GSE）の財務悪化懸念にまで波及していることに対し、米国当局が対策を発表している状況にあります。これらを踏まえ、警戒水準を更に高め、株式、為替等様々な市場の動向や、その金融機関に与える影響等について、内外の関係当局とも連携しながら、注意深くフォローしていく必要があります。

特に、各金融機関に対するヒアリングや、海外当局との連携、国際的枠組みにおける検証を通じて得られた、金融機関のリスク管理にかかる教訓を監督上の着眼点に盛り込んだ主要行等向けの総合的な監督指針等の改正を踏まえた各金融機関のリスク管理の高度化の取組みの状況について注視していくことが必要です。

イ. バーゼルⅡは、金融機関の業務や取引が複雑化する中、金融機関が抱えるリスクを従来の規制よりも正確に計測することを目指すものです。金融機関のリスク管理実務等の進展を踏まえ、今後とも、金融機関からのリスク計測手法に係る承認申請について適切に対応していくとともに、第2の柱の枠組みを通じて、各金融機関にその規模や特性に応じた適切なリスク管理を促していく必要があります。また、金融実務の進展等を踏まえ、自己資本比率の計算ルールや監督当局のモニタリング手法等について、必要に応じて継続的に見直していく必要があります。

ウ. 保険会社のソルベンシー・マージン比率については、「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム」の報告書（19年4月公表）や「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）」（20年2月公表）に対する意見等を踏まえ、同比率の算出基準等の見直しについて取組みを進める必要があります。

③金融コングロマリットに対するモニタリングの実施

金融コングロマリットについて、「金融コングロマリット監督指針」に基づき、金融監督上の諸問題等に係る横断的な監督を引き続き実施していくとともに、必要に応じて監

督指針の内容を見直していく必要があります。

④早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用

ア. より強固な金融システムの構築のために、早期健全化法に基づく資本増強の経営のより一層の健全性の確保及び「納税者の利益」の立場により重きを置いた公的資金の管理を図るため、引き続き適切な対応に努めていく必要があります。

イ. 金融機能強化法についても、経営強化計画の履行状況の定期的な公表を行うなど、引き続き適切な対応に努めていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

要求内容	関連する重点施策	要求種別	(参考) 20年度予算額
モニタリング・システムの整備に係る経費	①	予算 <継続>	228,402千円
経済価値ベースでのソルベンシー評価に関する外部調査委託経費	②	予算 <新規>	

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

(2) 19年度の達成度

A

(3) 達成度の判断理由

健全性指標が引き続き改善し銀行セクターを中心に健全化が進展しているほか、リスク管理の高度化が進展している等、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保が図られていることから、Aと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・各金融機関の決算関連資料
- ・金融再生法開示債権等の推移
- ・経営の健全化のための計画の履行状況に関する報告書

- ・我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等

1 1. 担当課室名

監督局総務課、監督局総務課バーゼルⅡ推進室、監督局総務課コングロマリット室、監督局総務課信用機構対応室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局総務課協同組織金融室、監督局保険課、監督局証券課

政策 I - 1 - (1) - ②

金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施

1. 達成目標等

達成すべき目標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。 【根拠】銀行法第 25 条等
測定指標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保状況 (金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標により評価する。)

2. 平成 19 年度重点施策等

19 年度重点施策	①金融実態に応じた的確な金融検査の実施 ②金融検査評定制度の全面施行へ向けた対応
参考指標	①検査実施状況及び検査指摘状況等 ②オフサイト検査モニターのアンケート結果等

3. 政策の概要

平成 19 事務年度は、金融商品取引法の施行やバーゼルⅡの実施等の規制環境の変化、金融商品や取引の高度化・複雑化、販売チャネルの拡大といった金融環境の変化に留意しつつ、よりレベルの高い内部管理態勢の構築に資するよう、金融実態に応じた的確な金融検査を実施していく必要がありました。

このため、19 年 7 月に示されたベター・レギュレーションの考え方を踏まえて策定した平成 19 検査事務年度検査基本方針において、利用者保護に係る検証、最近の経済情勢の変化を踏まえた信用リスク管理態勢の検証、高度化・複雑化する金融商品への運用状況を踏まえた検証、金融コングロマリットの検査、等を掲げ、検査基本計画に従い検査を実施することとしたほか、18 年 1 月より試行を開始していた金融検査評定制度を全面的な本格施行に移行することとしました。

4. 現状分析及び外部要因

金融商品や取引が高度化・複雑化する中、金融機関の保有するリスク特性は多様化・複雑

化しており、また、バーゼルⅡが実施されるなど、金融機関が適切なリスク管理態勢を構築する必要性が以前にも増して高まっています。

また、金融商品取引法の施行を踏まえ、金融機関は、実効性ある利用者保護の実現に向けた主体的な内部管理態勢を構築することが求められています。

金融検査評定制度については、18年1月より試行を開始し、19年4月より主要行については本格施行していたところですが、20年1月より主要行以外の預金等受入金融機関についても本格施行に移行するとしていたところです。

5. 事務運営についての報告

主に、以下の点を掲げた検査基本方針を策定し、検査基本計画に基づいて検査を実施しました。

(1) 金融実態に応じた的確な金融検査の実施

①利用者保護に係る検証

金融機関が真に実効性ある利用者保護の実現に向けた主体的な内部管理態勢を構築しているかという視点に立ち、(ア)説明責任の履行に向けた態勢の整備、(イ)相談・苦情等への対応、(ウ)金融取引の安全確保への取組み、について重点的に検証しました。

②最近の経済情勢の変化を踏まえた信用リスク管理態勢の検証

個別の金融機関の財務内容や資産運用の状況に応じ、大口与信管理態勢をはじめとする信用リスク管理態勢や市場リスク管理態勢の検証を行うなど、規模及び特性に応じた検査を行いました。なお、バーゼルⅡの実施を踏まえ、信用リスクに係る内部格付制度の運用状況の適切性等について検証し、能動的にリスク管理を行うための態勢の整備状況について検証したほか、国際業務を適切に行うための管理態勢や、多様化する業務内容に応じた利益相反を防止するための態勢整備の状況についても検証しました。

③高度化・複雑化する金融商品への運用状況を踏まえた検証

国債、社債、上場株式等の伝統的な商品に加えて、住宅ローン担保証券(RMBS)等の証券化商品、仕組債、各種ファンド持分やクレジットデリバティブ商品等の証券化商品は、グローバルに絡み合う様々なリスク要因を内包しており、国内のみならず海外の金融市場等の変動により、投資を行った金融機関の経営に影響を及ぼす可能性があるものです。こうした観点から、運用に際し、金融機関自身が個々の商品・取引の特性を十分把握し、商品性に応じた適切な会計処理及びリスク量の把握等を行うことができる態勢を構築しているか、資産負債管理(ALM)の整備状況も含め検証しました。

④金融コングロマリットの検査

金融のコングロマリット化に対応し、必要に応じ証券取引等監視委員会とも連携し、グループレベルでの統合的なリスク管理態勢について検証しました。

(2) 金融検査評定制度の全面施行へ向けた対応

金融検査評定制度については、17年7月の公表後、18年1月より試行を開始していたところですが、20年1月に全面的な本格施行に移行し、20年1月1日以降予告する（無予告の場合は、立入を開始する）検査について、その評定結果を選択的な行政対応に反映させることとしました（主要行については、19年4月1日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入を開始する）検査について、その評定結果を選択的な行政対応に反映させています。）

また、全面施行に先立ち、19年12月11日に、18年1月以降19年3月末までに予告（無予告の場合は立入を開始）し、評定を実施した金融機関（338先）の評定結果について、その分布状況を公表しました。さらに、金融庁及び財務局の検査官に対して研修を実施し、目線の統一を図りました。

6. 評価結果

(1) 評価結果の概要

①政策の必要性

金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保していく必要があり、立入検査はそのために必要な手段です。

②政策の効率性

事務年度の当初に検査基本方針・基本計画を定め、リスク特性及び金融環境の変化を踏まえたリスク管理態勢等の構築に係る検証をはじめとして、金融実態に応じた的確な検査の実施に努めており、効率的に政策を実施しています。

③政策の有効性

金融検査において金融機関の取組みが不十分な態勢等について指摘した結果、各金融機関においては改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

(2) 各重点施策の評価

19検査事務年度において、銀行等（銀行持株会社を含む）については97件の検査を実施したほか、信用金庫・信用組合等の協同組織金融機関について190件、保険会社について16件、その他金融機関について344件の検査をそれぞれ実施し、概ね計画を達成しました。

【資料1 平成19検査事務年度の検査実施計画・実績件数】

(単位：件)

	検査計画件数（注）	検査実績件数
銀行等（銀行持株会社を含む）	90	97
協同組織金融機関	195	190
保険会社	15	16
その他金融機関	345	344

（注）当該計画は、年度当初の見込みとして設定したものです。

①金融実態に応じた的確な金融検査の実施

ア. 利用者保護に係る検証

金融機関が真に実効性ある利用者保護の実現に向けた主体的な内部管理態勢を構築しているかという視点に立ち、説明責任の履行に向けた態勢の整備状況、苦情等処理態勢等を重点的に検証した結果、次のような事例を検査で指摘しました。金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

・顧客保護等管理態勢

- （ア）常勤理事会は、顧客説明状況のモニタリング態勢を整備していないことから、営業店において、与信取引に係る顧客説明時の確認書類の徴求漏れが認められるにもかかわらず、顧客説明状況を把握していない事例。（預金等受入金融機関）
- （イ）苦情担当部門の担当取締役は、各部門が苦情を独自に管理している実態を把握しているにもかかわらず、苦情担当部門に対して一元的管理を行うよう指示しておらず、全社的な苦情の発生状況を把握するための態勢を整備していない事例。（保険会社）

イ. 最近の経済情勢の変化を踏まえた信用リスク管理態勢の検証

個別の金融機関の財務内容や資産運用の状況に応じ、大口与信管理態勢をはじめとする信用リスク管理態勢の検証を行うなど、規模及び特性に応じた検査を行った結果、次のような事例を検査で指摘しました。金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

・信用リスク管理態勢（預金等受入金融機関）

与信管理の担当取締役は、大口与信先の管理について、前回検査において与信管理部門による債務者の業況把握が不十分との指摘を受けているにもかかわらず、十分な改善策を講じていない。このため、与信管理部門は、債務者の財務実態を十分に把握しておらず、依然として大口の正常先からの破綻が認められる事例。

ウ. 高度化・複雑化する金融商品への運用状況を踏まえた検証

金融機関自身が個々の商品・取引の特性を十分把握し、商品性に応じた適切な会計処理及びリスク量の把握等を行うことができる態勢を構築しているか、資産負債管理

(ALM)の整備状況も含め検証した結果、次のような事例を検査で指摘しました。金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えております。

- ・統合的リスク管理態勢（預金等受入金融機関）

取締役会は、統合的リスク管理態勢の問題点として、リスク・カテゴリ毎にリスク限度枠が設定されていないことや、市場リスク量が配賦資本の2倍を超えていることを把握しているにもかかわらず、統合的リスク管理部門及び市場リスク管理部門に対して原因分析や対応策の検討を指示していない事例。

- ・市場リスク管理態勢（預金等受入金融機関）

理事長を委員長とするALM委員会は、市場リスク量の適正な算出及び計測手法の精緻化に向け、金利リスクの計測に関しては、内部規程においてBPVによるリスク分析を行うこととしているにもかかわらず、いまだ計測基準を定めていない事例。

エ. 金融コングロマリットの検査

金融のコングロマリット化に対応し、必要に応じ証券取引等監視委員会とも連携し、グループレベルでの統合的なリスク管理態勢について検証した結果、次のような事例を検査で指摘しました。金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

- ・グループ経営管理態勢（金融持株会社）

経営会議等が、リスク管理部門に対し、各リスク管理の所管部署が作成したリスク限度額に基づき、グループ全体のリスク限度額の妥当性の検証等を行わせていない事例。

②金融検査評定制度の全面施行へ向けた対応

金融検査評定制度については、20年1月に全面的な本格施行に移行しました。それに先立って、19年12月に試行期間の評定結果の分布状況を取りまとめて公表したことにより、評定制度に対する関係者の理解が一層向上し、全面施行に向けた環境が整ったものと考えています。

また、金融庁及び財務局の検査官に対して研修を実施し、目線の統一を図ったことにより、実施した検査に対する被検査金融機関の意見を集計したオフサイト検査モニターのアンケート結果においても、評定制度に関する項目で、「納得のいくものであった」との回答の割合（注）が全体の85%弱に達しており（未回答の割合は約15%）、評定制度が適切に運営されたものと考えています。

（注）アンケート結果のうち「1（妥当）」と「2（概ね妥当）」を合わせた回答の割合

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

（1）今後の課題

内外の経済・金融環境が大きく変化する中で、金融機関には、保有する金融商品に内在するリスクを機動的かつ横断的に把握・管理するための態勢整備が求められており、検査においても、こうした状況に的確に対応して市場リスクをはじめとする各種リスク管理態勢を評価・検証していく必要があります。また、金融機関の円滑なシステム統合等に向けて、システムリスク管理態勢の検証を充実させる必要があります。さらに、地域金融機関においても複雑かつ高度な金融商品等の保有が増加していることから、財務局の検査水準を高度化するための指導体制を強化する必要があります。このほか、eラーニングを通じた検査官の検査能力・技術の更なる向上を図る必要があります。

金融検査評価制度については、制度の趣旨である経営改善に向けた動機付け機能を向上させるような運用を図っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

要求内容	関連する重点施策	要求種別	(参考) 20年度予算額
金融機関等検査経費	①	予算 <継続>	322,604千円
金融検査手法向上経費	①	予算 <継続>	4,954千円
eラーニングコンテンツ作成等経費	①	予算 <継続>	7,250千円
リスク計測参照モデル関係経費（市場リスクモデル等の保守・運用）	①	予算 <継続>	9,072千円
リスク計測参照モデル関係経費（信用リスク参照モデルの開発）	①	予算 <新規>	—
システムリスク管理態勢に対する検査を強化するための体制整備	①	機構・定員	
検査水準の高度化を図るための体制整備	①	機構・定員	
市場リスク管理態勢に対する検査の強化	①	機構・定員	

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

(2) 19年度の達成度

A

(3) 達成度の判断理由

19 検査事務年度に策定した検査基本方針等に基づき着実に検査を実施したことにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に向けて成果が上がっていることから、Aと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・平成 19 検査事務年度の検査実施計画・実績件数
- ・オフサイト検査モニターのアンケート結果（20 年 7 月 31 日公表）

<http://www.fsa.go.jp/news/20/20080731-2.html>

11. 担当課室名

検査局総務課

政策 I - 2 - (1) - ①

システミックリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備

1. 達成目標等

達成すべき目標	システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	ペイオフ解禁後も金融機関が市場規律の下で更に緊張感をもって経営基盤の強化に取り組み、その結果、金融システム全体の安定性が継続的に維持・増進することが期待される。金融システムの枠組みも、金融機関の自己責任と市場による規律付けを中心とし、行政による規律付けは補完的な役割に移行する中、金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。 【根拠】預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（大臣発言）等
測定指標	システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備の状況 ・ 預金保険制度についての国民の理解の状況（アンケート調査等による預金保険制度の認知度） ・ 名寄せデータの整備状況

2. 平成19年度重点施策等

19年度重点施策	①預金保険制度の周知及び適切な運用 ②円滑な破綻処理のための態勢整備
参考指標	①預金保険制度に係る広報活動の状況 ①りそなグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 ①足利銀行の受皿選定作業の状況 ②名寄せ検査及び是正に向けた施策の実施状況 ②関係機関との連携状況

3. 政策の概要

ペイオフに関しては、平成14年4月から、まず定期性預金が定額保護に移行し、その後、同年の預金保険法一部改正により、無利息等の3要件を満たす決済用預金について全額保

護とするなど、決済機能の安定確保策を講じた上で、17年4月から、利息が付される普通預金等についても定額保護に移行（ペイオフ解禁）しています。

このような政策の遂行を担保し、預金者保護や金融システムの安定を図る観点から、以下のような措置を講じてきているところです。

(1) 預金保険制度についての誤解や不知による混乱を起こさないことが重要であるとの観点から、制度の整備を進めるとともに、制度の周知を図るための広報活動を実施することとしています。

(2) 預金保険法に基づき、我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じるおそれがある場合、それを未然に防止するため、金融危機対応会議の議を経て、同法第102条に基づく措置^{※1}を講ずるとともに適切なフォローアップ等を行うこととしています。

(3) 金融機関の破綻処理を迅速かつ円滑に進めるため、名寄せデータの精度の維持・向上や預金保険機構等の関係機関との緊密な連携に努めることとしています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策

なし。

4. 現状分析及び外部要因

17年4月からペイオフが解禁され（預金等の全額保護の特例措置が終了）、決済用預金を除く全ての一般預金等については、定額（元本1,000万円までとその利息）保護に移行しています。

19事務年度において金融機関の破綻はありませんでしたが、万が一、破綻が生じた場合においても金融システムの安定が損なわれることのないよう迅速かつ円滑な処理が図られる必要があります。

5. 事務運営についての報告

(1) 預金保険制度の周知及び適切な運用

① 預金保険制度の周知徹底のための広報活動

19事務年度についても、万が一、預金取扱金融機関の破綻が生じた場合に、預金保険制度に関する誤解等から無用な混乱を起こさないという観点から、引き続き、以下のとおり、国民への理解を深めるための広報活動を行いました。

ア. 各財務局等に対して預金保険制度に係る広報活動要領を通知し（19年7月）、効果的な広報活動を行うよう周知徹底しました。

※1 ①破綻又は債務超過でない金融機関については、第1号措置（資本増強）

②破綻金融機関又は債務超過の金融機関については、第2号措置（ペイオフコスト超の資金援助）

③債務超過の破綻銀行等については、第3号措置（特別危機管理）

イ. 従前のリーフレットについては、17年4月のペイオフ解禁に向けて作成・掲載されたものであったため、ペイオフ解禁後の預金保険制度に即し、19年10月からの（株）ゆうちょ銀行と20年10月からの（株）商工組合中央金庫の制度加入も視野に入れた内容に刷新しました。

刷新しましたリーフレットについては、各財務局等を通じて全国の地方公共団体等へ配布する（配布部数：約35万部）ことで、預金保険制度の周知及び情報の提供の浸透に努めました（19年12月～20年3月）。

②預金保険法第102条の適切な運用

ア. リソナグループ

リソナグループに対しては、早期健全化法第5条第4項及び預金保険法第108条第2項に基づき、19年3月期及び同年9月期における「経営の健全化のための計画の履行状況」報告を徴求する等、同グループの取組みのフォローアップを行いました。なお、その内容については、それぞれ19年8月及び12月に公表しました^{※2}。

（注）リソナグループは、22年3月末までを対象とする経営健全化計画（18年11月に策定・公表）について、20年4月に一部を見直し、公表しました。^{※3}

イ. 足利銀行

（ア）18事務年度に引き続き、受皿選定作業を実施しました。

- a. 19年3月に受皿候補7者より提出された事業計画書について審査を行い、19年9月に、審査を通過した2者に対して譲受条件等を提出するよう要請しました。
- b. 19年11月に上記2者より提出された譲受条件等について審査を行い、20年3月に、野村フィナンシャル・パートナーズとネクスト・キャピタル・パートナーズを中心とする企業連合（以下、「野村・ネクストグループ」という。）を受皿として選定し、公表しました。

（イ）20年7月に予定されている足利銀行の株式の譲渡に向け、以下の取組みを実施しました。

- a. 20年4月に、預金保険機構、野村・ネクストグループにより設立された「足利ホールディングス」、野村・ネクストグループ及び足利銀行との間で、足利銀行の株式の譲渡に係る株式売買契約が締結されました。
- b. 20年5月に、足利ホールディングスに対し銀行持株会社の認可を行いました。
- c. 20年6月に、預金保険機構による資金援助（金銭贈与、資産買取）が行われました。

^{※2}http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h1903/resona_hd.pdf
http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h1909/resona_hd.pdf

^{※3} http://www.fsa.go.jp/kenzenka/k_h181117/resona_hd_b.pdf
http://www.fsa.go.jp/kenzenka/k_h200411/resona_hd.pdf

(2) 円滑な破綻処理のための態勢整備

①名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータの精度の維持・向上のため、預金保険機構とも連携し、検査・監督を通じて、名寄せデータの整備状況を引き続き検証し、改善を促しています。

預金保険機構においては、金融機関における名寄せデータ等の整備の効果的な取り組みの促進につながるよう、立入検査・改善ヒアリング、システム検証、研修・助言の各施策間の連携を強化してきています。さらに、19年度より、より踏み込んだ改善対応を促す観点から、立入検査とシステム検証を同時に行うなど、各施策の充実が図られています。

また、正確な名寄せデータ等の整備に資する観点から、20年5月に「機構指定フォーマットに関するQ&A」の一部改訂なども行われました。

以上のように、預金保険機構と連携して預金者データの精度の維持向上に努め、万が一、金融機関が破綻した場合にも速やかに預金の払い戻しが行われる態勢の整備に努めました。

【資料1 名寄せ検査実施状況（20年6月末現在）】

事務年度	本庁実施			財務局実施			預金保険機構実施			計			合計
	銀行	信用金庫	信用組合	銀行	信用金庫	信用組合	銀行	信用金庫	信用組合	銀行	信用金庫	信用組合	
15	32	0	0	31	102	76	10	56	34	73	158	110	341
16	43	0	0	22	121	51	16	61	27	81	182	78	341
17	40	0	1	24	76	81	14	69	22	78	145	104	327
18	36	1	0	16	97	53	30	31	30	82	129	83	294
19	20	0	0	12	97	49	49	29	13	81	126	62	269

(注1)信用金庫には信金中央金庫、信用組合には全国信用協同組合連合会を含む。

(注2)実施件数は検査着手ベース

②関係機関との連携強化

預金保険機構との緊密な連携の下、初動対応の一層の円滑化、迅速化を含め、預金定額保護下での破綻処理のための態勢整備の充実に努めました。

6. 評価結果

(1) 評価結果の概要

①政策の必要性

金融システムの枠組みが金融機関の自己責任と市場による規律付けを中心とし、行政による規律付けは補完的な役割に移行する中、金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要があります。

②政策の効率性

預金保険制度の周知及び適切な運用、名寄せデータ精度の維持・向上及び関係機関との連携強化などの施策により、システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備を図ることができます。

③政策の有効性

預金保険制度については、国民全般に相当程度、周知が図られています。

りそなグループについては、「経営健全化計画」の着実な進捗が図られており、また、足利銀行については、野村・ネクストグループを受皿として選定し、株式の譲渡に向けた諸手続も着実に進捗が図られています。

円滑な破綻処理のための態勢整備については、金融機関における名寄せデータの精度の維持・向上が図られています。

(2) 各重点施策の評価

①預金保険制度の周知及び適切な運用

ア. 預金保険制度の周知及び情報の提供の浸透

預金保険制度についての国民の認知度について、金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」[二人以上世帯調査](19年)によれば、「知っていた」「内容まで知っていた」と「見聞きしたことはあった」の合計)と回答した世帯は81.3%と、高い水準にあります。

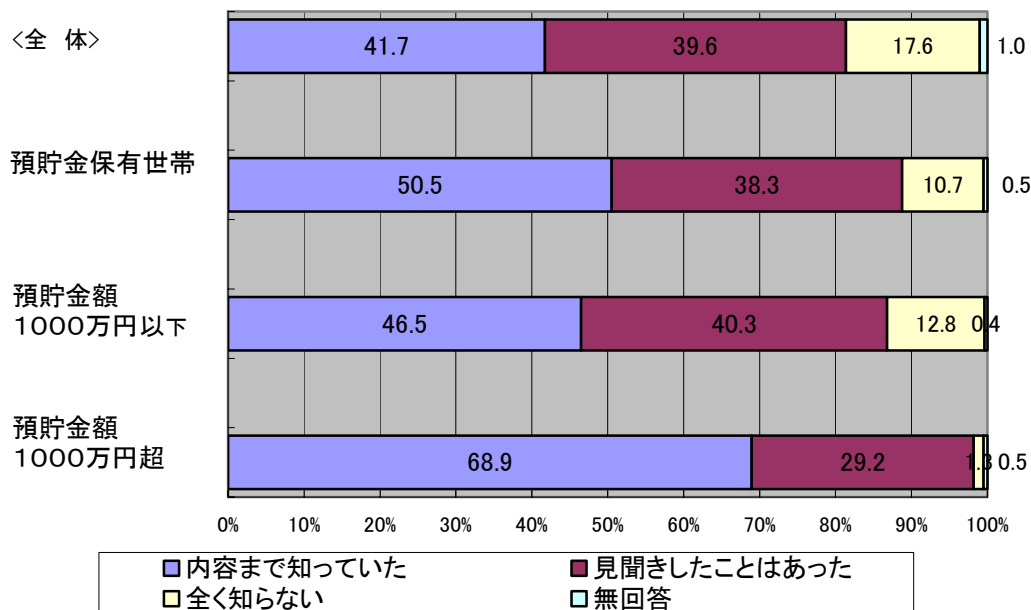
また、金融機関が破綻した際、実質的に影響を受けると考えられる預貯金額が定額保護の保険基準額(1,000万円)を超えている預貯金者については98.1%と、ほぼ100%に近い認知度にある点が注目されます。

なお、調査方法及び対象範囲が異なることから、単純比較ができないため参考値となりますが、金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」(18年)によれば、「知っていた」「内容まで知っていた」と「見聞きしたことはあった」の合計)と回答した世帯は、全体では80.9%、預貯金保有世帯では85.2%、預貯金額1,000万円以下では86.0%、預貯金額1,000万円超では93.9%でした。

アンケートの結果を踏まえれば、関係各位と連携し、本制度に係る広報活動を不断に行った結果、相当程度、制度の周知が図られてきていると考えられます。

また、ペイオフ解禁より現在に至るまで、預金保険制度についての誤解や不知による混乱等は生じておらず、情報提供の結果、本制度に係る認識が国民全般に広く行き渡ってきているものと考えられます。

【資料2 預金保険制度の認知度】



出所：金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査平成19年（2007）」

イ. 預金保険法第102条の適切な運用

(ア) リそなグループ

リそなグループが策定した「経営健全化計画」については、5大ビジネス分野（「中小企業取引」、「個人ローン」、「金融商品販売」、「不動産」、「企業年金」）を推進・強化するため、「地域運営」、「アライアンス」、「オペレーション改革」を差別化の3大戦略として展開するとともに、これらを支える基礎となる「サービス改革」を柱にあらゆる改革が進められるなど、20年3月期において同計画の着実な進捗が図られているものと考えています。

(イ) 足利銀行

足利銀行の受皿選定作業については、「金融機関としての持続可能性」、「地域における金融仲介機能の発揮」、「公的負担の極小化」の3つの基本的な審査基準に則り、3段階にわたり厳正・公平に審査を行った結果、20年3月に受皿としての適格性や譲受けの条件において最も優れている野村・ネクストグループを受皿として選定しました。20年7月に予定されている足利銀行の株式の譲渡に向けた諸手続についても着実に進捗が図られています。

②円滑な破綻処理のための態勢整備

ア. 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータの精度の維持・向上については、預金保険機構と連携しつつ金融機

関の検査を行い、そのデータベース等の整備状況を厳正に検証した結果、次のような事例が認められており、こうした問題の指摘を通じて、金融機関における名寄せデータの精度の維持・向上が図られたものと考えています。

- (ア) 営業店において、預金保険事故が発生した場合の預金保険機構指定データの作成訓練が行われていないほか、手作業で決済用預金を払い戻す際の作業手順が営業店職員に周知されておらず、実効性が確保されていない事例。
- (イ) 名寄せデータ整備については、データ整備に係る仕様変更が行われているにもかかわらず、事務統括部門は仕様変更による影響を検証していないことから、事務統括部門が管理している名寄せ不可能先と預金保険機構へ提出する名寄せ不可能先が相違している事例。

イ. 関係機関との連携強化

預金保険機構との緊密な連携の下、破綻処理に係る初動対応の円滑化、迅速化を図るための協議を継続するとともに、同機構で行われた「金融整理管財人業務」の研修に参加するなど、預金等定額保護下での破綻処理のための態勢整備の充実が図られているものと考えています。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①預金保険制度の周知及び適切な運用

ア. 預金保険制度の周知及び情報の提供の浸透

17年4月にペイオフ解禁が実施され、決済用預金を除く全ての一般預金等が定額保護に移行し、預金保険制度に関する誤解等から無用な混乱を起こさない、また、万が一の預金取扱金融機関の破綻の際の混乱を最小限に抑えるという観点から、引き続き、国民の預金保険制度に対する理解を深めるための広報活動を推進し、預金保険制度の認知度の維持・向上を図っていく必要があると考えています。

加えて、19年10月には(株)ゆうちょ銀行が預金保険制度に加入し、20年10月には(株)商工組合中央金庫が新たに預金保険制度に加入することから、両金融機関の本制度加入や、本制度加入後の預金等の保護の範囲について、国民に広く周知することも重要と考えています。

イ. 預金保険法第102条の適切な運用

(ア) リそなグループ

リそなグループについては、引き続き、経営健全化計画等が着実に履行されるよう、適切にフォローアップしていく必要があります。

②円滑な破綻処理のための態勢整備

今後とも、名寄せデータの精度の維持・向上や、預金保険機構と連携しつつ、初動対応

の一層の円滑化・迅速化を含め、破綻処理のための態勢整備の充実を図っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

要求内容	関連する重点施策	要求種別	(参考) 20年度予算額
金融危機管理経費	①	予算 <継続>	40,950千円
総務企画局参事官（金融危機対応担当）の期限の撤廃（恒久化）	①	機構・定員	

(注) 上記のほか、預金保険制度に関する広報経費（金融庁共通費）について、予算要求する必要があります。

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

(2) 19年度の達成度

A

(3) 達成度の判断理由

預金保険制度について相当程度、周知が図られているほか、金融機関における名寄せデータの精度の維持・向上が図られている等、システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理の態勢整備に向け成果が上がっていることから、Aと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 預金保険制度の認知度に関するアンケート調査（金融広報中央委員会）
- ・ リソナグループの経営の健全化のための計画の履行状況に関する報告書
- ・ 足利銀行の受皿候補に対する譲受条件等の提出要請について（19年9月21日公表）
<http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20070921-3.html>
- ・ 足利銀行の受皿選定について（20年3月14日公表）
<http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20080314-3.html>
- ・ 足利銀行の株式の譲渡に係る株式売買契約の締結について（20年4月11日公表）
<http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20080411-5.html>
- ・ 銀行持株会社にかかる認可について（20年5月16日公表）

<http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20080516-4.html>

1 1. 担当課室名

監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課

政策 I - 2 - (2) - ①

国際的な金融監督のルール策定等への貢献

1. 達成目標等

達成すべき目標	国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加すること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	国際化等の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している。このような状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作りに受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。
測定指標	金融庁が参画している各国際金融監督機関における基準・指針等の策定状況（策定数）

2. 平成19年度重点施策等

19年度重点施策	①国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等 ②海外監督当局との連携強化等 ③マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の国際的取組みへの貢献
参考指標	①バーゼル委、IOSCO、IAIS等の国際金融監督機関における国際的なルール策定等への参画状況（国際的なルール策定作業、当庁の活動等） ②EPA交渉への参画状況 ③WTOにおける金融サービス自由化交渉への参画状況 ④海外監督当局等との意見及び情報交換の実施状況 ⑤FATF・APG総会への参画状況（参加人数等）

3. 政策の概要

近年、世界各国の経済及び金融システムの相互連関がますます深まる中で、国際的な取組みを通じて、各国の金融システムの安定を図ることは、国際金融システムの安定と発展にとり不可欠であるとともに、我が国の金融システムの一層の安定化にもつながる重要な施策であると考えています。

また、近年、世界の多くの国で金融サービスの自由化や規制緩和への取組みが行われる中、国際的な金融サービス貿易のルール策定を通じて、各国の金融システムの適切かつ秩序ある自由化を促進することは、世界経済の健全な発展に資するとともに、我が国金融機関の海外での事業活動にも好影響をもたらすものであると考えています。

金融庁においては、各国際フォーラムにおける国際ルール策定等に積極的に参画するこ

ととしています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針 2007	平成19年6月19日	WTO交渉の年内妥結に向けて交渉全体の流れに即して柔軟に対応し、貢献を行う。EPAについて締結国数、質ともに充実させる。
金融・資本市場競争力強化プラン	平成19年12月21日	<p>各国の規制・監督の国際的な整合性を確保し、また、国際的な市場動向に的確に対応するため、今後とも国際会議や二国間協議等の場を活用して中身の濃い情報・意見交換を行い、各国と協力して共通の課題に取り組んでいく。</p> <p>こうした観点から、欧米の海外当局との定期的な意見交換をさらに充実するとともに、成長著しいアジア市場の監督当局との連携強化を図ることとし、その一環として、中国の監督当局等との定期協議を開始する。</p> <p>また、二国間、多国間で監督当局間の情報交換に関するネットワークを拡大し、海外の金融システムや金融・資本市場に関する情報収集能力を高めるとともに、その活用を通じて、金融機関の国際的な活動に対する監督の実効性を高め、クロスボーダー化する市場の公正性を担保すべく、不正な取引の排除に努める。</p>

4. 現状分析及び外部要因

国際化や金融コングロマリット化の進展に伴い、世界的レベルで規制や基準等の収斂の動きが加速しています。また、サブプライムローン問題をきっかけとした19年来の世界的な市場混乱に見られるような市場発の「21世紀型危機」への対応のために、海外監督当局等との連携強化の必要性がさらに拡大しています。こうした状況を踏まえ、金融庁は、各種の国際的なフォーラム等における議論に積極的に貢献し、我が国の金融システム及び金融市場を明確な理念及びルールに基づいた普遍性のあるものにするると同時に、金融に関する国際的なルール作りに受身ではなく、戦略的見地から積極的に参加し、主導的な役割を果たすべく努力することとしています。

5. 事務運営についての報告

(1) 国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等

①バーゼル銀行監督委員会、IOSCO、IAIS等の国際金融監督機関における国際的なルール策定等への参画状況（国際的なルール策定作業、当庁の活動等）

ア. バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会においては、国際的な銀行監督のルール策定や指針の確立に関する作業として、以下の文書等を公表しましたが、これらの策定にあたり、調査・起草段階から積極的な貢献を行ってきました。

また、バーゼル銀行監督委員会は、金融市場の状況に応じて、「金融市場の動向とバーゼル銀行監督委員会の活動」（2007年10月）、「銀行システムの強靱性強化のための対策」（2008年4月）とバーゼル銀行監督委員会の全般的な取組みを示すプレスリリースを発表しましたが、その策定にも積極的に貢献しました。

さらに、銀行の新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の円滑な実施の観点から、内部格付手法の検証方法やオペレーショナル・リスクの計測に関する議論等に積極的に参加したほか、海外監督当局との情報交換にも取り組みました。

- ・「トレーディング勘定における追加的デフォルト・リスクにかかる自己資本の算出のためのガイドライン」の市中協議文書（2007年10月）
- ・「流動性リスク：管理と監督上の課題」の報告書（2008年2月）
- ・「公正価値測定とモデリング：市場ストレスから得られた課題と教訓の分析」の報告書（2008年6月）
- ・「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」の市中協議文書（2008年6月）

イ. 証券監督者国際機構（IOSCO）

IOSCOにおいては、以下の各種基準・指針等の策定に貢献したほか、常設委員会において、会計・監査及び多国間開示、流通市場、市場仲介者、法務執行等に係る調査・研究及び報告書の策定作業に取り組みました。

また、2007年11月から市場仲介者の監督上の諸問題を取り扱う第3常設委員会の議長を我が国が務めているほか、国際監査基準等の基準設定活動の監視を担う委員会にIOSCO枠として我が国が参加するなどの貢献をしています。

- ・「証券引受けにおいて生じる利益相反の市場仲介者による管理」（2007年11月）
- ・「ストラクチャード・ファイナンス市場における信用格付機関の役割に関する報告書」（2008年5月）
- ・「サブプライム危機に関するタスクフォース報告書」（2008年5月） 等

ウ. 保険監督者国際機構（IAIS）

IAISにおいては、以下の各種基準・指針等の策定並びにIASB（国際会計基準審議会）の公正価値プロジェクトに対するコメントペーパーの取りまとめ等に貢献しました。現在進行中の作業においても、国際的に共通のソルベンシー評価基準等の策定、IASBの保険契約プロジェクトをはじめとする各種プロジェクトに対する意見の取りまとめに向けた取組み等に貢献しています。

- ・「資本の十分性及びソルベンシー目的のための統合リスクに関する指針」（2007年10月）
- ・「リスク及び資本管理のための内部モデルに関する指針」（2007年10月）
- ・「規制上の所要資本の構造に関する指針」（2007年10月） 等

エ. 金融安定化フォーラム（FSF）

FSFにおいては、サブプライムローン問題をきっかけとした19年来の世界的な金融市場の混乱に関し、G7より市場混乱の背景にある要因を分析し、中期的観点からの市場強化策を検討するよう要請を受け（2007年10月）、2008年2月のG7（東京）に中間報告、4月のG7（ワシントン）に最終報告「市場と制度の強靱性の強化に関するFSF報告書」を提出し、さらに6月のG8財務大臣会合（大阪）において、報告書に盛り込まれた提言の実施状況について報告を提出しました。

これらの報告書を作成するために、2007年秋に、金融庁長官を含む各国監督当局の長や国際機関の議長等で構成されるサブプライムローン問題に関する作業部会がFSFに設置され、当庁としても積極的に議論に参加・貢献してきました。4月の最終報告書提出後は、当該報告書の中で各国当局に求められた提言内容について迅速かつ着実に実施するとともに、提言実施に係る国際的な議論や検討についても積極的に参画しています。

オ. ジョイント・フォーラム

ジョイント・フォーラムにおいては、「信用リスク移転（2005年～2007年にかけての動向）」（2008年4月）、「金融コングロマリットにおけるリスク集中の認識と管理に関する業態横断的な調査結果」（2008年4月）、「金融商品・サービスのリテール販売における顧客適合性」（2008年5月）等のペーパーを公表しましたが、このための調査及び分析を含む作成作業に貢献しました。また、ジョイント・フォーラム金融コングロマリット諸原則（1999年策定）については、その実施状況に係るペーパー作成のための作業部会に加わり、現在、ペーパー作成に必要な調査や分析等の作業に積極的に貢献しています。

カ. 経済連携協定（EPA）交渉への参画状況

WTOにおける多国間交渉を補完するため、我が国は、湾岸協力理事会（GCC）、ベトナム、インド、オーストラリア及びスイス等との間でEPA締結交渉を行って

おり、当庁も積極的に交渉に参加し、金融サービスの自由化を促しているところで
す。19年度に関しては、チリ（2007年9月発効）とのEPAにおいて、金融サー
ビスを含めた幅広い分野での協力を強化することとなりました。シンガポールとの間
では、改正議定書が2007年9月に発効し、先方銀行免許枠の拡大や証券取引の自由
化拡大が行われることとなりました。

また、タイ（2007年11月発効）との交渉においては、先方金融監督当局の規制
監督能力の向上や現地に進出した我が国金融機関の業務展開の円滑化に貢献すべく、
金融監督当局間の協力や対話の枠組みを構築しました。さらに、ASEAN全体
（2008年4月署名）との交渉においては、既に二国間EPA等を通じて一定の自由
化が確保されているため、自由化規定を設けてはいませんが、今後のさらなる自由
化交渉に関する規定を設けました。

キ. WTO（世界貿易機関）における金融サービス自由化交渉への参画状況

WTOドーハラウンド交渉においては、金融プルーリ交渉を行った他、高級実務者
レベルを含め我が国関心国と二国間協議を行い、加盟国の自由化を求めました。ま
た、金融サービスを含めたサービス分野につき、2008年2月に議長報告書、5月に
改訂議長報告書が発出され、2008年中のラウンド妥結を目標に、精力的に交渉を行
っています。

（2）海外監督当局等との連携強化等（意見及び情報交換の実施状況）

米国、英国、仏国、独国、中国などとトップレベルでの金融監督当局間の対話を実施
しました。さらに、主要国の監督当局と日米ハイレベル証券市場対話（2008年6月）な
どを実施したほか、財務省との合同による日米財務金融対話（2008年3月）、日独財務
金融協議（2007年11月）、日加財務金融協議（2007年10月）などの定例・随時の二国
間協議を実施しました。特にアジアに関しては、中国の金融監督当局等との定期協議を
開催（2008年1月）したほか、日・マレーシア（2007年9月）、日・シンガポール（2008
年4月）などの二国間協議を実施しました。さらに、日中韓金融監督協力セミナー（2008
年3月）に出席する等の取組みを行いました。

（最近の主な金融協議等）

2007年9月	日・マレーシア金融サービス作業部会
2007年10月	日加財務金融協議
2007年11月	日独財務金融協議
2007年11月	日EU会計基準の動向に関するモニタリング会合（第3回）
2007年12月	日米保険協議
2007年12月	日スイス財務金融協議
2008年1月	日中定期協議
2008年3月	日中韓金融監督協力セミナー

- 2008年 3月 日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合（第4回）
- 2008年 3月 日米財務金融対話・金融サービス作業部会
- 2008年 4月 日・シンガポール金融サービス協力合同委員会
- 2008年 5月 日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合（第5回）
- 2008年 6月 日米ハイレベル証券市場対話

(3) マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の国際的な取組みへの貢献（金融活動作業部会（FATF）、アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（APG）総会への参画状況（参加人数等））

国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）を推進する政府間機関であるFATF及びアジア・太平洋地域におけるFATF型地域機関であるAPGの各種会合（計6回）に延べ10名が参加するなど、積極的な参画を行うことによって、AML/CFTにかかる国際的なルール策定に対する貢献を行いました。

また、FATFはAML/CFTの国際基準であるFATF勧告の加盟各国における遵守を確保するため、勧告遵守状況について加盟各国間による相互審査を行っていますが、他国に対する審査に当庁職員を派遣することにより、国際的なAML/CFTに対する積極的な貢献を行いました。

更に、我が国は19年度から20年度にかけてFATF相互審査の被審査国となっており、当庁のAML/CFTに対する取組みを審査団に対して積極的に説明すべく、関係省庁とともに的確な審査対応を行います。

6. 評価結果

(1) 評価結果の概要

①政策の必要性

国際化や金融グローバル化の進展、世界的なレベルで規制や基準等が収斂している動きが加速している状況や、サブプライムローン問題をきっかけとした19年来の世界的な市場混乱にみられるような市場発の「21世紀型危機」への対応のために、海外監督当局等との連携強化の必要性が拡大している状況を踏まえ、各種の国際的なフォーラム等における議論に積極的に貢献することが必要です。

②政策の効率性

国際的な金融監督のルール策定等に貢献していくにあたっては、各分野において行われている当該ルールを策定している途中段階において会議に直接参加し、発言していくことが、より効率的であると考えています。監督当局間の連携強化にあっても、2国間の定期的協議を行うことにより、両国間の問題が早期に解決できるため、効率的であると考えています。

③政策の有効性

金融庁に関連する様々な国際会議等におけるルール策定等の作業に積極的に参加することや、二国間のEPAや定期協議等の協議によって海外当局との連携を強化すること等、世界的な金融システムの安定化に資するものであると考えています。

(2) 各重点施策の評価

①国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等

金融庁は、国際的な金融監督基準や金融サービス貿易等ルール策定を行っている様々な国際的なフォーラム等の作業に参加し、積極的な貢献を行いました。19事務年度においては、金融庁が参画した各種フォーラムにおいて16の基準・指針等が策定され、当庁としても、以下のような貢献を行いました。各国当局が行う規制・監督にこれらの基準・原則・報告等に活用されることが期待されます。

ア. バーゼル銀行監督委員会

我が国は、バーゼル銀行監督委員会に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させ、「トレーディング勘定における追加的デフォルト・リスクにかかる自己資本の算出のためのガイドライン」の市中協議文書、「流動性リスク：管理と監督上の課題」の報告書、「公正価値測定とモデリング：市場ストレスから得られた課題と教訓の分析」の報告書、「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」の市中協議文書等、様々なルール策定や指針の確立等の作業に積極的に貢献しました。

また、「金融市場の動向とバーゼル銀行監督委員会の活動」、「銀行システムの強靱性強化のための対策」とバーゼル委の全般的な取組みを示すプレスリリースの策定にも積極的に貢献しました。

さらに、バーゼル銀行監督委員会の新規制実施作業部会(AIG)等の場を通じて、バーゼルIIの実施をめぐる諸課題についての議論や監督当局間の情報交換に積極的に参加したほか、邦銀の海外拠点を監督している海外当局との意見交換の実施等に積極的に取り組みました。

イ. 証券監督者国際機構(IOSCO)

我が国は、専門委員会、理事会、アジア・太平洋地域委員会、議長委員会、5つの常設委員会等のメンバーとして、各種IOSCO原則等の策定において、我が国の状況を含め市場実態について積極的に意見を発信し、行動規範の策定に大きく貢献しました。

また、20年2月には多国間情報交換枠組み(多国間MOU)への署名当局となり、世界中の証券監督当局との情報交換協力ネットワークを構築するなど、IOSCOの証券市場の公正性・透明性の確保のための活動に積極的に関与しています。

さらに、19年11月に金融庁のホストによりIOSCO東京コンファレンスが開催され、IOSCOと国内外の民間金融セクターとの対話促進の活動に貢献しました。

ウ. 保険監督者国際機構（IAIS）

我が国は、執行委員会、専門委員会の他複数の小委員会等の議論に参画し、各種の基準等の策定等に積極的な貢献を行いました。特に、新たに設置されたガバナンス・コンプライアンス小委員会では初代議長を務めているほか、ソルベンシー小委員会においては、副議長として、「資本の十分性及びソルベンシー目的のための統合リスクに関する指針」等の策定過程において積極的に意見を表明するとともに、国際的に共通なソルベンシー評価基準等の策定作業においてドラフティングに携わるなど、重要な貢献を行いました。

エ. 金融安定化フォーラム（FSF）

当庁は、サブプライムローン問題関係の作業部会における議論・検討に積極的に参加し、G7等への報告書の策定に大きく貢献しました。具体的には、19年11月に公表された「金融市場戦略チーム」の第一次報告書で指摘された論点、例えば証券化の一連のプロセスにおける、各当事者の情報伝達の確保やリスク管理の問題、バーゼルⅡ実施の重要性等について我が国の考え方を主張し、各国からの理解が得られるよう努めてきています。20年4月のG7声明やFSF報告書では、こうした論点について、基本的な方向性を同じくする問題意識や対応策等が示されており、各国間で共通の理解が得られたものと考えています。

また、提言の実施においても、銀行等のリスク特性に応じた開示やリスク管理を強化する観点から監督指針を改正し、また、我が国の預金取扱金融機関のサブプライムローン関連商品及び証券化商品等の保有額等を公表する等、リスク開示の改善やリスク管理監督の強化等について積極的な対応を行っています。

オ. ジョイント・フォーラム

我が国は、本会合に出席するとともに、テーマごとの作業部会にも参画し、ペーパー作成のための調査・分析を含め、公表ペーパーの作成作業に積極的に貢献しました。「金融商品・サービスのリテール販売における顧客適合性」の作成作業にあたっては、民間企業に対する調査を含め、意見を取りまとめ、分析、意見交換を行う等、積極的に議論に加わりました。

また、ジョイント・フォーラム金融コングロマリット諸原則（1999年策定）について、その実施状況に係るペーパーを作成するための作業部会にも加わり、関連の調査・分析や情報提供を行う等、ペーパーの作成に積極的に貢献しました。

カ. 経済連携協定（EPA）交渉

19年度に実施された各国とのEPA締結交渉において、当庁は、自由化による外資との競争が金融市場の発展・強化に寄与すること、我が国金融機関の進出は日系企業による直接投資の拡大に貢献し、受入国の経済発展にも資すること等、相手国

に対して自由化のメリットを説明して積極的に議論を行ってきました。

インドネシア（2008年7月発効）との交渉においては、インドネシア金融監督当局の規制監督能力の向上や現地に進出した我が国金融機関の業務展開の円滑化に貢献すべく、当局間の協力や対話の枠組みを構築することができました。

キ. WTO（世界貿易機関）金融サービス自由化交渉

WTOにおいて、2006年から現在までに他の四極メンバー（日本、米国、カナダ、EC）と金融プブリ会合を4回開催し、我が国を含めたリクエスト国側から共同リクエストに関する説明を行い、各国からオファーの自己評価やオファー改善の可能性について議論を行いました。また、金融プブリ会合の前後等に二国間交渉を行い、アジアの新興市場国に対して、粘り強く金融サービス自由化のメリットを説明し、オファーの改善を促しました。

（参考）プブリ交渉

通常の交渉は二国間交渉ですが、プブリ交渉は、複数の国が共同で分野別の自由化リクエストを提出し、複数国間（リクエスト側及び被リクエスト側）で自由化交渉を行います。

②海外監督当局との連携強化等

欧米・アジア等の金融監督当局との協議等を通じて、サブプライムローン問題や金融セクターの動向、規制・監督上の共通の重要事項等について積極的に意見交換を実施し、連携を強化しました。特にアジアに関しては、定期協議を開始する等、金融監督当局間の連携が強化されています。

③マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の国際的取組みへの貢献

19年度において、FATF及びAPGの各種会合に積極的な参画を行うとともに、FATF相互審査に当庁職員を派遣するなど、国際的なAML/CFTに対する積極的な貢献を行いました。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

（1）今後の課題

引き続き、それぞれの国際フォーラムにおいて国際的なルール作りに受身ではなく、戦略的見地から積極的に参加し、我が国の立場を主張しつつ、主導的な役割を果たすべく努力していく必要があります。

①国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等

ア. バーゼル銀行監督委員会

我が国は、各国の実状等を踏まえて作成されたバーゼル銀行監督委員会の各種の監督上の基準や指針が、銀行監督のためのより適切な環境整備に貢献するものであ

ると考えており、今後も、流動性リスクの規制・監督の手法の調査、自己資本の定義の調査、銀行の経済資本の測定・管理の手法の評価、ストレス・テストの手法の評価、金融商品の公正価値測定の手法の評価といった取組みを含め、国際的な銀行監督の枠組みのあり方に関する議論に積極的に貢献していく必要があります。

また、我が国では、19年3月末からバーゼルⅡが実施されていますが、国際的に活動する銀行グループがバーゼルⅡをクロスボーダーで円滑に実施していくためには、母国当局と現地当局とが緊密に連携・調整していくことが不可欠であり、今後も各国監督当局と緊密に情報交換等を進めていくことが、ますます重要になると考えています。さらに、最近の金融市場の混乱を踏まえたバーゼルⅡの枠組みの一部見直し・強化の作業にも積極的に貢献していく必要があります。

イ. 証券監督者国際機構（IOSCO）

今後は、IOSCOがこれまでに策定した原則の適切な実施に向けて取り組むほか、引き続き、理事会、専門委員会等の主要メンバーとして、クロスボーダー化が進み、変化の激しい証券分野の状況に応じて、ファンド、開示・会計基準、取引所、市場仲介者等に関する諸問題についての分析や国際的な証券規制の原則策定等に一層積極的に貢献していく必要があります。また、18年5月に申請した多国間MOUへの正式署名が20年2月に行われたことから、当庁と各国当局との間において法執行における情報交換協力を一層強化し、証券市場の公正性・透明性の確保のための活動に積極的に関与していく必要があります。

ウ. 保険監督者国際機構（IAIS）

各国の保険監督制度の実状等を踏まえてIAISの基準等を策定することは、我が国を含め各国の保険監督水準の向上に資すると考えられます。今後も、国際的に共通なソルベンシー評価手法をはじめとする基準等の策定に、我が国の監督経験等も踏まえ参画すること等、一層積極的に貢献していく必要があります。

エ. 金融安定化フォーラム（FSF）

20年4月のG7に提出されたFSF報告書に示された提言については、実施主体・実施時期が作業工程表の形で明記されており、各国当局・国際機関等は当該工程表に従い、着実に提言を実施していくことが求められています。当庁としても、各国当局が実施すべきとされた提言内容については、引き続き迅速かつ着実に実施していくほか、国際機関が実施すべきとされた提言内容についても、当該国際機関における議論や検討に積極的に参加・貢献していく必要があります。また、FSF報告書に盛り込まれた監督レッジや危機管理に関する国際的な小グループについても、適切に対応していく必要があります。

オ. ジョイント・フォーラム

金融コングロマリットの国際的な業務展開や金融各分野の業態区分が明確でなくなってきたことを背景として、これまでは各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化についての議論が中心でしたが、現在は加えて、業態にまたがるリスク管理等の問題の重要度も増してきています。顧客適合性等をはじめとする金融商品の販売・勧誘に関する問題や金融コングロマリットに対する監督のあり方といった業態横断的なグループに係る諸問題について議論を行い、提言等を報告書にまとめることは、我が国を含め各国におけるより適切な金融規制・監督の枠組みの構築に資するものであります。以上を踏まえ、今後も積極的に議論に参加し、各種報告書の作成や原則策定に貢献していく必要があります。

カ. 経済連携協定（EPA）交渉

我が国金融機関の活動や海外との取引が拡大する中で、海外への進出や更なる業務展開のための環境を改善すること及び現地に進出した金融機関の法的安定性を確保することは、我が国金融機関や現地の金融市場の発展に資するものであり、今後もEPAの金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、相手国に働きかけを行っていく必要があります。また、各国の金融当局との協力や対話の枠組みを積極的に活用し、規制の緩和や相手国の規制監督能力の向上、透明性向上等を促していく必要があります。

キ. WTO金融サービス自由化交渉

適切かつ秩序ある金融サービスの自由化は、我が国金融機関の国際的な活動を円滑化するだけでなく、世界経済の成長にも資するものであり、引き続きWTO金融サービス交渉に積極的に参加していく必要があります。

②海外監督当局との連携強化等

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融監督当局等との連携を強化していくことが極めて重要であり、今後も引き続き、個別案件ごとに連絡を取り合っていく他、定期的に金融監督当局等との協議を行い、金融セクターの動向等について意見交換を行う必要があります。特に、アジアの金融当局との協力の深化に積極的に取り組む必要があります。

③マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の国際的取組みへの貢献

金融取引のグローバル化が進むなか、我が国の国民生活の安全と平穩を確保し、経済活動の健全な発展を阻害しないためには、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に向けた国際的な協調を推進することは極めて重要であり、引き続き、FATF及びAPGの各種会合に積極的な参画を行うとともに、FATF相互審査に当庁職

員を派遣するなど、国際的なAML/CFTに対する積極的な貢献を行う必要があります。

また、我が国は19年度から20年度にかけてFATF相互審査の被審査国となっているところであり、20年度においても、当庁のAML/CFTの取組みを審査団に対して積極的に説明すべく、関係省庁とともに的確な審査対応を行っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

要求内容	関連する重点施策	要求種別	(参考) 20年度予算額
総務企画局総括審議官(国際・調査担当)の増設	①・②・③	機構・定員	
多国間会議への対応に係る担当係	①・②	機構・定員	
バーゼル銀行監督委員会の活動強化・拡大への対応に係る担当係	①	機構・定員	
総務企画局総務課企画官(FSAP担当)の时限の撤廃(恒久化)	①・②・③	機構・定員	

(注) 上記以外に、IOSCO、IAIS分担金をはじめ国際会議を運営するために必要な経費として、国際会議等に必要な経費(金融庁共通費)を要求する必要があります。

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

(2) 19年度の達成度

A

(3) 達成度の判断理由

各国際フォーラムに対して、金融庁として積極的に参画し、各種基準や提言等の策定に大きく貢献していること、及び中国、マレーシアとの定期協議の開始など海外当局との連携強化に進展が見られることから、Aと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 各国際機関等における各種ルール及び原則等

11. 担当課室名

総務企画局総務課国際室、監督局総務課国際監督室

政策 I - 2 - (2) - ②

新興市場国の金融当局への技術支援

1. 達成目標等

達成すべき目標	アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	本政策は、中長期的なアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上を各年度の達成目標とする。
測定指標	研修生による研修成果の活用状況(研修生に対するアンケート調査の結果)

2. 平成19年度重点施策等

19年度重点施策	①新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等の実施
参考指標	①研修事業等の実施状況

3. 政策の概要

世界経済に占めるアジア地域のウエイトが年々高まっている中で、アジア新興市場国の金融システムの安定性を確保することは、我が国にとっても極めて重要であるとの観点から、これらの国々の金融監督当局等に対する技術支援に積極的に取り組み、あわせて連携を強化していくものです。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
金融・資本市場競争力強化プラン	平成19年12月21日	各国の規制・監督の国際的な整合性を確保し、また、国際的な市場動向に的確に対応するため、今後とも国際会議や二国間協議等の場を活用して中身の濃い情報・意見交換を行い、各国と協力して共通の課題に取り組んでいく。

4. 現状分析及び外部要因

世界経済に占めるアジア地域のウエイトが年々高まっている中で、アジア新興市場国の

金融システムの安定性を確保することは、我が国にとって極めて重要ですが、最近の金融システムの急速な発展に、アジア新興市場国の金融監督当局等の体制整備が追いついていないのが実情です。

アジア新興市場国と経済的、社会的に密接な関係にあり、かつ金融先進国である我が国は、これらの国々の金融監督当局等に対する技術支援が求められています。

5. 事務運営についての報告

19年度は、保険監督者セミナー、証券監督者セミナー、証券法執行セミナー、預金保険セミナーを東京にて実施しました。

(1) 保険監督者セミナー（19年11月実施）

アジア新興市場国7カ国の保険監督当局の職員8名を招き、「第4回保険監督者セミナー」を開催しました。このセミナーでは、保険商品の販売や勧誘に関する規制監督等について日本における取組みを中心に、金融庁の職員等から講義を行いました。

(2) 証券監督者セミナー（20年2月実施）

アジアの新興市場国15カ国の証券監督当局の職員25名を招き、「アジア新興市場国の証券市場規制監督担当者に対する国際研修」（証券監督者セミナー）を開催しました。このセミナーでは、最近の証券規制監督に係る課題について、金融庁や証券取引等監視委員会、自主規制機関の職員等から講義等を行いました。

(3) 証券法執行セミナー（20年3月実施）

アジアの新興市場国11カ国から21名を招き、「第7回証券法執行セミナー」を開催しました。このセミナーでは、証券取引等監視委員会や金融庁、自主規制機関職員等が、講義やケース・スタディ、グループ・ディスカッション等を通じ、証券取引等監視委員会や金融庁の担う業務、調査、検査、取引審査実務や、自主規制機関の活動等について講義を行いました。

(4) 預金保険セミナー（20年2月実施）

預金保険制度の導入を検討中、または導入直後のアジア新興市場国5カ国から金融監督当局担当者8名を招き、「第3回預金保険セミナー」を開催しました。このセミナーでは、金融庁職員や預金保険機構の職員が、我が国における預金保険制度の変遷や運営、公的資金返済の仕組み等について講義を行いました。

6. 評価結果

(1) 評価結果の概要

①政策の必要性

世界経済に占めるアジア地域のウエイトが年々高まっている中で、アジア新興市場

国の金融システムの安定化を図ることは、我が国にとって極めて重要ですが、最近の金融システムの急速な発展に、アジア新興市場国の金融監督当局等の体制整備が追いついていないのが実情です。

従って、アジア新興市場国に対するこれらのセミナーを毎年実施することで、これらの国々の金融監督当局等の能力を向上させていく必要があります。

②政策の効率性

アジア新興市場国に対するこれらのセミナーは、各国に事前に行ったアンケート調査結果等に基づいて企画立案、実施したものであり、これらの国々のニーズに応えるものとなっていると考えます。また、研修生を毎年、東京に招聘することで、金融庁職員等により、短期間に集中的な講義を行うことが可能となります。

③政策の有効性

各セミナー終了後、セミナーの成果が各国の金融監督当局の能力向上に役立っているかどうかについてアンケート調査を行ったところ、回答者のおおむね7割以上から、「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であるとの回答を得ています。

(2) 各重点施策の評価

各セミナー終了後、研修生に対しアンケート調査を実施していますが、19年度の結果は、各セミナーとも、回答者のおおむね7割以上から「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」との回答を得ています。

従って、これらのセミナーは、アジア新興市場国の金融監督当局等に対する技術支援を通じた能力向上に役立っており、我が国とアジア新興市場国との連携強化、ひいては我が国金融機関のアジアでの事業展開に資するものと考えています。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

引き続き、我が国と緊密な経済関係を有するアジアの新興市場国の金融監督当局等に対する技術支援に積極的に取り組むことによって、これらの国々の金融監督当局等の能力向上や、我が国との連携強化に資するものと考えています。

以上の観点から、技術支援の実施を通じたアジア新興市場国の金融規制・監督当局の能力向上や人材育成に引き続き積極的に取り組んでいくことが必要であると考えています。

なお、「預金保険セミナー」は19年度で終了し、20年度からはアジア各国からのニーズを踏まえ、アジアの新興市場国の銀行監督当局担当者を対象に「銀行監督セミナー」を開催する予定です。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

要求内容	関連する重点施策	要求種別	(参考) 20年度予算額
新興市場国を対象にした金融行政研修等	①	予算 <継続>	46,801千円
国際開発金融機関協力経費	①	予算 <継続>	32,960千円

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

(2) 19年度の達成度

A

(3) 達成度の判断理由

各研修の終了後のアンケート調査の結果、回答者のおおむね7割以上から、研修で得た内容が「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であるとの回答を得るなど、アジア新興市場国の金融当局に対する技術支援を通じた能力向上、更には我が国との連携強化に寄与していると考えられることから、Aと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

・各セミナー等の参加者に対するアンケート調査

11. 担当課室名

総務企画局総務課国際室

法定任務Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護

基本目標Ⅱ－１ 国民が金融サービスを適切に利用できること

【評価結果の概要】

金融商品取引法の適切かつ円滑な施行のためのフォローアップや多重債務問題への取組みにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような金融システムがさらに整備されましたが、金融商品・サービスの多様化が進む中、多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化が必要であるほか、ペイオフ解禁拡大の実施や「貯蓄から投資へ」の流れの中で、広く国民に対して金融に関する正確な情報を発信することは、金融トラブルの未然防止、利用者利便の向上を図る上で必要不可欠です。

EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）を利用したディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されます。

また、企業会計基準については、国際的動向をも踏まえつつ整備が図られており、企業財務認識の適正化を通じた我が国金融・資本市場の信頼性の向上に寄与するものと考えています。

さらに、公認会計士・監査法人等に対する監督及び検査並びに日本公認会計士協会が行う品質管理レビューの審査等を着実に実施することは、公認会計士監査の充実・強化に資するものと考えています。

基本目標Ⅱ－２ 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること

【評価結果の概要】

法令に照らして、利用者保護等に重大な問題が生じているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な行政処分を行うとともに、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップしていくことが必要です。行政処分を受けた金融機関等においては、改善計画の履行等を通して、法令等遵守に係る全役職員に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、内部管理態勢の整備・強化等の取組みが行われており、実態面から見て、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上が見られると考えています。

基本目標Ⅱ－３ 市場が公正であること

【評価結果の概要】

取引の公正を確保し、市場に対する投資者の信頼を保持するため、金融・資本市場に関する情報の収集・分析、取引審査、金融商品取引業者に対する検査、課徴金調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、犯則事件の調査などの市場監視活動の結果、取引の公正を損なうなど法令違反が認められた場合には、行政処分等の勧告や犯則事件としての告発を行うなどの厳正な対処により、不公正な取引の未然防止の抑止力として機能していると考えています。

また、市場の公正性・透明性を確保するためには、証券取引所の持つ自主規制機能や証券会社の市場仲介者としての機能等が適正に発揮される必要があり、証券取引所や日本証券業協会が各諸規則を改正等することによって、市場の公正性・透明性の向上に資したものと考えています。

政策Ⅱ－１－（１）－①

金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底

1. 達成目標等

達成すべき目標	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。 【根拠】「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）、「多重債務問題改善プログラム」（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）等
測定指標	金融サービスの利用者保護の仕組みの確保の状況 （金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されるためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、施策に係る利用者保護ルールの企画・立案等の状況により評価を行う。）

2. 平成19年度重点施策等

19年度重点施策	①投資性の強い金融商品に横断的な利用者保護制度の整備 ②保険商品の販売・勧誘ルールの充実 ③改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等 ④信用分野における消費者信用全体からみた幅広い検討 ⑤違法な経済取引の被害者救済に関する検討 ⑥偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・検討
参考指標	①関連する政令・内閣府令等及び監督指針の整備状況 ②保険契約者等保護のための施策の検討状況 ②日本広告審査機構における保険会社の広告等の表示に係る相談等件数 ③関連する政令・内閣府令等及び事務ガイドラインの整備状況 ③多重債務問題改善プログラムの実施状況 ④消費者信用に係る検討状況 ⑤違法な経済取引の被害者救済に関する検討状況等 ⑥預貯金者保護のあり方の検討状況等

3. 政策の概要

金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サ

ービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指しています。

そのため、引き続き、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組んでいます。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第 164 回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成 18 年 1 月 20 日	主要銀行の不良債権残高はこの 3 年半で 20 兆円減少し、金融システムの安定化が実現した今日、「貯蓄から投資へ」の流れを進め、国民が多様な金融商品やサービスを安心して利用できるよう、法制度を整備します。
経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	第 4 章 持続的で安心できる社会の実現 5. 治安・防災、エネルギー政策等の強化 【具体的手段】 ・全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」を推進する。

4. 現状分析及び外部要因

我が国経済が成熟し、また、少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供することが必要です。また、金融サービス業が高い付加価値を生み出す産業として日本経済に貢献することも重要です。

一方で、新たな金融技術や IT 技術の進展なども背景として、多様な金融商品・サービスが次々と販売されるようになってきています。

このようななか、金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築が求められています。

5. 事務運営についての報告

（1）投資性の強い金融商品に横断的な利用者保護制度の整備

金融商品取引法において、投資性の強い金融商品・サービスを対象とした利用者保護ルールが整備されました。また、「同じ経済的性質を有する金融商品には同じルールを適用する」との考え方の下、投資性の強い預金・保険等についても、各業法で金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールが整備されました。これらの利用者保護法制については、関係政令・内閣府令等を整備した上で 19 年 9 月 30 日から施行しました。

また、金融商品取引法の円滑な実施を図るため、20年2月21日に質疑応答集「金融商品取引法の疑問に答えます」を公表し、①金融商品の販売・勧誘に係る法令の考え方の明確化を図るとともに、②その内容を検査・監督等にあたる当局の担当者にも周知徹底を行うことにより、当局としての適切な対応が確保されるよう努めました。

(2) 保険商品の販売・勧誘ルールの充実等

① 生命保険のセーフティネットについては、生命保険契約者保護機構の資金援助等に要する費用に係る負担のあり方、政府補助に係る規定の継続の必要性等について、関係者からヒアリングを行うなど検討・情報収集を進めています。

② ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方については、「最終報告～ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方～」（18年6月公表）を踏まえ、19年7月5日に監督指針の改正を行いました。

具体的には、消費者がニーズに合致した保険商品を適切に選択・購入できる環境整備を図るため、比較情報の提供を行うに際しての留意点の明確化を図りました。

(3) 改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等

①改正貸金業法について

ア. 18年12月に成立した「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」に係る政令・内閣府令が、19年11月7日に公布されました。また、19年12月19日に改正貸金業法が本体施行されました。

イ. 改正貸金業法の本体施行に伴い、「貸金業者向けの総合的な監督指針」の策定や、自主規制機関として新たに設立された貸金業協会の自主規制ルールを認可しました。

②多重債務問題改善プログラムについて

ア. 「多重債務問題改善プログラム」の策定を受け、自治体職員向けに、相談時の心構えや相談手順等を分かり易く解説した「多重債務者相談マニュアル」を作成し、全ての自治体に配布しました（19年7月作成、20年3月改訂版作成）。

イ. 多重債務者対策本部、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会の主催で、19年12月10日から16日までの間、「全国一斉多重債務者相談ウィーク」を実施しました（平成19年8月15日多重債務者対策本部決定）。期間中、都道府県と都道府県内の弁護士会・司法書士会が共同で多重債務者向けの無料相談会を実施し、全国延べ450カ所の相談会に約6,000人が来訪されました。

なお、20年は「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施することとしています（平成20年6月10日多重債務者対策本部長決定）。これは、19年の全国一斉実施方式を改め、20年9月1日から12月31日までのキャンペーン期間中に、各都道府

県の主体的な判断の下で、弁護士会・司法書士会と共同で多重債務者向けの無料相談会を実施するものです。

ウ. 国においても、多重債務者からの相談を直接受け付けるとともに、自治体等関係者の取組みをバックアップするため、20年4月から全国の財務局等に相談員を配置しました（全国に43名を配置）。

<参考：多重債務者対策本部の開催経過等>

○19年8月15日：「全国一斉多重債務者相談ウィーク」の実施を決定

○20年6月10日：「多重債務問題改善プログラム」フォローアップ報告了承

(4) 信用分野における消費者信用全体からみた幅広い検討

消費者信用分野に関し、18年12月に成立した改正貸金業法の施行に向けて、政令・内閣府令の整備等を行いました。また、経済産業省産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会において検討された割賦販売法の改正について、検討状況を注視するなど、消費者信用制度全体の動向についての把握に努めました。同時に、消費者行政の一元化に向けて、19年6月27日に閣議決定された消費者行政推進基本計画に沿って、対応しています。

(5) 違法な経済取引の被害者救済に関する検討

凍結された預貯金口座に滞留している振り込み詐欺等の被害金の被害者への返還を目的とした「犯罪利用預金口座等の利用による被害回復分配金の支払等に関する法律」（振り込み詐欺救済法）が19年12月に議員立法として成立し、20年6月21日に施行されました。これに伴い、振り込み詐欺救済法の適切かつ円滑な施行に向け、関連政令・内閣府令等の制定・改正を行いました。さらに、法律の周知のため、ポスターやHPの作成などの広報活動を行いました。

(6) 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・検討

①金融機関の対応状況の把握

ア. 「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を取りまとめ、四半期ごとに公表しました。

イ. 各預金取扱金融機関の20年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表しました。

- ② 預貯金者保護法、同法附則及び附帯決議を踏まえ関係各者間で検討を行った結果、業界団体において、盗難通帳やインターネットバンキングによる預金等の不正払戻しが発生した際に、金融機関が無過失の場合でも預金者に過失がないときは、原則、金融機関が被害を補償する旨の申し合わせがなされました。

6. 評価結果

(1) 評価結果の概要

①政策の必要性

金融を巡る環境が日々変化している中で、金融実態に対応した利用者保護ルール等が整備され、適切かつ円滑に運用されているかについてフォローアップをし、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムを整備し続けることが必要です。

②政策の効率性

金融商品取引法の本格施行や多重債務問題改善プログラムへの取組みなど、金融実態に的確に即した利用者の保護ルール等を整備しています。

③政策の有効性

金融商品取引法の適切かつ円滑な施行のためのフォローアップや多重債務者問題への取組みにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような利用者保護ルールの一層の充実が図られました。

振り込め詐欺救済法の成立や、盗難通帳及びインターネットバンキングによる預金等の不正払戻しに対する金融機関の対応の見直し等により、金融関連犯罪の未然防止やその被害者の保護がさらに図られました。

(2) 各重点施策の評価

①投資性の強い金融商品に横断的な利用者保護制度の整備

金融商品取引法令の施行により、利用者保護ルールの一層の充実が図られたものと考えています。

また、施行後一部の金融機関の現場において、本来の法の趣旨と異なる誤解とも言える過剰な対応が行われているとの指摘が見られた他、当局の検査・監督のあり方にその原因があるのではないかと指摘も見られたことから、質疑応答集の公表によりこうした問題点の解消に努めているところです。

②保険商品の販売・勧誘ルールの充実等

生命保険のセーフティネットについては、生命保険契約者保護機構の資金援助等に要する費用に係る負担のあり方や政府補助に係る規定の継続の必要性等について検討を進めていますが、20年度は検討予定期間の最終年度に当たることから、作業の一層

の促進を図っていきます。

③改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等

ア. 改正貸金業法について

改正貸金業法の本体施行とそれに伴う関係諸規定が整備されたことで、本体施行から2年半以内に実施される完全施行に向けた貸金業界を巡る制度設計の土台が作られました。これらの「貸し手」への規制強化により新たな多重債務者の発生が抑制され、安心して利用できる貸金市場の構築に寄与するものと考えています。

イ. 多重債務問題改善プログラムについて

「多重債務問題改善プログラム」に定められた各施策について、国や地方自治体をはじめとする関係者による取組みが着実に進められています。これにより、既に多重債務に陥っている方々をはじめとする「借り手」への対策が図られ、上記の「貸し手」への規制強化と併せ、深刻な社会問題となっている多重債務問題の解決につながるものと考えています。

④ 信用分野における消費者信用全体からみた幅広い検討

改正貸金業法の本体施行とそれに伴う関係諸規定が整備されたこと、改正割賦販売法が成立したこと、また、消費者行政の一元化に向けた取組みが進められていること等により、今後、信用分野における消費者信用全体の検討が進み、一層の利用者保護が図られていくものと考えています。

⑤ 違法な経済取引の被害者救済に関する検討

振り込め詐欺救済法が施行されたことにより、凍結された預貯金口座に滞留している被害金の被害者への早期に返還に資するものと考えています。

⑥ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・検討

各金融機関の取組状況については、20年3月末基準で実施したアンケート調査によると、

ア. ICキャッシュカードについては、19年3月末時点で997金融機関(全体の60.6%)が導入していたのに対し、20年3月末時点では1,171金融機関(全体の72.7%)が導入

イ. 生体認証機能付ICキャッシュカードについては、19年3月末時点で198金融機関(全体の12.0%)が導入していたのに対し、20年3月末時点では269金融機関(全体の16.7%)が導入

しているなど、一定の進展が見られます。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

- ① 19年9月より施行された金融商品取引法、19年12月より段階的に施行されている貸金業法、20年6月より施行された振り込め詐欺救済法について、法律の趣旨・目的が広く理解され、各法律の円滑な運用がなされるよう努める必要があります。
- ② 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・検討については、金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう指導・監督していく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

要求内容	関連する重点施策	要求種別	(参考) 20年度予算額
金融商品取引法への対応強化に向けた体制整備	①	機構・定員	

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、必要に応じて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

(2) 19年度の達成度

A

(3) 達成度の判断理由

金融商品取引法や振り込め詐欺救済法の施行、多重債務問題改善プログラムの着実な実施など金融サービスの利用者保護の仕組みの確保のための取組みが着実に進展していることから、Aと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 質疑応答集「金融商品取引法の疑問に答えます」（20年2月21日公表）
<http://www.fsa.go.jp/seisaku/18jisseki.html>
- ・ 関係法令等の整備状況

11. 担当課室名

総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度

参事官室、総務企画局企画課保険企画室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

政策Ⅱ－１－（１）－②**利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実****1. 達成目標等**

達成すべき目標	<p>国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること</p> <p>【達成年次】毎年度</p>
目標設定の考え方及びその根拠	<p>多重債務問題が深刻な社会問題となっており、また、金融商品・サービスの多様化・高度化といった金融環境の変化の中で、金融商品の持つリスクに気付かなかつたり、騙されて損をしたりする事例も生じている。多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。</p> <p>こうした状況を受けて、利用者への情報提供の充実により利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。</p> <p>また、「財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）において、「国民1人1人への金融経済教育等の充実を図る」が盛り込まれている。</p> <p>【根拠】「財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成18年7月7日閣議決定）、「多重債務問題改善プログラム」（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）等</p>
測定指標	<p>各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについての理解の状況（「証券投資に関する全国調査」、「金融に関する消費者アンケート調査」）等</p>

2. 平成19年度重点施策等

19年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ①金融経済教育の充実 ②当局における相談体制並びに業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備 ③金融行政に関する広報の充実 ④多重債務者のための相談体制等の整備 ⑤認定投資者保護団体制度の周知
-----------------	--

参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ①各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについての理解の状況（「証券投資に関する全国調査」、「金融に関する消費者アンケート調査」） ①金融庁ホームページ（「おしえて金融庁」等）へのアクセス件数 ①関係省庁・民間団体との連携状況（後援名義の付与件数） ①高度金融人材の育成に関する検討状況 ②「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 ②金融トラブル連絡調整協議会におけるアンケート調査 ③金融庁ホームページへのアクセス件数 ③金融庁ホームページへの新着情報配信サービス登録件数 ③金融行政アドバイザーによる広報活動への参画状況 ④財務局における相談員の配置状況 ④相談マニュアルの周知状況 ④地方自治体における相談体制の整備状況 ⑤認定投資者保護団体制度の周知状況
-------------	--

3. 政策の概要

国民が金融商品・サービスを適切に利用するうえでは、各種金融商品・サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していることが必要です。このため、金融庁においては、副教材・パンフレットの作成・配付や金融庁ウェブサイトを通じた情報提供など、金融経済教育の充実を図ることとしています。また、金融サービスの利用者からの相談等に適切に対応することも必要であると考えています。

【参考】 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
財政運営と構造改革に関する基本方針 2006	平成 18 年 7 月 7 日	第 2 章 成長力・競争力を強化する取組 1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化 (5) 生産性向上型の 5 つの制度インフラ ③カネ：金融の革新 （中略） 国民一人一人への金融経済教育等の充実を図る
経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	第 4 章 持続的で安心できる社会の実現 5. 治安・防災、エネルギー政策等の強化 【具体的手段】 ・全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」を推進する。

4. 現状分析及び外部要因

平成16年6月から8月にかけて金融庁が実施した「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート調査」（回答学校数：小・中・高 761校）においては、小学校・中学校・高等学校から、「金融経済教育は重要であり、かつ必要である」とする回答がそれぞれ57%、75%、81%あり、国民からも金融経済教育の充実が求められているといえます。

金融を取り巻く環境をみると、金融商品・サービスの多様化が進む一方、多重債務問題などが深刻な社会問題となっています。19年4月、多重債務者対策本部において「多重債務問題改善プログラム」が取りまとめられましたが、その中でも、多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化は、多重債務者向けの相談窓口の整備・強化とともに、多重債務者対策の「車の両輪」として、その必要性が明記されたところです。

また、ペイオフ解禁拡大の実施や「貯蓄から投資へ」の流れの中で、広く国民に対して金融に関する正確な情報を発信することや高度な金融人材を育成することが、金融トラブルの未然防止、利用者利便の向上や金融・資本市場の競争力強化に不可欠です。

「金融・資本市場競争力強化プラン」（19年12月公表）においても、金融経済教育の一層の充実による金融経済リテラシーの一層の向上や、高度かつ実践的な金融教育の充実が必要とされました。

金融庁では、金融サービスの利用者からの相談等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を17年7月から開設しています。19年度の相談等の受付件数は45,873件、1日当たりの平均受付件数は187件となっており、保険商品等に関する相談等が減少したことから前年度（212件）に比べ減少しています。

金融行政にかかる広報については、これまでも記者会見・記者説明など報道機関を通じての情報発信だけでなく、政府広報や金融庁ウェブサイトなど多様な媒体を活用し、正確な情報を直接発信するよう努めています。

5. 事務運営についての報告

（1）金融経済教育の充実

①パンフレット等の作成・配布

ア. 中学生・高校生向け副教材の配布

学習指導要領に対応した中学・高校生向け副教材「わたしたちの生活と金融の働き」（中学生向けパンフレット、高校生向けパソコンソフト）を金融庁ウェブサイトに掲載するとともに、授業等で活用要望のある全国の学校に広く無償配付しました（中学校9万9千部、高校1万8千枚）。

イ. 高校3年生及び一般社会人向けパンフレット・DVDの作成・配布

高校3年生及び一般社会人を対象に金融トラブルの未然防止等を目的に作成したパンフレット「はじめての金融ガイド」をウェブサイトに掲載するとともに、全国

の地方公共団体、高校、大学等に広く無償配付しました（62万部）。

また、20年3月に、多重債務、振り込め詐欺、偽造盗難キャッシュカード等の金融トラブルの未然防止等を目的として「はじめての金融ガイド」DVD版を作成し、20年5月に、全国の地方公共団体、高校、大学等に広く無償配布しました（2万7千枚）。

ウ. 多重債務者発生予防のための啓発リーフレットの作成・配布

19年9月、多重債務者の発生予防を目的としてリーフレット「安易に借金をしてはいけません～多重債務に陥らないために～」を文部科学省と共同で作成し、ウェブサイトに掲載しました。その後、19事務年度中に、全国の地方公共団体、高校、大学等に広く無償配付しました（135万部）。

②文部科学省及び学校教育現場等への働きかけ

19年10月、文部科学省に対して、学習指導要領における金融経済教育に関する記述の充実を要請し、20年3月に改訂された小・中学校の学習指導要領において、「金融・経済」関連の記述が充実されました。また、財務局・財務事務所を通じて学校教員向けの研修を19事務年度中に41回実施しました。さらに、20年1月に教科書製作会社向けに金融経済教育に関する説明会を実施しました。

③シンポジウムの開催

地域住民を対象に、金融取引に関するトラブル事例にもふれながら、生活設計と資産運用の在り方について考えていただくためのシンポジウムを、仙台市、東京都中央区、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市の計6カ所で開催しました。

④金融庁ウェブサイト金融経済教育コーナーによる情報提供

小・中・高校生及び新社会人を対象に金融の仕組みについて分かりやすく解説する「おしえて金融庁」、及び一般社会人を対象に金融取引に係る注意喚起情報等を掲載する「一般のみなさんへ」のコーナーにより、分かりやすい情報提供、タイムリーな情報提供に努めています。

⑤金融庁後援名義の付与

金融知識の普及等を目的に金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等について、「金融庁後援」名義を19年7月以降19件付与しました。

⑥高度金融人材の育成

19年12月に、全国銀行協会、日本証券業協会、(社)信託協会、(社)生命保険協会、(社)日本損害保険協会及び国際銀行協会に、講師派遣やインターンシップ受け入れに関する大学・大学院との連絡窓口の設置を要請するとともに、文部科学省に対し

て、大学・大学院における高度かつ実践的な金融教育の充実を要請しました。

また、20年5月には、各大学・大学院に対して、各業界団体に設置された連絡窓口を活用して、高度かつ実践的な金融教育を充実するよう要請しました。

(2) 当局における相談体制並びに業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備

①金融サービス利用者相談室

金融サービス利用者の利便性向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に一元的に対応しました。また、相談件数や主な相談事例のポイント等を四半期毎に公表しました(19年7月、19年10月、20年1月、20年4月公表)。

②金融トラブル連絡調整協議会

「金融トラブル連絡調整協議会」を開催し、アンケート調査を行うなど、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」(14年4月策定)に沿った各業界団体等における苦情・紛争解決支援手続の運用面の適正性に重点を置いたフォローアップ等を実施しました。また、同協議会では、20年3月から4回にわたって、これまで8年間の取組みを振り返り、金融ADR(裁判外紛争解決支援)の整備にかかる今後の課題などについて議論が行われ、20年6月24日、「金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度(金融ADR)の整備にかかる今後の課題について」(座長メモ)が取りまとめられました。

(3) 金融行政に関する広報の充実

①金融行政に関する様々な機会・媒体を活用した広報

当庁の施策について、政策広報のテレビ等の各種媒体の活用により広報展開を行いました。また、各種報道発表については、引き続き重要なもの等について報道発表に併せて大臣による記者会見や担当者による記者説明を行うほか、英語による資料を作成し、広報を行いました。

17年9月に導入した金融行政アドバイザー制度に基づき、各財務(支)局・沖縄総合事務局において、金融行政アドバイザーより金融行政に対する意見等を報告頂くとともに広報活動に参画頂いています。19年における広報活動の実施状況は、延べ人数138名の金融行政アドバイザーの方に地域密着型金融や金融経済教育に関するシンポジウム等、129件の広報活動に参画頂きました。

②金融庁ウェブサイト等の充実

「振り込め詐欺救済法」、「株券電子化(ペーパーレス化)」、「改正貸金業法・多重債務者対策」、「金融商品取引法制」等、国民生活に重大な関わりがある分野を中心に、ウェブサイトの情報内容の充実を図るとともに、ウェブサイト上の月刊広報誌「アクセスFSA」の特集やお知らせコーナーを活用し、写真や図、表を用いて正確で分かり

やすい情報発信に努めました。

また、19年8月及び12月には日本語版金融庁ウェブサイトをより分かりやすく体系的に整理したほか、20年1月及び4月には英語版金融庁ウェブサイト、証券取引等監視委員会ウェブサイト（日本語・英語）、公認会計士・監査審査会ウェブサイト（日本語）について新着情報メール配信サービスを開始し、ウェブサイト利用者へのサービス向上を図りました。

さらに、金融庁の重要な政策を中心に英文による報道発表を推進し、海外広報の充実に努めました。

（4）多重債務者のための相談体制等の整備

①多重債務者相談マニュアル

「多重債務問題改善プログラム」の策定を受け、自治体職員向けに、相談時の心構えや相談手順等を分かり易く解説した「多重債務者相談マニュアル」を作成し、全ての自治体に配布しました（19年7月作成、20年3月改訂版作成）。

②全国一斉多重債務者相談ウィーク

多重債務者対策本部、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会の主催で、19年12月10日から16日までの間、「全国一斉多重債務者相談ウィーク」を実施しました（平成19年8月15日多重債務者対策本部決定）。期間中、都道府県と都道府県内の弁護士会・司法書士会が共同で多重債務者向けの無料相談会を実施し、全国延べ450カ所の相談会に約6,000人が来訪されました。

なお、20年は「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施することとしています（平成20年6月10日多重債務者対策本部長決定）。これは、19年の全国一斉実施方式を改め、20年9月1日から12月31日までのキャンペーン期間中に、各都道府県の主体的な判断の下で、弁護士会・司法書士会と共同で多重債務者向けの無料相談会を実施するものです。

③財務局等における相談員配置

国においても、多重債務者からの相談を直接受け付けるとともに、自治体等関係者の取組みをバックアップするため、20年4月から全国の財務局等に相談員を配置しました（全国に43名を配置）。

（5）認定投資者保護団体制度の周知

金融商品取引法においては、投資者保護のための横断的法制の構築の一環として、「認定投資者保護団体」に関する制度を整備しています。

この制度は、苦情解決及びあっせん業務の業態横断的な取組みをさらに推進するため新たに設けられたものであり、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が金融商品取引業者等に関する苦情の解決及びあっせん業務を行う場合に、行政がこれを認定

することにより、当該民間団体の業務の信頼性を確保しようとする枠組みです。

①認定投資者保護団体についての指針の発出

金融商品取引法において認定基準の基本的事項が定められており、それらに基づき厳格な審査を行うこととなりますが、行政の透明性及び効率性の向上の観点から、認定申請予定者に行政当局の考え方をあらかじめ示すことにより、さらに具体的な規定を定めることとし、19年9月27日に「認定投資者保護団体についての指針」を作成・公表しました。

②金融庁広報誌を用いた周知

ウェブサイト上の月刊広報誌「アクセスFSA」において、当該制度の趣旨及び活用状況を掲載し、周知を行いました（アクセスFSA59号（19年11月発行）、アクセスFSA62号（20年2月発行））

③認定状況

同制度が施行されて以降、19年9月30日に（社）生命保険協会、20年3月7日に（社）日本損害保険協会が認定を受けており、認定の際には官報及び金融庁ウェブサイトで公表しています。

6. 評価結果

（1）評価結果の概要

①政策の必要性

金融を取り巻く環境をみると、金融商品・サービスの多様化が進む一方、多重債務問題などが深刻な社会問題となっており、その中でも多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化が必要であるほか、ペイオフ解禁拡大の実施や「貯蓄から投資へ」の流れの中で、広く国民に対して金融に関する正確な情報を発信することは、金融トラブルの未然防止、利用者利便の向上を図る上で必要不可欠です。

②政策の効率性

金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット等の作成・配付や、国民が直接アクセスできるウェブサイトや媒体とした注意喚起、あるいは一般国民に金融や経済に関する知識を習得することの重要性について認識を深めてもらうためのシンポジウムの開催などのより一層の情報提供により、国民に効率的に金融知識の普及を図れたと考えています。また、金融サービス利用者相談室において、金融サービス利用者からの相談等に一元的に対応することにより、利用者の利便性向上を図ったと考えています。

③政策の有効性

各パンフレット等の活用を促進するため、講師用の指導マニュアルをあわせて作

成・配布したほか、各地方公共団体や学校等が必要とする部数を追加無償配付することにより、各団体の積極的な取組みを支援した結果、前事務年度比で配布部数が大幅増加するなど、より多くの者が金融知識の普及に関心を持つようになったことがうかがえることから、当該取組みは効果があったと考えています。

認定投資者保護団体制度については、周知を行った結果、これまで認定取得に対する問い合わせがあったほか、新たに認定を取得しようとする動きも見られることから、有効であったものと考えています。

(2) 各重点施策の評価

①金融経済教育の充実

ア.パンフレット等の配布部数の推移

18事務年度から引き続き配布している「はじめての金融ガイド」及び「わたしたちの生活と金融の働き」については、多くの団体から追加配布要望があり、下記のとおり前事務年度比で配布部数が大幅増加しており、より多くの者が金融知識の普及に関心を持つようになったことが伺えます。

【資料1 パンフレット等の配布部数】

パンフレット等名	18事務年度	19事務年度
はじめての金融ガイド	27万部	62万部
わたしたちの生活と金融の働き	5.8万部	11.7万部

イ.金融庁ウェブサイト（「おしえて金融庁」等）へのアクセスの状況

ウェブサイトを活用した情報提供は、少ない経費と時間で多くの国民が利用できるなど極めて効率的です。金融庁ウェブサイト上の「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」への19事務年度中の接続件数（20年5月末現在）は、449,268件（月間平均40,943件）と18事務年度と比較すると14%減となっていますが、ここ数年の趨勢としては増加傾向にあります。

【資料2 「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」アクセス件数の推移】

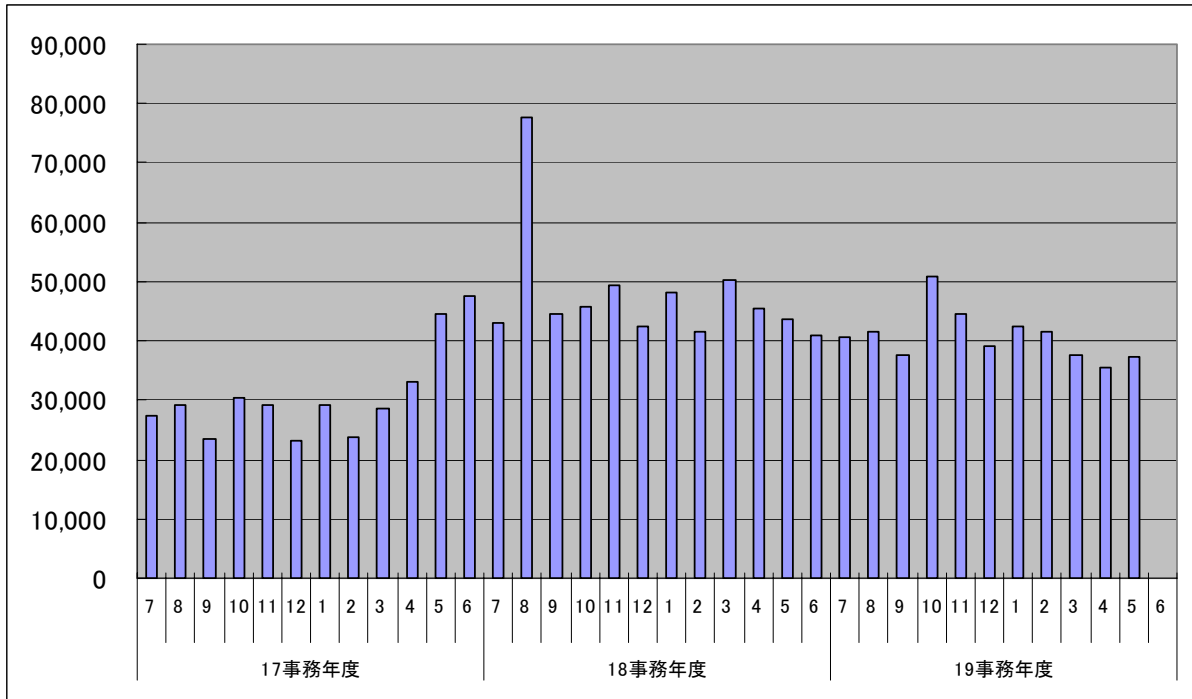
	16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度
年間件数	206,029件	369,784件	575,460件	449,268件
月間平均件数	17,169件	30,815件	47,955件	40,943件

（注1）事務年度は、7月～翌年6月末。

（注2）18事務年度は、金融庁ウェブサイトの改訂を行っています。

【資料3 「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」アクセス件数】

(単位：件)

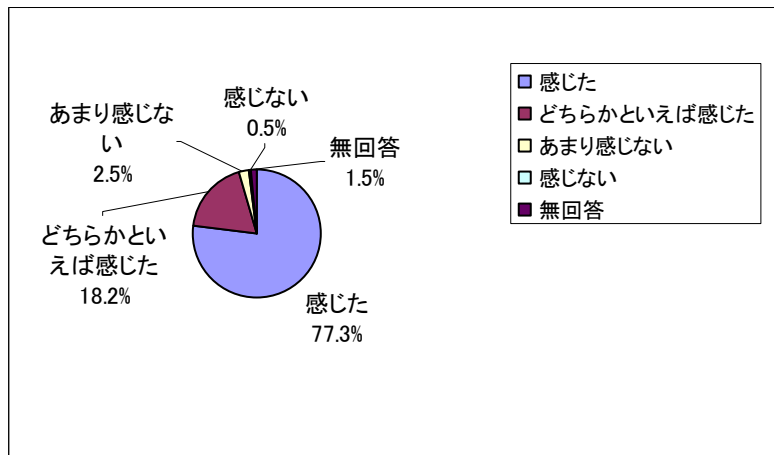


ウ. 「生活設計・資産運用運について考えるシンポジウム」アンケート結果

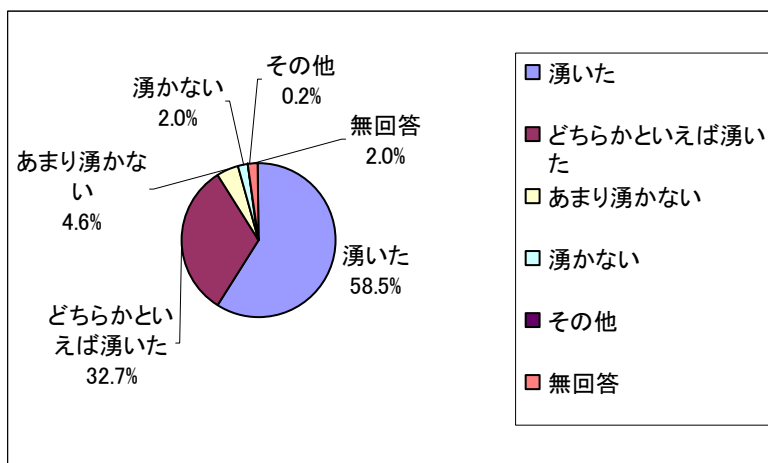
シンポジウム参加者の 95%が金融経済知識習得の必要性を感じた（「どちらかといえば感じた」を含む）、91%が生活設計・資産運用について感心が湧いた（「どちらかといえば湧いた」を含む）としており、シンポジウムを通じて、参加者の金融・経済知識習得への意欲が高まったと言えます。

【資料4 生活設計・資産運用について考えるシンポジウムアンケート結果】

①本シンポジウムに参加されて、「金融経済知識習得の必要性」を感じましたか。



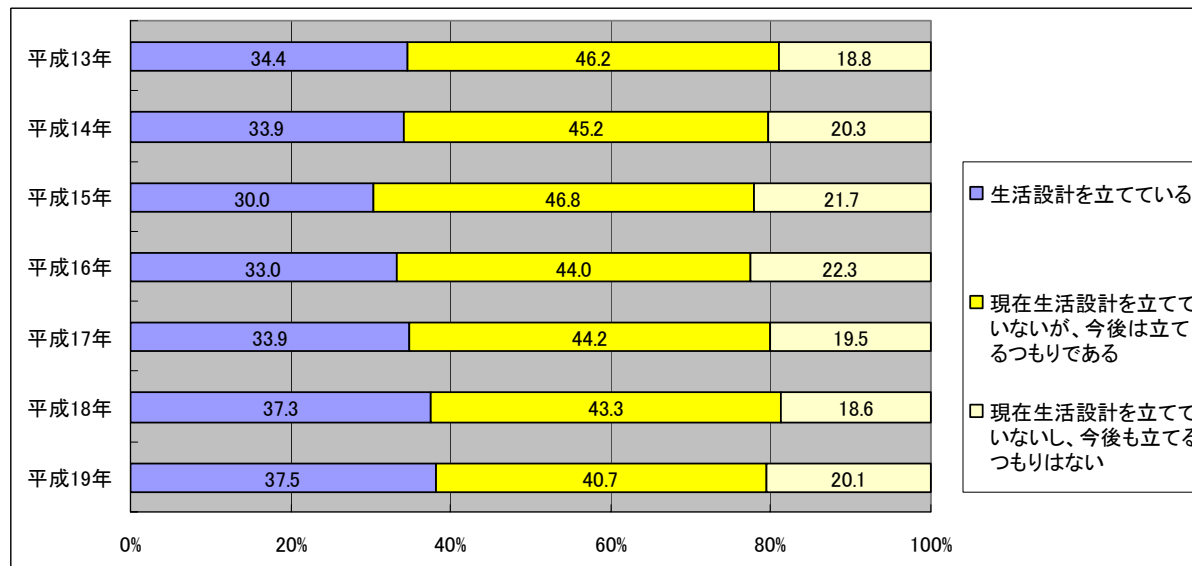
②本シンポジウムに参加されて、生活設計・資産運用に対する関心が湧いてきましたか。



エ. 将来の生活設計に関する考え方

金融広報中央委員会が実施した家計の金融行動に関する世論調査によると、19年は「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率が37.5%であり、15年以降着実に増加しています。

【資料5 生活設計設定の有無】



(出所：金融広報中央委員会実施「家計の金融行動に関する世論調査」)

これらの調査結果等をみると、国民の金融知識への関心が高まり、生活設計を立てている世帯が増えているものの、生活設計を立てる予定がない世帯が約2割にのぼっており、引き続き、金融経済教育の充実を図ることが重要と考えています。

②金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況

ア. 相談等の受付状況

19年度の相談等の受付件数は45,873件となっており、1日当たりの平均受付件数は18年度に比べ12%減少しています。

分野別では、預金・融資等が11,049件(24%)、保険商品等が15,441件(34%)、投資商品等が11,819件(26%)、貸金等が6,654件(15%)、金融行政一般・その他が910件(2%)となっています。

各分野の特徴は、以下のとおりです。

- (ア) 預金・融資等のうち、預金業務については、振込時の本人確認手続の態勢に関する相談等、融資業務については、融資の実行・返済に関する相談等が寄せられています。
- (イ) 保険商品等については、保険金の支払に関するもの、保険金請求時等における保険会社の対応に関するもの等の相談等が寄せられています。
- (ウ) 投資商品等については、未公開株の取引に関するもの、ファンドに関するもの、電子開示システム(EDINET)の利用方法に関するもの等の相談等が寄せられています。
- (エ) 貸金等については、業者の登録の有無に関するもの、改正貸金業法に関するもの、過払い金の返還に関するもの等の相談等が寄せられています。

【資料6 相談等の分野別受付件数】

(単位：件)

区 分	19/4～6	19/7～9	19/10～12	20/1～3	19年度合計
預金・融資等	2,796	2,659	2,713	2,881	11,049
保険商品・保険制度等	4,641	3,543	3,833	3,424	15,441
投資商品・証券市場制度等	2,568	2,543	3,158	3,550	11,819
貸 金 等	1,906	1,515	1,677	1,556	6,654
金融行政一般・その他	219	199	227	265	910
合 計	12,130	10,459	11,608	11,676	45,873

イ. 相談事例のポイントの公表状況

寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介し、利用者の保護や利便性向上を図っています。新たに追加した項目は以下のとおりです。

(ア) 預金・融資等

- a. 本人確認に関する相談等
- b. 盗難・偽造キャッシュカードに関する相談等
- c. 免許の確認、預金保険制度に関する相談等

- d. 融資に関する相談等
- (イ) 保険商品等
 - a. 保険内容の顧客説明に関する相談等
 - b. 保険金の支払いに関する相談等
 - c. 特定保険業者に関する相談等
- (ウ) 投資商品等
 - a. 株券の電子化に関する相談等
 - b. ファンドに関する相談等
 - c. 金融商品の購入に関する相談等
 - d. 投資信託の購入に関する相談等
- (エ) 貸金等
 - a. 強引な取立てに関する相談等
 - b. 取引履歴の開示に関する相談等
 - c. 返済条件の変更に関する相談等
 - d. 無登録業者に関する相談等
 - e. 金利引下げに関する相談等
 - f. 総量規制に関する相談等

③金融行政にかかる広報の状況

金融行政にかかる広報については、上記のとおり、記者会見・記者説明等の開催、政府広報等各種媒体を活用した広報展開、ウェブサイト掲載内容の充実等、その充実に努めてきました。

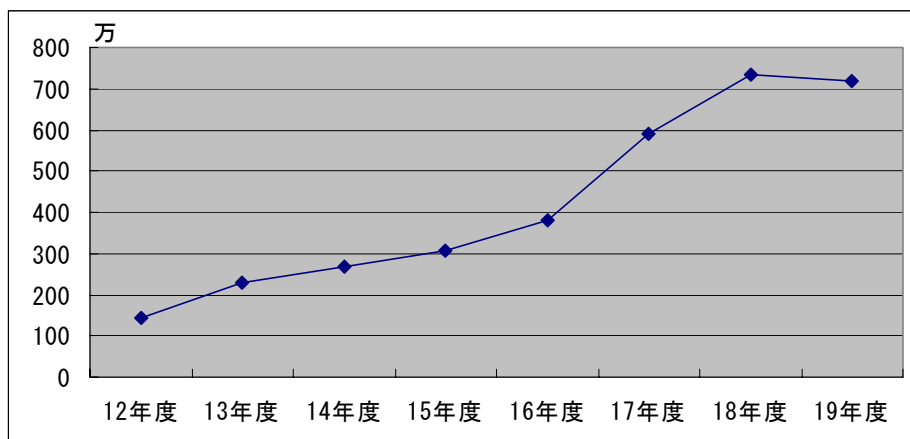
ア. 金融庁ウェブサイトへのアクセスの状況

金融庁ウェブサイトのトップページにおけるアクセス件数についてみると、19年度は7,197,689件で、18年度7,354,734件に比較して減少しています。

金融庁ウェブサイトへのアクセスの減少要因としては、19年度の報道発表件数が18年度と比較して減少したためと考えられます。

【資料7 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数】

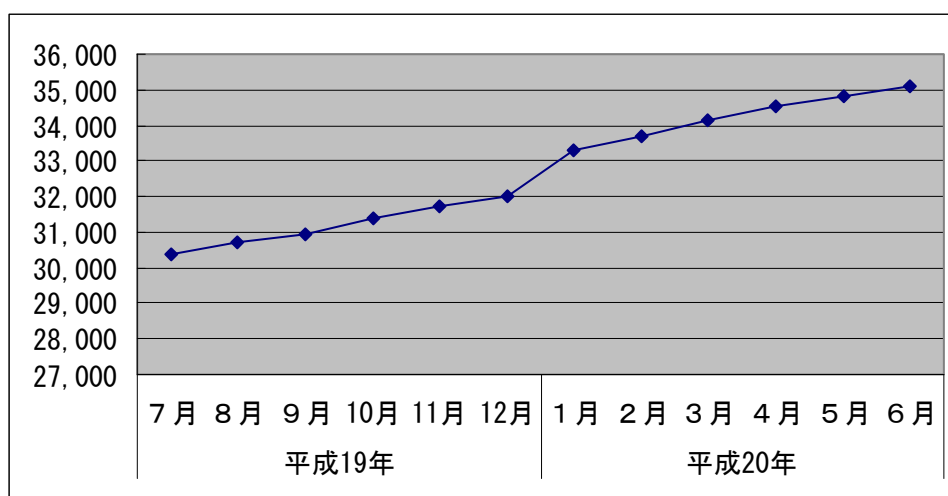
(単位：件)



イ. 金融庁ウェブサイトへの新着情報配信サービス登録状況

予めメールアドレスを登録すると、日々発表される新着情報が電子メールで案内される「新着情報メール配信サービス」を提供しています（日本語版14年6月、英語版20年1月提供開始）。その登録者数は19事務年度終了時点で3万5千件を超えています。

【資料8 金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数】
(単位：件)



④多重債務者のための相談体制等の整備

地方自治体における相談窓口の整備状況に係るアンケート結果によれば、

- ・47全ての都道府県において、常設の相談窓口及び「多重債務者対策本部（又は協議会）」（都道府県庁の関係部署、警察、弁護士会・司法書士会等から構成）を設置済
- ・市区町村においては、1,515市区町村（調査対象は全1,823市区町村）で相談窓口を設置済

となっており、相談窓口の整備が進んでいます。

（注）19年2月12日時点で、1,830の市区町村のうち、多重債務者向けの相談窓口が整備されているのは386市区町村。

⑤認定投資者保護団体制度の周知

金融商品取引法が施行されて以降、（社）生命保険協会（19年9月30日認定）及び（社）損害保険協会（20年3月7日認定）が認定を受けております。認定投資者保護団体は、金融商品取引業者以外の者も設立が可能で、例えば、消費者団体、NPO法人や各種の業界団体等が考えられますが、これに限らず、認定の要件・基準を満たす民間団体は認定投資者保護団体になることが可能です。金融庁としては、苦情解決・あっせん業務は、事後的な投資者保護策として非常に重要ですので、同制度が幅

広く活用され、一層の投資者保護に寄与していただくことを強く期待しています。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①金融経済教育の充実

ア. 金融経済教育の推進にあたっては、引き続き、内閣府・文部科学省等の関係省庁や金融関係団体等との連携を図って、諸施策を横断的に進めていくことが重要です。また、活動に地域的な広がりをもたせるためにも、財務局・財務事務所を通じた金融経済教育の充実に努める必要があります。

イ. 学校教育において金融経済教育を充実・強化するためには、消費者問題等に対応して作成した教材の一層の普及に努める必要があります。例えば、ウェブサイトのコンテンツの改善、新学習指導要領を踏まえた教材の改訂などコンテンツの充実に図るとともに、各教材の学校への無償配付を行っていく必要があります。

ウ. 一般社会人向けの金融経済教育を充実するためには、金融商品・サービスの多様化や、多重債務問題をはじめとする金融商品・サービスの利用者を取り巻く環境の変化に対応した教材の充実・普及に努める必要があります。例えば、金融トラブルの未然防止を目的とした映像教材など利用者の目線に立った分かりやすい教材を作成していく必要があります。また、教育の受け手の目線に立って、「分かりやすく」、かつ「生活に役立つ」内容のシンポジウムを開催する必要があります。

②当局における相談体制並びに業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備

ア. 金融サービス利用者からの相談等について、金融サービス利用者相談室では問題を整理するためのアドバイスを行ったり、業界団体が開設している紛争処理機関等を紹介しています。今後とも適切な対応に努めるとともに、このために相談体制等の強化を図る必要があります。

イ. 「金融トラブル連絡調整協議会」において座長メモが取りまとめられたことを踏まえ、同協議会を引き続き開催し、業界団体等における金融ADRの改善の取組みのフォローアップを行うとともに、今後の金融ADRの改善に向けた具体的な検討を行う必要があります。

③金融行政に関する広報の充実

金融行政に関する広報については、金融庁ウェブサイトのさらなる改善等の利便性の向上及び英語版ウェブサイトの掲載情報のより一層の充実に努める必要があるほか、広報体制の強化を図る必要があります。

④多重債務者のための相談体制等の整備

多重債務者が相談窓口にアクセスできるような広報活動が必要であることから、より一層、多重債務相談窓口の存在・利用について広く国民に周知されるよう広報活動を推進する必要があります。また、各都道府県に設置されている多重債務者対策協議会等へ講師として当庁職員を派遣し、多重債務問題への取組みの重要性を周知する必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

要求内容	関連する重点施策	要求種別	(参考) 20年度予算額
学校における金融知識等普及施策推進実施経費	①	予算 <継続>	17,229千円
一般社会人向けパンフレット等作成経費	①	予算 <継続>	19,561千円
金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費	①	予算 <継続>	3,340千円
金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費	②	予算 <継続>	324千円
多重債務者対策に関する広報経費	④	予算 <新規>	
金融サービス利用者相談室の相談体制の強化及び受け付けた情報の活用強化	②	機構・定員	
金融ADRの改善に係る体制整備	②	機構・定員	
国内・海外向け広報体制強化	③	機構・定員	

(注) 上記のほか、報道発表等の英訳等に係る経費、ウェブサイトの維持管理に係る経費、金融サービス相談員に係る経費等(金融庁共通費)について、予算要求する必要があります。

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う(金融経済教育については、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要であり、特に利用者のライフサイクルに対応した金融経済教育の推進等をより一層充実する。)必要があります。

(2) 19年度の達成度

B

(3) 達成度の判断理由

国民に各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みの理解度を高めてもらうために取り組んだ各種施策により、一定の成果が上がっているものの、引き続き取り組むべき課題もあることから、Bと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・金融庁作成教材の配布部数
- ・金融庁ウェブサイト「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」へのアクセス件数
- ・「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」アンケート結果
- ・家計の金融行動に関する世論調査
- ・「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等
(19年7月31日、19年10月31日、20年1月31日、20年4月25日公表)
<http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20070731.html>
<http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20071031.html>
<http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20080131.html>
<http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20080425.html>
- ・金融トラブル連絡調整協議会資料
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/index.html
- ・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数
- ・金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数

11. 担当課室名

総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局政策課広報室、総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、監督局証券課

政策Ⅱ－１－（２）－①

金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実

1. 達成目標等

達成すべき目標	投資家に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方 及びその根拠	有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に 取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを 基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の 投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図るこ とを目指す。 【根拠】金融商品取引法第1条、第2条の2等
測定指標	・開示制度に係る広報活動の状況 ・EDINETサイトへのアクセス件数

2. 平成19年度重点施策等

19年度 重点施策	①金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行・ EDINETの整備
参考指標	①開示制度に係る広報活動の状況 ①EDINETサイトへのアクセス件数

3. 政策の概要

金融商品取引法に基づくディスクロージャー制度は、投資家に対し投資判断に必要な情報を提供するものであり、その効率的な運営は公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護のためには必要不可欠なものです。こうした観点から、ディスクロージャー制度の不断の整備を図ることとしています。

また、ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されます。こうした観点から、EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）を利用したディスクロージャーの電子化を推進することとしています。

4. 現状分析及び外部要因

（1）ディスクロージャー制度全般

近年、企業を取り巻く経営環境の変化は激しくなっており、これに伴い企業業績も短期間のうちに大きく変化するようになってきています。こうした状況の下では、投資家

に対し、企業業績等に係る情報をより適時に開示することが求められるとともに、これを通じて、企業内においても、より適時に経営管理に必要な情報を把握し、的確な経営のチェックを行っていくことが期待されております。このため、平成18年度に金融商品取引法の整備（証券取引法の改正）が行われ、新たに四半期報告制度及び内部統制報告制度等が導入され、20年4月1日以後に開始する事業年度から適用されています。

（2）ディスクロージャーの電子化

ディスクロージャーの電子化は13年6月より順次実施され、主要な開示書類が電子化されるとともに、16年6月には有価証券報告書・有価証券届出書等について、19年4月には大量保有報告書についてEDINETによる提出が義務化されています。また、18年3月に公表した「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、EDINETの再構築に取り組み、20年3月17日より新システムが稼働しています。

5. 事務運営についての報告

（1）金融商品取引法におけるディスクロージャー制度の円滑な施行

四半期報告制度及び内部統制報告制度等の金融商品取引法における新たな開示制度に関しては政令・内閣府令の整備を行い、20年4月1日以後に開始する事業年度から適用されています。

また、四半期報告制度及び内部統制報告制度等の金融商品取引法における新たな開示制度について、以下のとおり広報活動を行いました。

- ①（財）財務会計基準機構主催の有価証券報告書作成に関するセミナーに、当庁職員を講師として派遣して説明を行いました。
- ②開示制度関係の刊行誌に制度の解説について執筆を行いました。
- ③改正案について広く意見を募集し、寄せられたご意見に対する金融庁の考え方を公表しました。
- ④発行会社等との窓口となる各財務局の証券監査担当者を集めた証券監査官会議において、改正の内容について説明を行い、広報活動の範囲拡大を図りました。
- ⑤金融庁の月間広報誌「アクセスFSA」において、法令の解説を記載しました。
- ⑥内部統制報告制度の円滑な導入に向け、「内部統制報告制度に関するQ&A」及び「内部統制報告制度に関する11の誤解」を公表しました。
- ⑦「内部統制報告制度に関する相談・照会窓口」を、日本公認会計士協会、（社）日本経済団体連合会と共同で設置しました。

（2）EDINETの整備

EDINETについては、システムの最適化等、以下の取組みを行いました。

- ① 類似機能の統廃合によるコスト削減等を図るため、システムを再構築することを基本理念とした「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に

基づき、E D I N E Tの再構築に取り組み、20年3月17日より新システムが稼動しました。なお、最適化後の新E D I N E TにX B R L（財務情報を効率的に処理するためのコンピュータ言語、注参照）を導入するとともに、E D I N E Tから二次加工可能なデータ形式で開示情報を取得できる機能を提供し、開示情報の高度な再利用を可能としています。

- ②金融商品取引法関連法令の改正に伴う対応やセキュリティの強化等、システム基盤の整備を行いました。
- ③「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令」の一部改正を行い、20年3月17日より施行しました。

（注）「X B R L」とは、eXtensible Business Reporting Languageの略。個々の財務数値にその属性情報等を付与することにより、財務情報の分析・加工を容易とする国際的に標準化されたコンピュータ言語。開示された財務情報の高水準かつ円滑な活用・分析を可能とすることにより、市場の活性化を促進し、また監督行政の効率化を図る等の観点から、先進各国・地域においてX B R Lの導入に向けた取り組みが進められています。

20年1月には、重要な事項について虚偽記載のある大量保有報告書が、E D I N E Tに掲載されるという事態が発生しました。このような事態の再発防止・危機管理のための措置等について検討するため、実務者を中心に検討チームを立ち上げ、同年2月19日に「E D I N E T運用改善に関する論点整理」を取りまとめ、公表しました。

また、本件に関し訂正命令を行った開示書類について、例外的に縦覧に供しないものとする事ができる枠組みを導入する金融商品取引法等の一部を改正する法律が、同年6月6日に成立しました。

6. 評価結果

（1）評価結果の概要

①政策の必要性

金融商品取引法に基づくディスクロージャー制度を効率的に運営することは、公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護のためには必要不可欠なものです。こうした観点から、ディスクロージャー制度の不断の整備及び制度の円滑な施行のための広報活動が必要であると考えています。

また、ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されることから、E D I N E Tを利用したディスクロージャーの電子化の推進が必要であると考えています。

②政策の効率性

ディスクロージャー制度の整備を図ることで、投資家の投資判断に必要な情報の提供を適正に行うことができるものと考えられます。

EDINETの再構築については、XBRLを導入することにより、開示情報の二次利用性を高め、開示書類等利用者の利便性向上等を図るとともに、類似機能の統廃合によるコスト削減等を図り、20年3月17日より新システムが稼動しています。

③政策の有効性

金融商品取引法における、四半期報告制度、内部統制報告制度等の制度整備及びその円滑な施行により、開示制度の充実・強化が図られ、金融・資本市場の透明性・公正性が一層確保されるものと考えています。

また、最適化後の新EDINETへのXBRLの導入により開示情報の二次利用性が高まることは、証券市場の活性化に資するものと考えています。

(2) 各重点施策の評価

①金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行

金融商品取引法の整備に伴い導入された新たな開示制度について、「5. 事務運営についての報告」(1)のとおり行われた広報活動は、制度の円滑な施行に資したものと考えています。今後とも公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護のために、ディスクロージャー制度の不断の整備及び制度の円滑な施行のための広報活動が必要です。

②EDINETの整備

EDINETによる開示書類等の提出会社数(内国会社)は、13年6月の電子化の適用開始当初、約500社(13年6月末)でしたが、システムの継続的整備・改善により、資料1のとおり年々増加し、20年6月末には約5,700社を超えています。

また、提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じたEDINET情報公開サイトへのアクセス件数(月平均)についても、資料2のとおり年々増加傾向にあり、19事務年度は約1,000,000件のアクセスがありました。

このような状況は、ディスクロージャーの電子化の推進による投資判断に必要な情報提供の効果を表わしているものと考えています。

【資料1 EDINETによる開示書類等の提出会社数(内国会社)の推移】

(単位：社)

13年6月末	17年6月末	18年6月末	19年6月末	20年6月末
約500	約4,900	約5,100	約5,200	約5,700

【資料2 EDINET情報公開サイトへのアクセス件数（月平均）の推移】

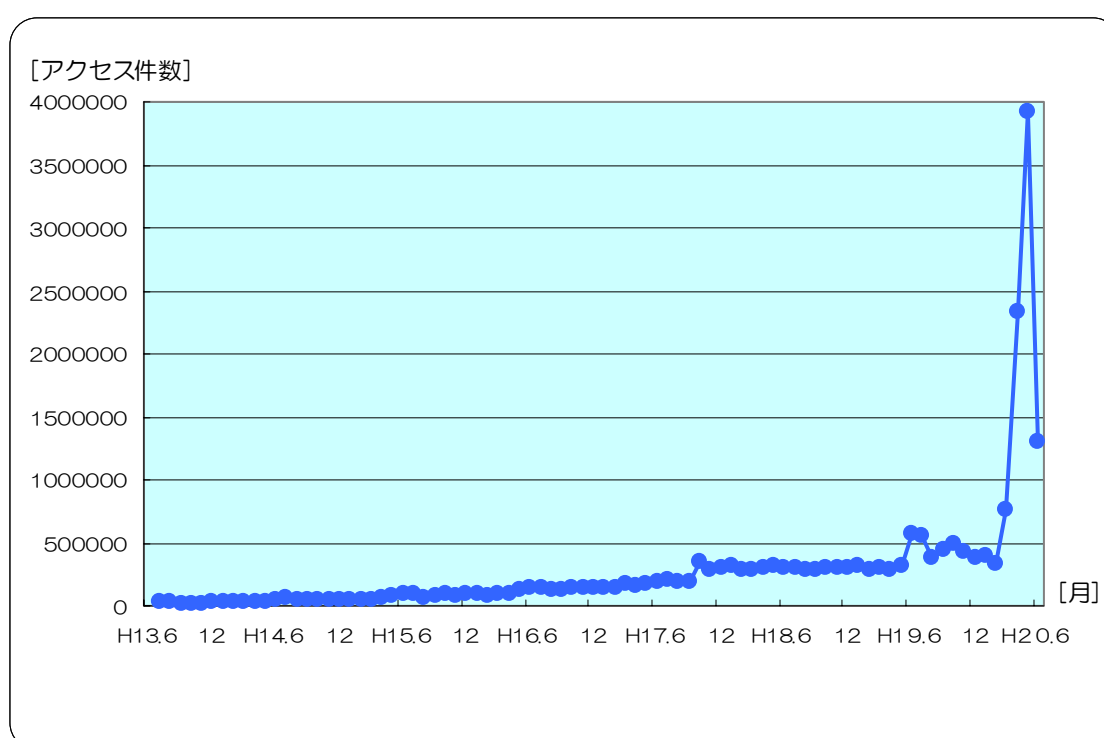
（単位：件）

16 事務年度	17 事務年度	18 事務年度	19 事務年度
約 152,000	約 277,000	約 321,000	約 1,000,000

（注1）事務年度は、7月～翌年6月末。

（注2）20年3月17日からの新システム稼働により稼働直後のアクセス件数が増加しています。また、同システムの変更に伴いアクセス件数のカウント方法が変更されています。

【資料3 EDINET情報公開サイトへのアクセス件数（月平均）のグラフ図】



7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

（1）今後の課題

①ディスクロージャー制度の充実

ディスクロージャー制度全般について、引き続き円滑に運用するため広報活動が必要と考えています。

内部統制報告制度については、20年3月27日に開催した企業会計審議会において定めた今後の運営方針に従い、新たに導入された内部統制報告制度のレビューを適時に行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、内部統制の評価及び監査の基準・実施基準の見直しや更なる明確化等を検討していく必要があります。

②ディスクロージャーの電子化

最適化後の新EDINETに導入したXBRLは国際標準であるものの、この言語で表現される財務データは、タクソノミ（電子的ひな形、注参照）の作り方等により、各国で異なります。

この相違を放置すると、複数の国で資金調達を行う企業がXBRL形式の財務データをそれぞれの国で提出する際、または投資家が各国のXBRL形式の財務データを、国境を越えて比較・分析する際の大きな支障となる可能性があります。このため、日米欧でタクソノミの基本的な構造、用語、運用方法等について共通化し、相互運用性、比較可能性を確保する必要があると考えています。

以上を踏まえ、EDINETの整備に関しては、今後も以下のとおり機能追加等を行う必要があります。

- ア. 「EDINET運用改善に関する論点整理」に基づき、EDINETの運用改善を行うため必要となるシステム開発
- イ. 日米欧でタクソノミの基本的な構造、用語、運用方法等について共通化し、相互運用性、比較可能性を確保するためのXBRL国際戦略

(注)「タクソノミ」とは、XBRL言語を用いて表現される財務情報の電子的ひな形。XBRLは国際標準ではあるものの、この言語で表現される財務情報は、タクソノミの作り方等により、各国において利用方法に相違が生じる可能性があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

要求内容	関連する重点施策	要求種別	(参考) 20年度予算額
有価証券報告書等電子開示システム整備経費	①	予算 <継続>	833,505千円
諸外国における電子開示システムに関する調査	①	予算 <継続>	1,403千円
金融商品取引法改正に伴う有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムの運用改善に必要な経費	①	予算 <新規>	—
業務・システム最適化計画に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムの国際化に必要な経費	①	予算 <新規>	—
ディスクロージャー制度等調査経費	①	予算 <新規>	—
開示書類の審査体制の強化	①	機構・定員	
上場企業等のガバナンス強化のための開示・監査のあり方の検討促進	①	機構・定員	
格付会社の制度検討・監視強化	①	機構・定員	

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

(2) 19年度の達成度

A

(3) 達成度の判断理由

金融商品取引法制の施行に伴い新たに導入された四半期報告制度、内部統制報告制度等が円滑に施行されたことやEDINETサイトへのアクセス件数の増加等により、投資判断に必要な情報の適切な提供が進んでいると考えられること等から、Aと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等」に対するパブリックコメントの結果等について（19年7月31日公表）
<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20070731-7.html>
- ・金融庁広報誌「アクセスFSA」での法令解説（19年10月掲載）
<http://www.fsa.go.jp/access/19/200710b.html>
- ・内部統制報告制度に関するQ&A（19年10月2日公表）
<http://www.fsa.go.jp/common/law/kaiji/13a.pdf>
- ・内部統制報告制度に関する11の誤解（20年3月11日公表）
<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20080311-1.html>
- ・行政サービスの一環として行われているインターネットによるEDINET情報の提供に対するアクセス件数

11. 担当課室名

総務企画局企業開示課

政策Ⅱ－１－（２）－②**会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化****1. 達成目標等**

達成すべき目標	国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、会計基準をめぐる国際的動向も踏まえ、不断の整備を行っていくことが重要である。 【根拠】「経済財政運営と構造改革の基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）、「会計基準のコンバージェンスに向けて」意見書（平成 18 年 7 月 31 日公表）
測定指標	国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進状況 （国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進を図るためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、施策に係る会計基準の整備状況等により評価を行う。）

2. 平成 19 年度重点施策等

19 年度重点施策	①会計基準の国際的な収斂の動向や経済・金融取引の変化等を踏まえた会計ルールの整備の促進
参考指標	①コンバージェンスに係る会合等の状況 ②海外当局との対話等の状況 ③会計基準の整備状況

3. 政策の概要

我が国会計基準は、企業会計基準委員会（ASBJ）において、精力的に改訂がなされ、諸外国に比べて遜色のない高品質なものとなっています。一方で経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に的確に対応するとともに、会計基準等を巡る国際的動向を踏まえつつ、引き続き着実な基準整備を促していくこととしています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針 2006	平成 18 年 7 月 7 日	第 2 章 成長力・競争力を強化する取組 5. 民の力を引き出す制度とルールの改正 （2）市場活力と信頼の維持と向上 （企業のガバナンス）

		<p>・適切な情報開示の確保や市場監視機能の充実といった市場規律を高める観点から、四半期報告制度を円滑に実施するとともに、平成 21 年度に向けた国際的な動向を踏まえ、会計基準の国際的な収斂の推進を図る。</p>
--	--	--

4. 現状分析及び外部要因

- (1) 欧州連合（EU）は、2005 年から域内上場企業の連結財務諸表の作成にあたり、国際会計基準の採用を義務付けており、また、日・米・加等の EU 域外国の上場企業についても、国際会計基準又はこれと同等の基準の使用を 2009 年より義務付ける方針を明らかにしています。これに関連し、EU は日・米・加等の会計基準について、国際会計基準との同等性の評価を行うこととしています。
- (2) 米国証券取引委員会（SEC）は、2007 年 12 月に米国市場において国際会計基準を使用する外国企業に対して要求されている数値調整措置を撤廃する SEC 規則の改正を実施しました。米国企業については、同年 8 月、国際会計基準に基づく財務報告を認めるか否かに関するコンセプト・リリース（協議資料）を公表し、2008 年中に国際会計基準の容認（又は義務付け）に向けたロードマップを提示する見通しです。
- また、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）は、2006 年 2 月に公表した覚書（MOU）に基づき、会計基準のコンバージェンスの作業に取り組んでいます。
- (3) このような環境の変化の中で、我が国会計基準が引き続き国際的な信頼を維持していきけるよう、国際的な会計基準のコンバージェンスに向けて、我が国会計基準に係る計画的な整備・改善を図るとともに、同等性評価等において我が国会計基準が適切に認知・評価されるよう積極的に情報発信を行うことが重要となっています。
- (4) また、国際会計基準が世界で広く使用されるようになり、我が国も日本基準との間のコンバージェンスに取り組んでいる中で、国際会計基準の設定手続の透明性の向上等が重要になってきています。

5. 事務運営についての報告

(1) 会計基準のコンバージェンスの推進等

我が国は、18年7月の企業会計審議会企画調整部会の意見書「会計基準のコンバージェンスに向けて」に示されたとおり、国際的な会計基準のコンバージェンスの加速化の動きに対応すべく、関係者が一丸となって対応してきています。

同意見書を踏まえ、ASBJ は、18年10月、会計基準のコンバージェンスを計画的に

進めるための工程表を公表したほか、19年8月には、IASBとの間で、コンバージェンスを加速化することに合意した「東京合意」を公表しました。その後、19年12月、IASBは、「東京合意」を踏まえた新たな工程表を公表しました。

金融庁は、欧州委員会（EC）と、18年に開始された「日EU会計基準・監査のモニタリング会合」を本事務年度には3回の会合を開催する等協議を進めました。米国との間でも、20年6月の日米証券市場ハイレベル協議等において、SECとの間で、会計基準のコンバージェンス等について協議を行いました。

また、国際的な会計・監査・開示等の基準に係る証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際会議に出席し、積極的な意見の発信を行ってきました。

（2）会計基準の整備状況

金融庁は、IASBにオブザーバーとして出席し、企業財務の一層の適正化等の観点から引き続き会計基準の整備を促しています。国際的な動向等を踏まえ、20年3月に「金融商品に関する会計基準」が改正されたほか、「工事契約に関する会計基準」（19年12月）、「持分法に関する会計基準」（20年3月）、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（20年3月）及び「資産除去債務に関する会計基準」（20年3月）等が策定・公表されました。

（3）国際会計基準委員会財団（IASCF）のガバナンス強化に向けた取組み

金融庁は、国際会計基準の設定手続の透明性の向上等の観点から、IASCFの定款見直し作業に先立ち、2007年11月、EC、SEC及びIOSCOと共に、IASBを含むIASCFの活動を監視する「モニタリング・グループ」の設立を提案しました。2008年6月には、IASCFの改革に向けた取組みを推進するための共同声明を公表しました。

6. 評価結果

（1）評価結果の概要

①政策の必要性

経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、会計基準をめぐる国際的動向も踏まえ、不断の整備を行っていくことが重要であり、また海外当局等との対話の促進を図っていくことが必要です。

②政策の効率性

金融庁と国内関係者は、連携して十分な意見交換を行いながらコンバージェンスへの対応を進めてきており、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に効率的に対応してきていると考えています。

③政策の有効性

金融庁と国内関係者は、企業会計審議会企画調整部会において示された官民一体の方針に基づき、コンバージェンスに対応してきており、「金融商品に関する会計基準」の改正、「工事契約に関する会計基準」、「持分法に関する会計基準」、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準」等の策定・公表など、会計基準の整備が着実に進められており、企業による財務報告の適正化を通じた我が国金融・資本市場の信頼性の向上に寄与したものと考えています。

(2) 各重点施策の評価

以下のように、国際的動向を踏まえつつ、海外当局との対話の促進や会計基準の整備が図られており、これらの対応は、企業による財務報告の適正化を通じた我が国金融・資本市場の信頼性の向上に寄与するものと考えています。

①EUによる日本の会計基準の受入れ方針

A S B J、金融庁及びその他の国内関係者が連携して、コンバージェンスへの対応を進めてきたこと等を踏まえ、2008年6月にECは、2009年以降、日本の会計基準を国際会計基準と同等と考えることが適当との欧州委員会規則改正案等を公表しました。

②国際的な対話の枠組の構築

金融庁は、会計基準の相互承認に向け、外国との対話の強化に努めた結果、ECとの間で、日EU相互の会計基準のコンバージェンスの進展等をモニターするための枠組みについて合意し、20年5月までに5回の会合が開催されました。SECとも、「日米ハイレベル証券市場対話」を初め、公式・非公式に協議を進め、日米双方の対話の一層の促進を図られました。

また、金融庁は、EC、SEC及びIOSCOと、IASCFの「モニタリング・グループ」設立に向けた取組みを進め、IASCFのアカウンタビリティの向上に向けた取組みを進めています。

③会計基準の整備

A S B Jは、2005年3月から開始された、IASBとの年2回の定期協議が継続され、2007年8月には、IASBとの間で、国際財務報告基準とのコンバージェンスを加速化するための合意（東京合意）をし、これを踏まえ、新たなコンバージェンス工程表を公表するなど、国際的な動向を踏まえた会計基準の整備を着実に進めています。また、FASBとも、コンバージェンスの加速化に向けた定期協議を開催しています。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

昨今、会計基準の国際的なコンバージェンスの動きは一層の加速化の様相を呈してき

ています。また、ECは、2008年中に、我が国会計基準を含めた各会計基準の同等性評価を行うこととしています。こうした国際的な動向を踏まえれば、国内固有の事情に留意しつつも、我が国金融・資本市場の信頼性の向上と我が国企業の国際的な資金調達の円滑化等の観点から、会計基準のコンバージェンスに向けて関係者が一丸となって、更なる取組みを進めていくことが必要と考えています。加えて、IASCFのガバナンス強化に向けた国際的な議論にも貢献していく必要があります。

このため、具体的には、会計基準のコンバージェンスの重要性について情報発信等を行い、引き続き関係者に対しコンバージェンスに向けた取組みを促すとともに、会計基準等を巡る国際的な議論に積極的に参加し、海外当局に対して働きかけを行っていくほか、このような国際的対応を含め、ASBJにおける会計基準、実務指針などの整備・改善に向けた活動を引き続き支援していく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

要求内容	関連する重点施策	要求種別	(参考) 20年度予算額
企業財務諸制度調査等経費	①	予算 <継続>	73,953千円
会計・監査等の国際的な動向への対応	①	機構・定員	

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化（会計のコンバージェンスに関する国際的動向）や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

(2) 19年度の達成度

B

(3) 達成度の判断理由

国際的動向を踏まえた各施策への取組みは、企業による財務報告の適正化を通じた我が国金融・資本市場の信頼性の向上に寄与したものと考えられますが、会計基準の国際的なコンバージェンスの動きに対して更なる取組みを進めていく必要があることから、Bと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・企業会計基準委員会と国際会計基準審議会は2011年までに会計基準のコンバージェンスを達成する「東京合意」を公表（19年8月8日公表）
http://www.asb.or.jp/html/press_release/overseas/pressrelease_20070808.php
- ・国際会計基準委員会（IASB）財団のガバナンス向上に向けた市場規制当局による取組みについて（19年11月7日公表）
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20071107.html>
- ・第三回日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合の開催について（19年12月4日公表）
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20071204.html>
- ・プロジェクト計画表の公表について－東京合意を踏まえたコンバージェンスへの取組み－（19年12月6日公表）
http://www.asb.or.jp/html/press_release/overseas/pressrelease_20071206.pdf
- ・第四回日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合の開催について（20年3月7日公表）
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20080307-1.html>
- ・第17回日・EU定期首脳協議共同プレス声明（20年4月23日公表）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/shuno17/press_y.html
- ・第五回日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合の開催について（20年5月30日公表）
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20080530.html>
- ・公開企業の規制当局によるIASBのモニタリング・グループ設立に関する次のステップの公表について（20年6月18日公表）
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20080618.html>

11. 担当課室名

総務企画局企業開示課、総務企画局総務課国際室

政策Ⅱ－１－(２)－③

公認会計士監査の充実・強化

1. 達成目標等

達成すべき目標	厳正な会計監査の確保を図ること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 【根拠】公認会計士法第1条、第1条の2等
測定指標	・ 監査関連制度の整備状況 ・ 監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況

2. 平成19年度重点施策等

19年度重点施策	①監査法人制度等のあり方の見直し ②監査基準等の整備 ③公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 ④監査法人等に対する品質管理レビューの的確な審査及び適切な検査等 ⑤諸外国の監査監督機関との協力・連携
参考指標	①関係政令・内閣府令等の整備状況 ②監査基準等の整備状況 ③公認会計士等に対する処分状況（処分件数） ④公認会計士・監査審査会の開催回数 ④監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況（報告受理件数、審査件数、立入検査件数、勧告件数） ④試験の実施の更なる改善についての検討状況 ④広報の実施状況 ⑤監査監督機関との協力・連携の状況

3. 政策の概要

我が国の資本市場が、「貯蓄から投資へ」の流れの中、その機能を十全に発揮していくためには、企業財務情報が適正に開示されることが必要不可欠です。公認会計士・監査法人による監査は、この企業財務情報の信頼性を確保していく上で、極めて重要な役割を担うものであり、このような観点から、公認会計士監査を充実・強化していく必要があります。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

なし。

4. 現状分析及び外部要因

企業活動の多様化、複雑化、国際化が進展する中、監査業務も複雑化、高度化しています。また、公認会計士監査をめぐる非違事例等も見られたところであり、会計監査の信頼性確保・向上に向けた早急な取組みが求められています。

こうした中、監査法人制度等のあり方について見直しを行う「公認会計士法等の一部を改正する法律」が平成19年6月に成立し、関係政令・内閣府令等とあわせ、20年4月より施行されているところです。

また、20年4月から、四半期報告や内部統制報告制度が導入されて監査業務の範囲が拡大しており、公認会計士・監査法人が行う監査の一層の充実・強化が求められています。

5. 事務運営についての報告

(1) 監査法人制度等のあり方の見直し

「公認会計士法等の一部を改正する法律」の成立（19年6月）を受け、公認会計士法施行令等の関係政令及び公認会計士法施行規則等の関係内閣府令等を整備しました。これらの関係政令・内閣府令等は、意見公募手続を経て19年12月に公布され、改正公認会計士法とあわせて20年4月1日から施行されています。

(2) 監査基準等の整備

20年3月27日に開催した企業会計審議会において、今後の運営方針を次のとおり定めました。現在、国際監査基準（ISA）を設定している国際監査・保証基準審議会（IAASB）において行われている「明瞭性プロジェクト（注1）」やEUによる監査の同等性評価（注2）をめぐる最近の動向などを踏まえ、監査基準等については、「監査基準をめぐる国際的な動向や会計基準の見直しに伴う改訂の必要性の検討等を踏まえ、継続的に監査基準の改訂作業を進める」としています。

（注1）国際監査・保証基準審議会は、現在の国際監査基準の記載内容を整理して、すべての基準を①目的、②要求事項、③その他の説明の3段階に区分して記載し直すという取組みを行っています。

（注2）EU域内の規制市場に上場する企業を監査する第三国の監査事務所等についても、①EU加盟国当局に登録の上、当該当局の監督に服すること、または、②第三国において、法定監査指令で定められているものと「同等」な監督に服することが求められており、現在、ECは同等性評価の作業を進めています。

(3) 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督

金融庁では、虚偽のある財務書類について故意又は過失により虚偽のないものとして監査意見を表明した公認会計士等に対し厳格な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めています。

また、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の検査結果に基づく勧告を踏まえ、監査法人の監査業務の適正な運営を確保するため、業務改善指示を行うとともに

に、改善の進捗状況についてフォローアップを行っています。

さらに、20年4月1日に施行された改正公認会計士法により、課徴金納付命令や業務改善命令など行政処分が多様化し、有限責任監査法人制度及び特定社員制度などの新設が行われたことに伴い、行政処分の公平性・公正性を確保するため、「公認会計士・監査法人に関する懲戒処分等の考え方（処分基準）」について」を公表しました。

【資料 19 事務年度における公認会計士法に基づく行政処分】

区分	件数
監査法人に対する処分	3 法人
公認会計士に対する懲戒処分	3 名
監査法人に対する業務改善指示件数	6 法人

(4) 監査法人等に対する品質管理レビューの的確な審査及び適切な検査等

19年7月から20年6月にかけて公認会計士・監査審査会を25回開催し、「平成19事務年度の審査基本計画及び検査基本計画」に基づき、日本公認会計士協会が実施した18年度の品質管理レビュー137件について審査を終了し、19年度の品質管理レビュー131件について報告を受理し、審査に着手しました。また、11監査法人に対して検査を実施し、その結果、6法人の業務運営が著しく不当と認められたことから、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告しました。

20年2月には、監査事務所の監査の質の維持・向上を図るための自主的な取組みを促すことなどを目的として、「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」を取りまとめ、公表しました。

このほか、審査会では、公認会計士試験の実施面での改善に向けた検討を行うため、19年5月に公認会計士試験実施検討グループを設置し、19年10月にその検討結果に基づく具体的な改善策等を公表しました。当該改善策等については、短答式試験の日程を2日から1日に短縮して実施する等、平成20年試験より順次実施しています。

また、公認会計士に対する質の確保と量的拡大が要請される中、より多くの多様な人々が公認会計士試験に挑戦するよう、全国の大学等において、会長及び常勤委員等による公認会計士試験に関する講演会を13回実施しました。

(5) 諸外国の監査監督機関との協力・連携

各国の監査監督機関の活動等に係る情報共有等を目的として監査監督機関国際フォーラムが19年9月及び20年4月に開催され、我が国からは金融庁および審査会が参加し、これまでの検査の経験等について意見交換を進めました。

このほか、20年4月から改正公認会計士法が施行され、外国監査法人等の届出制度が導入されたことを踏まえ、金融庁及び審査会は、同制度の実施のあり方等について各国当局と意見交換を実施しました。

6. 評価結果

(1) 評価結果の概要

①政策の必要性

公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保し、我が国の資本市場の透明性・信頼性を向上させていく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、金融庁及び審査会が、公認会計士・監査法人等に対する監督及び検査等を着実に実施することで、公認会計士監査を充実・強化していく必要があります。

②政策の効率性

日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューの審査を的確に行い、監査事務所の監査の質の向上のための自主的な取組みを促すという観点も踏まえつつ検査を実施することで、厳正な会計監査の確保に努めています。

③政策の有効性

改正公認会計士法の関係政令・内閣府令等の整備は、同法の円滑かつ有効な施行に資するものです。

品質管理レビューの審査、監査法人等に対する検査及び監督等を行うことは、公認会計士、監査法人の監査の質の向上に向けた取組みを促し、厳正な会計監査の確保に資するものです。

(2) 各重点施策の評価

①監査法人制度等のあり方の見直し

改正公認会計士法及び関係政令・内閣府令等の円滑な施行は、監査法人のガバナンスの向上等を通じて質の高い監査を確保することに寄与し、ひいては企業の財務情報の信頼性を向上させ、我が国の資本市場の基盤を強化するものと考えています。

②監査基準等の整備

企業会計審議会において今後の運営方針を定めたことは、継続的に監査基準の改訂作業を進め、財務書類の信頼性を確保していくために重要な役割を果たすものと考えています。

③公認会計士・監査法人等に対する適切な監督

財務情報の信頼性の確保において重要な役割を担う公認会計士・監査法人の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うことは、各公認会計士・監査法人に質の高い監査の実施を促し、ひいては企業の財務情報の信頼性の向上に資するものと考えています。

④監査法人等に対する品質管理レビューの的確な審査及び適切な検査等

日本公認会計士協会が行う品質管理レビューを審査し、監査法人に対し検査を実施したことは、我が国の監査の質の向上に資するものと考えています。

また、公認会計士試験について、多様な人々が同試験に挑戦するよう実施の改善を行っていることは、公認会計士の質と量の確保に繋がり、ひいては監査の質の向上に資するものと考えています。

⑤諸外国の監査監督機関との協力・連携

諸外国の監査監督機関との会合等を通じて、各国の検査手法や外国監査法人等に対する検査監督体制の動向について情報・意見交換を実施することは、我が国の検査手法等の向上等を通じ我が国の監査の質の向上に資するものと考えています。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①監査法人制度等のあり方の見直し

改正公認会計士法及び関係政令・内閣府令等の円滑な実施を図ることが必要です。

②監査基準等の整備

監査基準等の整備については、今後の運営方針に従い、監査基準をめぐる国際的な動向や会計基準の見直しに伴う改訂の必要性の検討等を踏まえ、継続的に監査基準の改訂作業を進めていく必要があります。

③公認会計士・監査法人等に対する適切な監督

改正公認会計士法により導入された課徴金納付命令や業務改善命令等の行政処分が多様化を踏まえ、法令等に則り、きめ細かく、かつ実効性のある行政処分等を行っていく必要があります。

また、有限責任監査法人及び特定社員の登録制度、並びに外国監査法人等の届出制度等、新たに導入された制度についても適切な監督を行っていく必要があります。

④監査法人等に対する品質管理レビューの的確な審査及び適切な検査等

監査法人等の審査及び検査については、引き続き、品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する必要があります。

20事務年度においては、特に日本公認会計士協会の品質管理レビューにおいて指摘の多い業務の品質管理の監視等について重点的に検証するほか、導入後2年目を迎えた日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度の運営状況等についても検証する必要があります。

また、改正公認会計士法により導入された外国監査法人等の届出制度について、届出の状況や外国監督当局との協力関係の進展を踏まえつつ、外国監査法人等に対する

検査方針について検討を進めるなど、的確に対応する必要があります。

公認会計士試験については、多様な人々にとって受験しやすく、より魅力的な試験とするため、短答式試験の実施を平成 22 年試験より年 2 回に増やすとともに論文式試験を週末に実施するなど、試験の実施方法に係る具体的な改善策を講じるほか、幅広い人々が受験するよう引き続き広報の強化に努める必要があります。

⑤ 諸外国の監査監督機関との協力・連携

監査監督に係る協力に関する各種の国際的な会合に積極的に参画するとともに、外国監査法人等に対する監査監督体制の動向を踏まえ、諸外国の監査監督機関との協力・連携を図る必要があります。

また、審査会においては、上記の業務の増加等を踏まえ、事務局機能の強化を含む体制の充実を図り、引き続き監査法人等に対する的確な検査や公認会計士試験の円滑な実施等を行っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

要求内容	関連する重点施策	要求種別	(参考) 20 年度予算額
懲戒処分経費	③	予算 <継続>	45 千円
監査法人、公認会計士等に対する検査等に係る経費	④・⑤	予算 <継続>	17,398 千円
公認会計士試験の実施に係る経費	④	予算 <継続>	64,107 千円
課徴金制度関係経費	③(注)	予算 <新規>	—
公認会計士・監査法人の監督体制の強化	①・③	機構・定員	
会計・監査等の国際的な動向への対応	②	機構・定員	
監査法人、公認会計士等に対する検査等の体制整備	④	機構・定員	
外国監査法人等に対する検査等の体制整備	④	機構・定員	
外国監査法人等に対する検査等の支援体制整備	④	機構・定員	
公認会計士試験実施・広報体制の充実強化	④	機構・定員	

諸外国の関係機関との連携強化に向けた体制整備	⑤	機構・定員	
公認会計士・監査審査会の事務局機能の充実・強化	④・⑤	機構・定員	

(注) 20年4月1日から改正公認会計士法により、課徴金制度が導入されたことから、総務企画局総務課審判手続室においては、審判手続の適正かつ迅速な運営等を確保するため、課徴金制度の運用の体制整備を図るための予算要求を行う必要があります。

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化（監査監督に関する国際的動向等）や取組みの有効性（監査法人に対する業務改善指示及び改善の進捗状況等のフォローアップ等）等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

(2) 19年度の達成度

A

(3) 達成度の判断理由

改正公認会計士法の円滑な施行のための関係政令・内閣府令等の整備、公認会計士・監査法人に対する適切な監督、諸外国の監査監督機関との協力・連携、品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する適切な検査等を着実に実施しているほか、会計監査を担う有為な人材を確保するため、公認会計士試験の実施の改善を検討、実施していること等から、Aと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・「公認会計士法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令・内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果について（19年12月7日公表）
<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20071207-1.html>
- ・「外国監査法人等に関する内閣府令」等の公表について（20年3月14日公表）
<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20080314-1.html>
- ・「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」（監査報酬の開示・監査人交代時の開示に係る部分）に対するパブリックコメントの結果等について（20年3月28日公表）
<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20080328-5.html>

- ・ 公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について（20年6月23日公表）
<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20080623-1.html>
- ・ 平成19事務年度の審査基本計画及び検査基本計画（19年6月29日公表）
<http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/shinsakensa/kihonkeikaku/20070629.html>
- ・ 日本公認会計士協会の品質管理レビューの改善状況について（19年7月31日公表）
<http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/shinsakensa/kouhyou/20070731.html>
- ・ 監査の品質管理に関する検査指摘事例集（20年2月27日公表）
<http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/shinsakensa/kouhyou/20080227.html>
- ・ 公認会計士試験実施の改善について（19年10月25日）
<http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/kouninkaikeishi-shiken/20071025.html>
- ・ 第2回監査監督機関国際フォーラム（トロント）会合について
<http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/sonota/kokusai/20070926.html>
- ・ 第3回監査監督機関国際フォーラム（オスロ）会合について
<http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/sonota/kokusai/20080415.html>

11. 担当課室名

公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室

政策Ⅱ－２－（１）－①

金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応

1. 達成目標等

達成すべき目標	金融機関等の法令等遵守態勢が確立されること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方 及びその根拠	預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。 【根拠】各業法の目的規定、各監督指針等
測定指標	金融機関等の法令等遵守態勢の確立の状況 ・各種金融サービスに対する苦情・相談の内容・件数

2. 平成19年度重点施策等

19年度 重点施策	①金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応 ②金融商品取引業者に対する的確な監督 ③貸金業者等に対する的確な監督
参考指標	①監督指針等の整備状況 ①行政処分の実施状況 ①業務改善のフォローアップ状況 ②監督指針の整備状況 ②行政処分の実施状況 ②新規登録業者数 ②特例業務届出者数 ③事務ガイドラインの整備状況 ③認可法人設立認可の状況 ③行政処分の実施状況

3. 政策の概要

預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、金融機関等がその業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。金融庁としては、金融機関等における法令等遵守を強く促すとともに、重大な問題が認められる場合には的確な行政処分の実施等の厳正な対応を行うこととしています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）
なし。

4. 現状分析及び外部要因

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、預金者、保険契約者、投資者等の保護のためには、金融サービスに関わる事業者の厳正な法令等遵守が求められています。また、その際、コーポレートガバナンスの問題もあわせて考えていく必要があります。

5. 事務運営についての報告

(1) 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応

①明確なルールに基づく厳正かつ迅速な行政処分

ア. 法令に照らして、利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融機関等に対し、19 事務年度の間 80 件の行政処分を行い、経営の健全化を求めるとともに、改善状況のフォローアップを行っています。

(ア) 保険会社に対する処分に関しては、これまでに保険金の不適切な不払い・支払漏れ等に係る業務改善命令等を発出した各社に対して、その後の改善状況に係る報告を求め、フォローアップを行っています。

イ. 行政処分の公表等

(ア) 行政処分を行った場合には、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を含め、公表を行いました（財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除く）。

(イ) 法令違反等に対する業務改善命令等の不利益処分を、一覧性のあるものとして取りまとめた「行政処分事例集」について、四半期毎に更新を行うことで、国民への情報提供を行いました。

②監督指針の整備

以下の監督指針について、それぞれ改正等を行い、法令等遵守に係る監督上の着眼点等を更に整備・明確化するとともに、当該指針等に基づく厳正かつ適切な監督事務を行っています。

ア. 「主要行等向けの総合的な監督指針」（19 年 9 月、20 年 3 月、5 月、6 月改正）

イ. 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（19 年 9 月、20 年 3 月、5 月、6 月改正）

ウ. 「信託会社等に関する総合的な監督指針」（19 年 7 月、20 年 3 月改正）

エ. 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（19 年 9 月施行、20 年 3 月改正）

オ. 「保険会社向けの総合的な監督指針」（19 年 7 月、8 月、12 月、20 年 3 月改正）

カ. 「貸金業者向けの総合的な監督指針」（19 年 12 月策定、20 年 3 月改正）

③業界団体との情報交換

業界団体との意見交換会等の機会を捉えて、法令等遵守態勢を含めた内部管理態勢

の改善への取組みを要請するとともに、意見交換を行いました。

(2) 金融商品取引業者に対する適切な監督

19年9月30日に全面施行された金融商品取引法においては、利用者保護ルールを徹底する観点から、規制の横断化を図り、投資性の強い金融商品・サービスの販売・勧誘等について、すき間のない規制を適用しています。

この結果、従前の証券会社、金融先物取引業者、商品投資販売業者、信託受益権販売業者、投資顧問業者、投資信託委託業者等は、金融商品取引業者（登録制）として同法の規制の対象となりました。さらに、新たに集団投資スキーム（ファンド）を取り扱う者も金融商品取引業者として同法の規制の対象となり、20年3月末現在における金融商品取引業者の登録数は2,087となりました。また、同法は金融イノベーション促進の観点から、顧客の属性に応じた規制の柔軟化を図っており、届出制とされている適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンドの募集・運用）については、20年3月末現在で4,158の届出が出されました。

このほか、金融商品取引に係る苦情・あっせんを業務とする認定投資者保護団体について、20年3月末までに2つの団体を認定しています。

(3) 貸金業者等に対する適切な監督

① 悪質な貸金業者に対する厳正な対応

財務局登録の貸金業者について、債務者等を困惑させた執拗な取立て及び帳簿の備付け等の法令違反が認められた業者に対して、業務改善命令を发出（19事務年度に2件）したほか、法令で定める使用人について欠格事由が判明した業者に対して、登録取消し処分を実施（19事務年度に1件）しました。

② 「貸金業者向けの総合的な監督指針」の策定と施行

ア. 貸金業監督の目的

登録制度、業務規制、自主規制団体の認可等を通じ、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、健全な競争により市場メカニズムが機能する貸金市場の構築を促す目的で策定し、19年12月より施行されました。

イ. 貸金業監督の基本的な枠組みについて、以下のとおり定めました。

- (ア) 監督当局である国及び都道府県が連携し、利用者からの苦情等、監督情報の共有と集約を図る。
- (イ) 無登録業者及び悪質登録業者の徹底排除のため、警察当局との連携、協力を図る。
- (ウ) 貸金業協会との連携及び役割分担、並びに非協会員への厳正な監督を通じ、全業者の業務の健全性を確保する。

ウ. 貸金業監督部局の基本的役割については、利用者からの苦情等も含め、継続的に監督情報の収集・分析を行い、業務の健全性や適切性に係る問題の発見に努めるとともに、自主的な問題改善の取組みを早期に促すことや、必要に応じ行政処分等の監督上の措置を行うことで、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことを明示しました。

エ. 貸金業者の監督に当たっての基本的考え方について、以下のとおり定めました。

- (ア) 検査部局との適切な連携の確保
- (イ) 貸金業者にかかる情報の積極的な収集
- (ウ) 貸金業者の自主的な努力の尊重
- (エ) 貸金業協会との連携及び非協会員に対する厳正な監督
- (オ) 効率的・効果的な監督事務の確保

③ ヤミ金融問題等に対する関係機関・団体との緊密な連携

都道府県、財務局、警察当局及び弁護士会等の関係団体から構成される「ヤミ金融等被害対策会議」等を通じ、引き続き連携の強化に努めるとともに、監督指針に基づき、無登録業者による貸付や取立の被害に係る苦情を受け付けた場合に、当該無登録業者に警告等を行うほか、捜査当局への積極的な情報提供を行っています。

④ 日本貸金業協会の設立

ア. 19年12月、改正貸金業法の施行にあわせ、日本貸金業協会設立の認可を行いました。日本貸金業協会は、貸金業者の業務の適正化の観点から、業界の自主規制機能を抜本的に強化するための全国組織の自主規制機関として位置付けられており、日本貸金業協会においても過剰貸付、広告、勧誘等に係る自主規制ルールを策定しています。

イ. また、改正貸金業法では、多重債務問題解決の一環として、貸金業協会の業務規程に、資金需要者等に対するカウンセリングに関する事項を規定させることとし、日本貸金業協会においても、苦情処理・相談対応に関する業務規程を策定しています。

ウ. 当庁としては、日本貸金業協会が、こうした改正貸金業法の趣旨に則り、その自主規制機能を十分に発揮し、貸金業者の業務の適正化、更には多重債務問題解決に向けて、大きな役割を果たしていくために貸金業協会への適切な監督を行う必要があります。

6. 評価結果

(1) 評価結果の概要

① 政策の必要性

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令遵守

態勢の確立はますます重要になっています。従って、今後とも、金融機関等の自主的な取組みを促すほか、実態把握に努め、金融機関等の業態や規模の如何を問わず、法令に照らして、利用者保護等に重大な問題が生じているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な行政処分を行うとともに、金融機関等の業務改善に向けた取組みをフォローアップしていくことが必要です。

②政策の効率性

引き続き、行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置を講じることによって、再発防止に努めるとともに、業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供について充実を図っていくことが必要です。

また、改正貸金業法施行後の利用者保護の観点からカウンセリング機能の充実を図るため、クレジットカウンセリング協会の指導・監督を行う必要があります。

③政策の有効性

行政処分を受けた金融機関等においては、改善計画の履行等を通して、法令等遵守に係る全役職員に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、内部管理態勢の整備・強化等の取組みが行われており、実態面から見て、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上が見られると考えています。

また、監督指針における監督上の着眼点等の整備・明確化は、より透明で公正な行政運営をなし得る態勢構築に向けた取組みであり、関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令遵守態勢の構築に資するものと考えています。

なお、19年度における金融サービス利用者相談室に寄せられた金融機関等の不適正な行為に関する相談件数は、18年度の4,613件より231件減少しており、他の要因等も考えられる中で定量的な評価は困難であるものの、上記の取組みが一定の貢献をしているものと考えています。

(2) 各重点施策の評価

①金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応

行政処分を受けた金融機関等においては、改善計画の履行等を通して、法令等遵守に係る全役職員等に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、内部管理態勢の整備・強化等の取組みが行われており、実態面から見て、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上が見られると考えています。

また、監督指針等における監督上の着眼点等の整備・明確化は、より透明で公正な行政運営をなし得る態勢構築に向けた取組みであるとともに、関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令等遵守態勢の構築に資するものと考えています。

②金融商品取引業者に対する適切な監督

金融商品取引法の施行にあたり、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」

を公表・施行しました（20年4月に一部改正）。また、政府広報等を通じて、金融商品取引法の施行により新たに規制の対象となった集団投資スキーム（ファンド）について投資者等への周知を図りました。これらの取組みは、金融商品取引業の健全・適切な業務運営の確保、投資者の保護等に資するものと考えています。

③貸金業者等に対する適切な監督

法令違反が認められた業者に対しては、行政処分（業務停止・登録取消し処分）などの厳正な監督対応を行う一方、法令の基準を満たした業者の登録を行いました。なお、業務停止処分を受けた貸金業者においては、内部管理態勢の見直し、社員教育の充実・強化といった法令等遵守に向けた取組みが行われています。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

（1）今後の課題

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令等遵守態勢の確立はますます重要になっています。従って、今後とも、金融機関等による自主的な取組みを促すほか、立入検査、報告徴求等を的確に実施して実態把握に努め、金融機関等の業態や規模の如何を問わず、法令に照らして、利用者保護等に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、金融機関等の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力していく必要があります。

さらに、引き続き、行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置を講じることによって、再発防止に努める必要があります。加えて、業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供について充実を図っていく必要があります。

（2）評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

なし。

8. 当該政策に係る端的な結論等

（1）端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

（2）19年度の達成度

A

（3）達成度の判断理由

行政処分を受けた金融機関等において、業務改善に向けた取組みが実施されている等、

金融機関等における法令等遵守態勢の確立が進展していることから、Aと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 行政処分事例集（20年5月21日公表）

<http://www.fsa.go.jp/news/19/20080521-1.html>

11. 担当課室名

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

政策Ⅱ－３－（１）－①

取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視

1. 達成目標等

<p>達成すべき目標</p>	<p>市場監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保すること 【達成年次】毎年度</p>
<p>目標設定の考え方及びその根拠</p>	<p>証券取引等監視委員会は、証券取引及び金融先物取引の公正を確保し、証券市場及び金融先物市場に対する投資者の信頼を保持するため、検査・調査等を実施することを使命としている。 【根拠】金融商品取引法 194 条の 7 第 2 項及び第 3 項、第 210 条等、「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）</p>
<p>測定指標</p>	<p>検査・調査等の実施状況 （取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、その主要分野である以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標により評価する。）</p>

2. 平成 19 年度重点施策等

<p>19 年度重点施策</p>	<p>①金融・資本市場に関する幅広い情報の収集・分析及び迅速な取引審査の実施 ②金融商品取引業者等に対する的確かつ効率的な検査の実施 ③不公正取引に対する的確な課徴金調査の実施 ④ディスクロージャー違反に対する的確な開示検査の実施 ⑤犯則事件に対する厳正な調査の実施</p>
<p>参考指標</p>	<p>①情報受付件数 ①取引審査実施件数 ②証券検査実施件数 ②証券検査に係る勧告件数 ②パブリックコメントの実施状況等 ③課徴金調査に係る勧告件数 ③課徴金納付命令件数 ④開示検査に係る勧告件数 ④課徴金納付命令件数 ⑤犯則事件の告発件数</p>

※ 19 事務年度実施計画の策定時点では金融商品取引法が施行されていなかったため、「証券市場」、「証券会社」等の用語を使用していましたが、本実績評価書では金融商品取引法施行後の用語を使用しています。

3. 政策の概要

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、取引の公正を確保し、市場に対する投資者の信頼を保持するため、金融・資本市場に関する情報の収集・分析、取引審査、金融商品取引業者等に対する検査、課徴金調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、犯則事件の調査などの市場監視活動を行っています。

これらの監視活動の結果、取引の公正を損なうような法令違反等が認められた場合、行政処分等の勧告や犯則事件として告発することにより厳正に対処しています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	第 2 章 成長力の強化 2. グローバル化改革 （2）「金融・資本市場競争力強化プラン」の策定 ③ 準司法機能の強化による市場監視体制の整備 平成 20 年度の早期に、課徴金制度の適用範囲拡大、金額引上げを実現する。あわせて、証券取引等監視委員会の体制強化に関し具体策を検討する。
金融・資本市場競争力強化プラン	平成 19 年 12 月 21 日	I. 信頼と活力のある市場の構築 2. 市場の公正性・透明性の確保 （2）市場監視機能の強化 ① 証券取引等監視委員会等の市場監視体制の強化 我が国市場の公正性・透明性の一層の向上に向け、課徴金制度の見直しを含む市場監視機能の強化に対応するため、引き続き証券取引等監視委員会の体制整備等をはじめとする幅広い市場監視体制の強化を図る。

4. 現状分析及び外部要因

金融システム改革をはじめとする様々な改革の成果やIT技術の進展などを受けて、インターネット取引やクロスボーダー取引の増加、投資ファンド等を使った複雑な取引の増加など、金融・資本市場を取り巻く環境は大きく変化してきています。

こうした中で、市場監視機能の強化の一環として、平成17年4月に課徴金制度が導入され、その調査権限が証券監視委に委任されました。また、17年7月には、虚偽の有価証券報告書等提出に係る検査権限が証券監視委に委任されました。さらに、証券会社や金融先物取引業者等について、従来の取引の公正確保に関する検査権限に加え、財務の健全性等に関する検査権限が委任されたほか、新たに投信・投資顧問業者等に対する検査権限も委任されました。また、同時に外国為替証拠金取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象とされるなど、証券監視委の検査範囲が大幅に拡大しました。

また、19年7月には、新たに委員長及び両委員が就任し、中期的な活動方針である「公正な市場の確立に向けて」を公表し、近年の金融・資本市場を取り巻く環境の変化に対して、機動性・戦略性の高い市場監視の実現と市場規律の強化に向けた働きかけの2本柱を掲げ、その使命達成に向けて取り組んでいるところです。

19年9月には、金融商品取引法が施行され、証券検査の対象範囲の拡大や四半期報告書（20年4月1日以降に開始される事業年度から適用）に対する検査の追加など、証券監視委の業務はさらに拡大しました。20年6月には金融商品取引法の一部が改正され、課徴金の金額水準の引上げ、対象範囲の拡大等が行われることになり、ますます証券監視委の役割は重要となってきています。

5. 事務運営についての報告

（1）金融・資本市場に関する幅広い情報の収集・分析及び迅速な取引審査の実施

- ① 日常的な市場監視においては、不公正な取引の疑いのある事例やインターネットを通じた風説の流布等について幅広く監視を行うほか、発行市場にも監視の目を向けるとともに、直ちに法令違反とはいえないような取引などについても、幅広く注意を払い、問題が把握された事案については担当部門に情報提供しています。

また、自主規制機関及び海外当局と連携を一層強化しつつ、市場監視の精度の向上を図ってきました。

- ② 法令違反行為発見の端緒として一般からの情報提供は重要であることから、証券監視委のウェブサイト上での情報の受付等を行い、幅広く情報提供を求めています。

【資料1 平成19事務年度の情報の受付状況】

(単位：件)

区 分	情報受付件数
インターネット	4,193
電 話	766
文 書	381
来 訪	58
財務局等から回付	443
合 計	5,841

【資料2 平成19事務年度の取引審査実施件数】

(単位：件)

区 分	審査実施件数
価格形成	141
インサイダー取引	951
その他	6
合 計	1,098

(2) 金融商品取引業者等に対する的確かつ効率的な検査の実施

- ① 証券検査を計画的に管理・実施するため、市場動向や過去の検査結果等を踏まえ、検査の重点事項や計画件数を定めた「平成19事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画」を策定し、19事務年度においては、合計233法人等に対して証券検査を実施しました。

【資料3 平成19事務年度の証券検査基本計画】

(単位：法人等)

区 分	計画件数	摘 要
第一種金融商品取引業者等	135	うち財務局長等が行うもの115
投資運用業者、投資助言・代理業者	60	うち財務局長等が行うもの30
自主規制機関	必要に応じて実施	
新たな検査対象先 (第二種金融商品取引業者等)	必要に応じて実施	

(注) 上記検査のほか、特別検査等を実施することがある。

【資料4 平成19事務年度の証券検査実施件数】

(単位：法人等)

区 分	証券検査実施件数
第一種金融商品取引業者等	171
投資運用業者、投資助言・代理業者	57
自主規制機関等	3
新たな検査対象先 (第二種金融商品取引業者等)	2
合 計	233

- ② 検査対象先等に関する様々な資料・情報等を総合的に勘案して実施する一般検査に加え、市場を巡る問題や関心事項について横断的なテーマを選定し、共通の課題がある検査対象先に対して行うテーマ別の特別検査を実施しました。具体的には、①OHT株式の信用リスクに係る証券会社のリスク管理態勢等の検証、②FX取引業者の財務の健全性及びにリスク管理等に重点等を置いた検証、等を行い、市場関係者等の参考となるよう、検査結果の概要を取りまとめ、公表しました。
- ③ 証券検査の結果、重大な法令違反が認められた28件については、金融庁長官等に対して行政処分等の勧告を行いました。勧告の対象となった主な事例は以下のとおりでした。
- ア. 金融商品取引業者（旧証券会社）の検査においては、親銀行から取得した非公開情報を利用して勧誘する行為や、取引所有価証券市場における上場有価証券の相場を固定させる目的をもって、一連の上場有価証券の買付けの受託、執行をする行為などが認められました。
- イ. 金融商品取引業者（旧金融先物取引業者）の検査においては、顧客から預託を受けた委託証拠金を自己の固有財産と区分して管理していない状況などが認められました。
- ウ. その他自主規制機関等の検査においては、上場審査業務に係る不備や品貸入札における不公正な調整などが認められました。

(3) 不公正取引に対する的確な課徴金調査の実施

課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査の実施に努めた結果、19事務年度においては、企業の重要情報が集まる報道機関の職員や金融・資本市場のゲートキーパーである（企業会計の適正性をチェックする役割を担う）公認会計士などによるインサイダー取引事案について、金融庁長官等に対し課徴金納付命令の発出を求める勧告を合計21件行いました。これを受け、金融庁長官は、審判手続開始の決定を行い、審判官によ

る審判手続を経て、合計 21 件の課徴金納付命令の決定を行いました。

【資料 5 平成 19 事務年度課徴金調査(不公正取引)に係る勧告及び課徴金納付命令実施状況】

(単位：件)

区 分	勧告件数	命令件数
インサイダー取引	21	21

(4) ディスクロージャー違反に対する的確な開示検査の実施

19 事務年度においては、重要な事項につき虚偽記載がある有価証券報告書等を提出したなどとして、金融庁長官等に対し課徴金納付命令の発出を求める勧告を合計 10 件行いました。また、課徴金納付命令の発出を求める勧告を受け、金融庁長官は、審判手続開始の決定を行い、審判官による審判手続を経て、合計 10 件の課徴金納付命令の決定を行いました。

【資料 6 平成 19 事務年度開示検査に係る勧告及び課徴金納付命令実施状況】

(単位：件)

区 分	勧告件数	命令件数
課徴金納付命令に関する勧告	10	10
訂正報告書等提出命令に係る勧告	0	0
合 計	10	10

(注 1) 課徴金納付命令件数 10 件のうち 1 件については、平成 19 年 6 月 26 日(平成 18 事務年度)に勧告されたものです。

(注 2) 課徴金納付命令に関する勧告件数 10 件のうち 1 件については、平成 20 年 7 月 9 日(平成 20 事務年度)に課徴金納付命令を行いました。

(注 3) 平成 19 事務年度については、開示検査において開示書類に重要な事項につき虚偽記載等が認められた場合に、いずれの開示企業も当該開示書類を自主的に訂正したことから、訂正報告書等提出命令に係る勧告は行いませんでした。

(5) 犯則事件に対する厳正な調査の実施

19 事務年度においては、金融商品取引業者(旧証券会社)の社員によるインサイダー事件や、内部者取引、相場操縦、虚偽記載といった態様ばかりではなく、複合的な態様が組み合わさった偽計事案など、金融・資本市場の信頼を揺るがす重大・悪質な犯則事件について合計 10 件の告発を行いました。

【資料7 平成19事務年度告発件数及び告発人数】

(単位：件、人)

区 分	告発件数	告発人数 (法人を含む)
インサイダー取引	2	5
相場操縦	4	13
風説の流布・偽計	2	6
虚偽の有価証券報告書等提出	2	9
合 計	10	33

(6) 金融商品取引法の施行及び改正への対応

① 金融商品取引法の施行

金融商品取引法施行に伴い、証券検査の対象範囲や検査において検証すべき事項の拡大に対応するため、19年9月に「金融商品取引業者等検査マニュアル」を策定し、検査手法やノウハウの確立に取り組みました。策定の際にはパブリック・コメントに付し、442件の意見が寄せられ、策定の参考としました。

また、金融商品取引法施行後半年が経過したところで、法律の趣旨・目的が広く理解され、同法の円滑な運用がなされるよう、証券監視委は金融庁と連携して20年2月に「金融商品取引法の疑問点に答えます」を取りまとめ、公表しました。

② 金融商品取引法の改正

課徴金制度の見直しについて、平成17年の改正証券取引法附則において「政府は、おおむね二年を目途として、この法律による改正後の課徴金に係る制度の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金の額の算定方法、その水準及び違反行為の監視のための方策を含め、課徴金に係る制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされていました。これを受け、執行当局である証券監視委としては、金融審議会金融分科会第一部会に設置された法制ワーキング・グループに参加し、課徴金制度の実施状況・運用実績を踏まえ、意見を述べました。具体的には、例えば、課徴金額の水準の引上げ、課徴金の適用範囲の拡大及び課徴金の加減算制度の導入などについて、現状を解説しつつ、意見を述べました。これを踏まえ、これらの内容の盛り込まれた「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が、平成20年6月6日に成立、6月13日に公布されました。

(7) 市場監視体制の強化

証券監視委の市場監視体制を強化するため、19年度には、従来1名であった次長を2名体制とするなど、人員の増強(26人の増員)を図っています。

また、的確な市場監視及び職員の専門性向上の観点から、弁護士、公認会計士、デリ

パティブ専門家及びシステム専門家などの民間専門家を多数登用しています（20年6月末現在で88人在籍）。

加えて、市場監視の効率化を図るための業務支援システム（証券総合システム）の活用と更なる機能強化のための次期システム見直しの実施、人材強化の観点からの各種研修の実施及び海外規制当局への職員派遣などにより、更なる市場監視体制の強化を図っています。

（8）市場への情報発信の強化

証券監視委は、意見交換や講演等を通じ市場参加者や個人投資家等との対話、情報発信を積極的に実施しました。19事務年度は金融商品取引業者等に加え、特に公認会計士・監査法人や法律事務所等市場のゲートキーパーといわれる者との意見交換や講演を積極的に実施し、市場参加者として期待する役割に力点を置いた情報発信を行いました。また、従来から実施している一般の大学のほか会計大学院や法科大学院の学生への講義も頻繁に実施し、証券監視委の活動を説明しました。さらに、証券関係者以外にも経済同友会、日本経済団体連合会（金融制度委員会）といった企業経営者や経済団体、日本不動産鑑定協会、日本民間放送連盟等幅広く証券監視委の活動について情報発信を行いました。

6. 評価結果

（1）評価結果の概要

①政策の必要性

取引の公正を確保し、市場に対する投資者の信頼を保持するため、金融・資本市場に関する情報の収集・分析、取引審査、金融商品取引業者等に対する検査、課徴金調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、犯則事件の調査などの市場監視活動を行う必要があります。

②政策の効率性

金融・資本市場を巡る環境の変化、幅広い投資家の参加を促す市場環境の整備の進展及び金融商品取引法の施行による検査・調査等の対象・範囲の拡大などにより、市場監視において期待される証券監視委の役割は、益々大きくなっています。こうした状況のもとで、金融・資本市場に関する情報の収集・分析、取引審査、金融商品取引業者等に対する検査、課徴金調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、犯則事件の調査といった手段を戦略的に活用し、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応するなど、的確かつ効率的な検査・調査等を実施しています。

③政策の有効性

金融・資本市場に関する情報の収集・分析、取引審査、金融商品取引業者等に対する検査、課徴金調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、犯則事件の調査などの市

場監視活動の結果、取引の公正を損なうなど法令違反等が認められた場合には、行政処分等の勧告や犯則事件としての告発を行うなどの厳正な対処により、不公正な取引の未然防止の抑止力として機能していると考えています。

(2) 各重点施策の評価

証券監視委においては、取引の公正の確保と市場に対する投資者の信頼を保持することを使命とし、市場監視に取り組んできました。19 事務年度、証券監視委は新たな委員長、委員が就任し新体制となったことから、中期的な活動方針である「公正な市場の確立に向けて」を公表し、市場の公正性・透明性の確保に向け活動を行ってきました。その際、ベター・レギュレーションを念頭に置いた取組みを行っています。

①金融・資本市場に関する幅広い情報の収集・分析及び迅速な取引審査の実施

自主規制機関及び海外当局との連携を一層強化しつつ、市場監視の精度の向上を図ってきました。また、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行い、問題点を早期に探知し、迅速に対応することを心がけ、さらに、直ちに法令違反とはいえないような取引についても幅広く注意を払っているほか、個別取引や市場動向の背景にある問題を重点的に分析する等、包括的かつ機動的な市場監視に努めました。

具体的には、不公正な取引の疑いのある事例について合計 1,098 件の取引審査を迅速に実施し、問題が把握された事例については、その内容に応じ、金融商品取引業者等に対する検査、課徴金調査、開示検査、犯則事件の調査に活用しています。

また、一般からの情報受付については、合計 5,841 件の情報を受け付けました。これらの幅広く受け付けた情報は、その有用性に応じて、証券監視委内各課、財務局監視官部門又は行政部局に速やかに回付し、その活用を図っています。

こうした金融・資本市場に対する日常的な市場監視は、不公正な取引を未然に防止するための抑止力としても機能しているものと考えています。

②金融商品取引業者等に対する的確かつ効率的な検査の実施

証券検査については、機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査計画を策定するとともに、テーマ別検査を実施し、市場の状況に的確に対応しています。

また、金融商品取引法第 51 条により、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことから、こうしたことを念頭に個別の法令違反のみならず、内部管理態勢にも着目した検査を実施しています。

これらの検査結果、重大な法令違反が認められた 28 件については、金融庁長官等に行政処分等の勧告を行いました。検査の結果、勧告に至った事案については、検査終了後他の市場参加者等への参考となるよう公表しており、勧告に至らない事案についても「金融商品取引業者等に対する検査の結果指摘した事項のうち主なもの」として

四半期毎に公表しています。

さらに、金融商品取引業者等から寄せられる「よくある質問」をQ & A形式で取りまとめ、検査の透明性及び予見可能性向上の観点から公表しました。

19事務年度の証券検査においても、個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標としており、これらの的確かつ効率的な検査は、投資者保護や市場の公正性、透明性の向上に寄与しているものと考えています。

③不正取引に対する的確な課徴金調査の実施

不正取引に対する課徴金調査については、迅速・効率的な調査を実施した結果、インサイダー取引事案について合計21件の課徴金納付命令勧告を行いました。これを契機に、市場参加者において不正取引を防止する取組みが進められています。

また、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、「金融商品取引法における課徴金事例集」を公表しました。上場会社が内部規程や社内管理体制の見直しを行いインサイダー取引の未然防止の取組みの参考となるとともに、市場の公正性の確保に寄与するものと考えています。

④ディスクロージャー違反に対する的確な開示検査の実施

迅速・効率的な開示検査の結果、開示書類の虚偽記載について合計10件の課徴金納付勧告を行いました。この中には、(株)三洋電機や(株)IHIに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令勧告があり、上場企業のディスクロージャーに対する社会的関心を高めました。

また、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、「金融商品取引法における課徴金事例集」を公表しました。これにより、上場企業によるディスクロージャー制度への取組みが強化され、開示書類の適正性の確保に寄与するものと考えています。

⑤犯則事件に対する厳正な調査の実施

犯則事件の調査については、合計で10件(33人)の告発を行いました。事件が地域的広がりを見せる中、各地の捜査当局等と連携して、金融・資本市場の信頼を揺るがす重大・悪質な犯則事件についての告発を行いました。この中には、発行市場を悪用した不正取引などの困難な事案にも対応するなど、犯則事件の厳正な調査を実施しました。これらの調査・告発は、金融・資本市場における不正な取引を未然に防止するための抑止力としても機能しているものと考えています。

以上を踏まえれば、19事務年度における証券監視委の活動は、取引の公正の確保及び金融・資本市場等における投資者の保護に寄与しているものと考えています。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①市場の公正性・透明性確保に向けた取組み

昨今の我が国金融・資本市場を取り巻く状況は、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境の変化や、これらを踏まえた金融商品取引法の施行をはじめとする制度の変革など、ダイナミックに動いています。このように、金融セクターを巡る局面が大きく変化している中、その局面変化に対応するため、また、金融・資本市場の活性化、国際競争力の強化を進めていくため、金融庁ではベター・レギュレーションの取組みを進めているところですが、証券監視委としても、このベター・レギュレーションを念頭に置いた取組みを本格化させる必要があります。

また、19年9月には金融商品取引法が施行され、幅広い金融商品についての包括的・横断的な制度の整備が図られました。具体的には、集団投資スキーム持分を包括的に有価証券と位置付けるなど、有価証券の範囲が拡大されたり、幅広い資産・指標に関する取引を含めるなど、規制の対象となるデリバティブ取引の範囲が拡大され、これらを取り扱う業者も拡大しました。また、四半期報告書や内部統制報告書等の提出の義務付けなどの開示書類に関する制度の整備等が行われたところです。これにより、証券検査、開示検査（課徴金調査）及び犯則調査及びの対象・範囲はさらに拡大し、市場監視において期待される証券監視委の役割は、益々大きくなっています。また、20年6月には金融商品取引法が改正され、課徴金の金額水準の引上げや対象範囲の拡大等が行われます。

証券監視委としては、これらの制度改正に適切に対応するため、今後も人材の強化を図りつつ、活動方針に基づいた市場監視の定着化と一層の充実を図り、国内外の金融・資本市場の変化に敏速に対応し、市場参加者との対話や市場への情報発信を引き続き強化し、その効果的なエンフォースメントの実施に向け、金融庁や自主規制機関との緊密な連携等を図っていく必要があると考えています。

②市場監視体制の強化

証券監視委としては、与えられた責務を着実に果たすため、引き続き、必要な人員の確保を含む更なる監視体制の充実を図り、急速に変貌する金融・資本市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査等を戦略的に実施していくことが不可欠であると考えています。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

要求内容	関連する重点施策	要求種別	(参考) 20年度予算額
証券取引等監視委員会一般事務費	①・②・ ③・④・ ⑤	予算 <継続>	32,966千円
証券取引等監視経費（証券取引審査経費）	①	予算 <継続>	571千円
検査等一般事務費	②	予算 <継続>	26,253千円
証券取引等監視経費（課徴金調査経費）	③・④	予算 <継続>	33,692千円
課徴金制度関係経費	③・④	予算 <継続>	5,781千円
証券取引等監視経費（犯則調査経費）	⑤	予算 <継続>	124,366千円
市場分析審査体制整備	①	機構・定員	
証券検査体制整備	②	機構・定員	
課徴金・開示検査体制整備	③・④	機構・定員	
犯則調査体制整備	⑤	機構・定員	
監視委員会全体の監視戦略体制整備	①・②・ ③・④・ ⑤	機構・定員	

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（急速に変貌する金融・商品市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、取引の公正の確保及び金融・資本市場に対する投資者の信頼を保持に向けた市場監視の徹底及び体制の更なる充実・強化等）を行う必要があります。

(2) 19年度の達成度

A

(3) 達成度の判断理由

取引の公正の確保及び市場に対する投資者の信頼保持のために検査・調査等を行い、その成果が着実に上がっていることから、Aと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 情報の受付状況
- ・ 取引審査実施状況
- ・ 検査実施状況一覧表
- ・ 課徴金納付命令に係る勧告実績
- ・ 告発事件の概要一覧表

11. 担当課室名

証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室

政策Ⅱ－３－（１）－②

取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化

1. 達成目標等

達成すべき目標	市場関係者の取組みが強化されることにより、取引の公正を確保すること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び証券会社等の市場関係者の取組みが強化され、取引の公正が確保される必要がある。 【根拠】金融商品取引法第 1 条、証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会論点整理（平成 18 年 6 月 30 日公表）等
測定指標	証券取引に関する苦情・相談の内容・件数

2. 平成 19 年度重点施策等

19 年度重点施策	①証券取引所の機能強化に向けた取組み ②自主規制機関との適切な連携等
参考指標	①取引所規則等の検討・実施状況 ②監督指針の整備状況 ③自主規制機関の取組み状況

3. 政策の概要

証券取引所は、我が国金融・資本市場ひいては経済全体の重要なインフラの一つである有価証券市場の開設者として、市場の公正性・透明性を確保するよう努めることが求められています。そのためには、規制当局自身の取組みのみならず、証券取引所の持つ自主規制機能が適正に発揮されることが必要です。

また、市場仲介者としての証券会社の業務の信頼性を向上させ、市場の公正性・透明性を確保する観点から、証券会社の市場仲介者としての機能等が発揮されることが必要です。

4. 現状分析及び外部要因

一部の上場会社による証券市場の公正性・透明性を損なう事案が発生したことを契機に、通常の規模を大幅に超えた株式分割など、実施方法やタイミングによっては市場の混乱を招きかねない行為に注目が集まりました。このような行為への対応等も含め、証券会社の上場制度のあり方を全般にわたって見直すため、東京証券取引所（以下、「東証」という。）は、投資者保護及び市場機能の適切な発揮の観点から、平成 19 年 4 月 24 日に策定・公表した「上場制度総合整備プログラム 2007」に基づいて上場制度の整備を行いました。

また、金融庁においては、19年12月に「金融・資本市場競争力強化プラン」を公表し、東証の上場制度整備懇談会において検討されている、取引所における自主規制機能の強化に向けての取組みを引き続き推進しています。

また、昨今の投資家による不公正取引や発行体による不正行為の中には、証券会社が市場仲介者としてのチェック機能を適切に発揮していれば防げたのではないかと思われる事例も指摘されています。

5. 事務運営についての報告

(1) 証券取引所の機能強化に向けた取組み

東証においては、「上場制度総合整備プログラム 2007」を踏まえた上場制度の整備に向けた検討を進め、直ちに実施する事項として整理された項目を中心として、株主・投資者の保護及び市場運営の適切な発揮の観点から、企業行動に適切な対応を求める事項を「企業行動規範」として定めるなどの東証関係規則を改正し、証券取引所の機能強化に向けた取組みがなされました。なお、東証の実施した規則改正のうち、他の証券取引所にも共通するような項目については、他の証券取引所においても、同様の規則改正がなされています。

さらに、上場会社の一部には、株主の権利を侵害しかねないような企業行動をとるケースも見られるなど、証券市場の公正性・透明性を損なう事案が発生しています。このような行為への対応等も含め、東証は、コーポレート・ガバナンスに関する施策を最重点課題とした「2008年度上場制度整備の対応について」（20年5月27日）を策定・公表しました。この中では、「上場制度総合整備プログラム 2007」からの検討継続事項についても引き続き取り組むこととしています。

(2) 自主規制機関との適切な連携等

日本証券業協会（以下、「日証協」という。）では、18年6月に「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」が策定・公表した論点整理を踏まえ、協会規則の改正を行うなど、証券会社の市場仲介機能等の充実・強化及び適切な発揮に向けた各種の取組みを実施しています。

また、金融庁においても、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」中に「証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮」に関する規定を整備するなど、必要な対応を行っています。

なお、日本証券業協会では野村証券元社員のインサイダー取引嫌疑事件の発生を受けて、「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」を設置し再発防止策について検討を行い、20年5月、以下のとおり今後の検討項目及び検討の方向性を取りまとめ公表しています。

- ①協会員における法人関係情報の管理態勢（新たに自主規制規則を定め、法人関係情報の管理に関する社内ルールを整備させる方向で検討。）
- ②協会員の役職員による株式取引のあり方（証券会社の役職員の情報を内部者情報シス

- テムのデータベースに登録し、役職員の売買をチェックする方向で検討。)
- ③インサイダー取引防止のための協会員における売買管理・内部管理態勢のあり方（新たに自主規制規則を定め、インサイダー取引についての売買審査基準を定めるとともに、疑わしい取引を把握した場合には、市場監視機関に報告する方向で検討。）
 - ④協会員の役職員の倫理意識の向上（倫理意識の向上に向けた教育、研修の実施を求めていく。）
 - ⑤違反者に対する処分の厳格化（不都合行為者としての取扱期間を現行の5年から延長する方向で検討。また、インサイダー取引にかかる刑罰の厳罰化を求めていく。）

6. 評価結果

(1) 評価結果の概要

①政策の必要性

市場の公正性・透明性を確保するためには、証券取引所の持つ自主規制機能や証券会社の市場仲介者としての機能等が適正に発揮される必要があり、関係者の取組みが必要です。

②政策の効率性

市場における公正性・透明性を確保するためには、規制当局の取組みのみならず、取引所や市場仲介者など、市場の関係者全体で取組みを進める必要があります。このため、証券取引所の機能強化に向けた東証関係規則が改正されたほか、証券会社の市場仲介機能等の充実・強化及び適切な発揮に向けた取組みが日証協で行われるなど、市場における公正性・透明性を確保するための市場関係者の取組みの強化が円滑に進みました。

③政策の有効性

証券取引所や日証協が各諸規則を改正等するなどの市場関係者の取組みの強化は、市場の公正性・透明性の向上に資するものと考えています。

(2) 各重点施策の評価

①証券取引所の機能強化に向けた取組み

株主・投資者の保護及び市場運営の適切な発揮の観点から、企業行動に適切な対応を求める等の取引所関係規則の改正によって、取引所における取引の公正の確保が期待されます。

②自主規制機関との適切な連携等

引受け等の審査の強化、誤発注が発生した場合の約定取消しのルール化、及び証券会社の自己規律維持のための規範となる倫理コードの保有の義務化を図るなどといった日証協や証券取引所の諸規則改正等は、18年6月に「証券会社の市場仲介機能等に

関する懇談会」が策定・公表した論点整理の目標である「証券会社の市場仲介機能等の充実・強化」に沿ったものであり、当局と自主規制機関との適切な連携が図られていると考えています。

(参考) 金融サービス利用者相談室における投資商品・証券市場制度等に関する相談等の受付件数は、18事務年度 10,342 件、19事務年度 12,769 件となっています。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①証券取引所の機能強化に向けた取組み

証券取引所の機能強化に向けて、東証においては、「2008 年度上場制度整備の対応について」に沿って、引き続き、上場制度の整備を行っていく必要があります。

②自主規制機関との適切な連携等

18年6月に「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」が策定・公表した論点整理により提示された論点への対応は一定程度進んでいますが、まだ検討・対応を終えていない継続課題等について、速やかに検討・対応を行う必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

なし。

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善等を行う必要があります。

(2) 19年度の達成度

B

(3) 達成度の判断理由

取引所関係規則や日証協の規則の改正など、市場の公正性・透明性の向上に向けた市場関係者の取組みが進展していますが、今後もさらに取組みを進めて行く必要があることから、Bと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 東証「上場制度総合整備プログラム 2007」（19年4月24日公表）
<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/2007program.pdf>
- ・ 東証「2008年度上場制度整備の対応について」（20年5月27日公表）
<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/index.html>
- ・ 証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会論点整理（18年6月30日公表）
http://www.fsa.go.jp/singi/mdth_kon/20060630.html
- ・ 証券会社の市場仲介機能等の充実・強化及び適正な発揮に向けた本協会の対応状況（20年4月15日公表）
<http://www.jsda.or.jp/html/houkokusyo/jyoukyou200804.html>

11. 担当課室名

総務企画局市場課、監督局証券課

基本目標Ⅲ－１ 我が国金融が環境の変化に適切に対応できていること

【評価結果の概要】

個人投資家の金融・資本市場への参加は着実に進んでいますが、個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は、アメリカやドイツと比較して低い水準にとどまっており、活力ある金融・資本市場の構築のためには、なお一層、個人投資家の積極的な参加を促していく必要があります。

我が国金融・資本市場の競争力強化のため、必要な施策を盛り込んだ包括的な政策パッケージである市場強化プランの着実な実施は、内外から資金・情報・人材が幅広く集積する、魅力ある質の高い金融・資本市場の構築に資するものです。

ITの戦略的活用については、電子記録債権の利用に向けた各方面の検討・取組みが進んでおり、今後、電子記録債権の利用が実現・普及していくことにより、電子的手段による事業者の資金調達の円滑化等に資すると考えています。

地域密着型金融については、「金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」結果によると、地域密着型金融の取組み全体については積極的な評価が5割以上を占めており、地域密着型金融の推進を図るために有効なものとなっています。

中小企業金融の円滑化については、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等の推進や、中小企業再生支援協議会を活用した事業再生等は概ね増加しており、一定の成果が見られます。

「官から民へ」の改革に対する適切な対応としては、郵政民営化に伴う政省令等の整備、実施計画の認可により、郵政民営化の実施及び政策金融改革の基本方針等を踏まえた対応等については順調に推移しました。

基本目標Ⅲ－２ 金融機関の企業活動が活発に行われていること

【評価結果の概要】

金融商品取引法の施行や銀行等による保険販売の全面解禁等により、より多様で良質な金融商品・サービスの提供が可能となる制度整備が図られたほか、銀行代理業者や第二種金融商品取引業者の許可・登録等が着実に行われるなど、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大が図られています。

金融行政の透明性・予測可能性については、「ベター・レギュレーションの進捗状況に係るアンケート」において、8割近くが「改善した」、「やや改善した」との回答を得た

ことから、ベター・レギュレーションの取組みについては、相応に進捗していると考えられることから、当該取組みは有効であると考えています。

基本目標Ⅲ－３ 金融機関等が犯罪に利用されないこと

【評価結果の概要】

金融機関において、口座不正利用問題及び当該問題に対する当局の姿勢についてより一層理解が深まるとともに、当局からの情報提供をもとに行ったものを含め、19年4月から20年3月までの間に、41,972件の利用停止、32,417件の強制解約等の措置が行われており、預金口座の不正利用防止に一定の効果があり、有効であると考えています。

政策Ⅲ－１－（１）－①

個人投資家の参加拡大

1. 達成目標等

達成すべき目標	個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	良質で多様な金融商品・サービスを利用できる、利用者の満足度が高い金融システムを構築し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させ、リスクに柔軟に対応できる経済構造を構築していく。 【根拠】第164回国会 総理大臣施政方針演説（平成18年1月20日）等
測定指標	個人金融資産に占める株式・投資信託の割合等

2. 平成19年度重点施策等

19年度重点施策	①安心して投資できる環境の整備 ②金融資産の有効活用に資する金融・証券税制改革の一層の推進
参考指標	①関連する政令・内閣府令等の整備状況 ①金融・資本市場への個人投資家の参加状況（個人金融資産に占める株式・投資信託の割合、個人株主数、特定口座数の推移） ②金融・資本市場への個人投資家の参加状況（同上）

3. 政策の概要

銀行に過度にリスクが集中する金融システムから脱却し、幅広い主体によるリスクテイクが行われ、経済成長を支える強靱な金融システムを構築するため、個人投資家の積極的な市場参加を促す環境整備が課題となっています。

また、少子高齢化が進展していく中で、国民一人ひとりがより豊かさを実感できる社会を構築していくためには、個人金融資産に対して適切な投資機会を提供していくことが重要となります。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

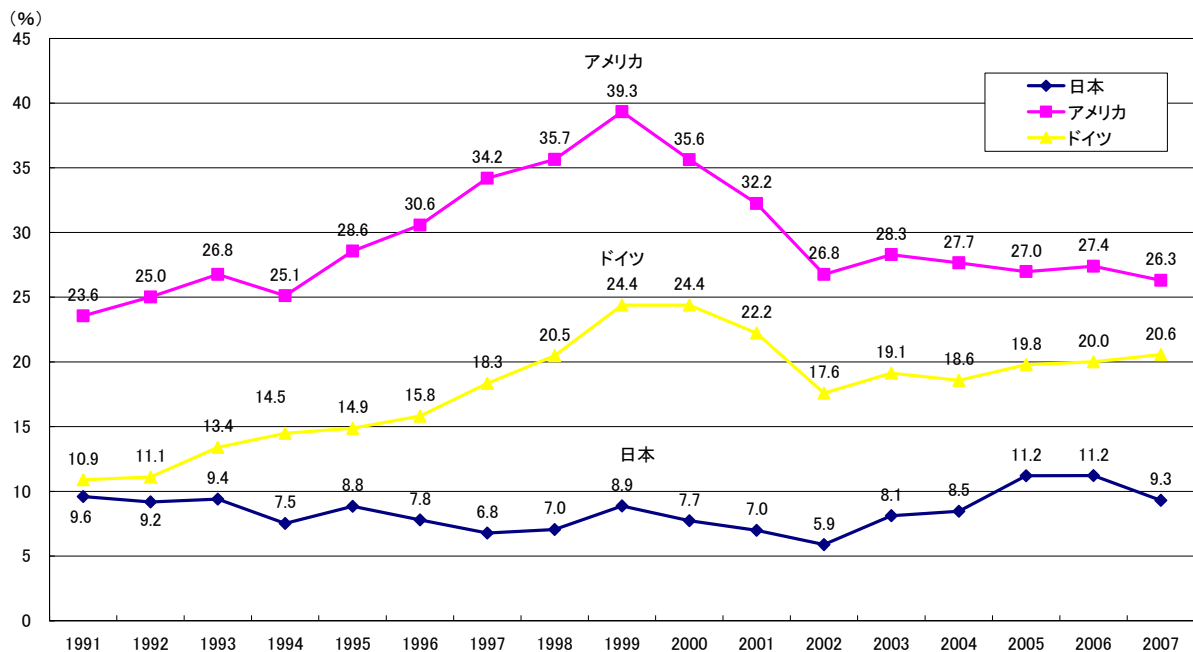
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第164回国会施政方針演説	平成18年1月20日	主要銀行の不良債権残高はこの3年半で20兆円減少し、金融システムの安定化が実現した今日、「貯蓄から投資へ」の流れを進め、国民が多様な金融商品やサービスを安心して利用できるよう、法制度を整備します。
経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁がとりまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。 ・リスクへの挑戦を促す観点から、金融所得課税等の在り方を検討する。

4. 現状分析及び外部要因

金融庁としては、これまでも、金融システム改革をはじめ、「証券市場の改革促進プログラム」（平成14年8月公表）の着実な実施や、19年9月末の「金融商品取引法」の円滑な施行等、所要の制度整備に取り組んできたところです。

個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は、年度ベースで10%を下回りました（19年度末9.3%）。19年度は株価が下落したため（TOPIX：18年度末1,713.61ポイント→19年度末1,212.96ポイント）、大部分は評価損による影響とみられますが、アメリカで25.2%（20年3月末）、ドイツで20.6%（19年12月末）であるのに対して、日本は依然として低い水準にとどまっており、活力ある金融・資本市場の構築のためには、なお一層、個人投資家の積極的な参加を促していく必要があります。

【資料 1 個人金融資産に占める株式・投資信託の構成比（日・米・独）】



(注) 日本は家計の値。アメリカ・ドイツは家計＋対家計民間非営利団体の値。
また、日本は年度ベース(3月末)、米国、ドイツは暦年ベースの数値。

(出典) 日本銀行「資金循環統計」

5. 事務運営についての報告

(1) 安心して投資できる環境の整備

規制の横断化により投資者保護を図るとともに、規制の柔軟化により金融イノベーションを促進するため、金融商品取引法の関係政令・内閣府令等を19年8月以降、順次公布し、法律と併せて19年9月30日に本格的に施行しました。同法の円滑な実施のため、20年2月には質疑応答集「金融商品取引法の疑問に答えます」を公表し、金融商品の販売・勧誘に係る法令の考え方の明確化を図るとともに、その内容を検査・監督等に当たる金融庁の担当者にも周知徹底を行っているところです。

また、我が国金融・資本市場をさらに魅力あるものとし、「貯蓄から投資へ」の流れを一層確実なものとしていくためには、市場の公正性・透明性を向上させ、我が国市場に対する信頼を確保していくことが重要です。そのため、違反行為に対するより実効的な抑止を図るべく、金融商品取引法上の課徴金制度について、

- (ア) 課徴金の金額水準をより適切な水準に引き上げること
- (イ) 対象範囲を安定操作取引等、開示書類の不提出、公開買付制度・大量保有報告制度にも拡げること
- (ウ) 除斥期間を延長すること

等の見直しを行う「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が、20年6月6日に国会で可決・成立され、6月13日に公布されました。

(2) 金融資産の有効活用に資する金融・証券税制改革の一層の推進

平成 20 年度税制改正要望において、上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率（10%）の恒久化等を関係当局に要望し、20 年 4 月 30 日、100 万円以下の上場株式等の配当金等及び 500 万円以下の上場株式等の譲渡益に対し、軽減税率を 22 年末まで適用すること、及び 21 年より上場株式等の譲渡損失と配当金等との間で損益通算の仕組みを導入することが盛り込まれた、平成 20 年度税制改正要望に関する法律「所得税法等の一部を改正する法律」が公布・施行されました。

6. 評価結果

(1) 評価結果の概要

①政策の必要性

少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、我が国金融・融資本市場において、1,500 兆円に及ぶ家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、内外の企業等に成長資金を適切に行っていくことが必要です。

②政策の効率性

19 年 9 月に本格的に施行した金融商品取引法の適切かつ円滑な実施に向けて、20 年 2 月に質疑応答集を公表しましたが、今後も必要に応じルールの更なる周知・明確化等を図ります。また、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立（20 年 6 月）し、今後、適切かつ円滑な施行に向けて、政令・内閣府令等の整備に取り組むほか、個人投資家のリスク資産に投資しやすい環境の整備に取り組みます。

③政策の有効性

19 年 9 月に本格的に施行した金融商品取引法の円滑な実施に向けて、20 年 2 月に公表した質疑応答集の周知を図るとともに、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」を円滑に施行し、課徴金制度を整備すること、及び金融資産の有効活用に資する金融・証券税制改革の一層の推進を図ることは、金融・資本市場の公正性・透明性の確保及びリスク資産に投資しやすい環境の整備につながることから、個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に資すると考えています。

(2) 各重点施策の評価

①安心して投資できる環境の整備

規制の横断化により投資者保護を図るとともに、規制の柔軟化により金融イノベーションを促進するため、金融商品取引法を 19 年 9 月に本格的に施行し、同法の円滑な実施のため 20 年 2 月に質疑応答集を公表したこと、及びより実効的な違反行為抑止となる課徴金制度を整備することにより、金融・資本市場の公正性・透明性の一層の確保につながるものと考えています。

②金融資産の有効活用に資する金融・証券税制改革の一層の推進

100万円以下の上場株式等の配当金等及び500万円以下の上場株式等の譲渡益については、軽減税率（10%）が22年末まで適用されることとなりました。

また、これまで、上場株式等の譲渡損失については、上場株式等の譲渡益とのみ損益通算することが認められていましたが、21年より新たに配当金等との間で損益通算の仕組みが導入されました。

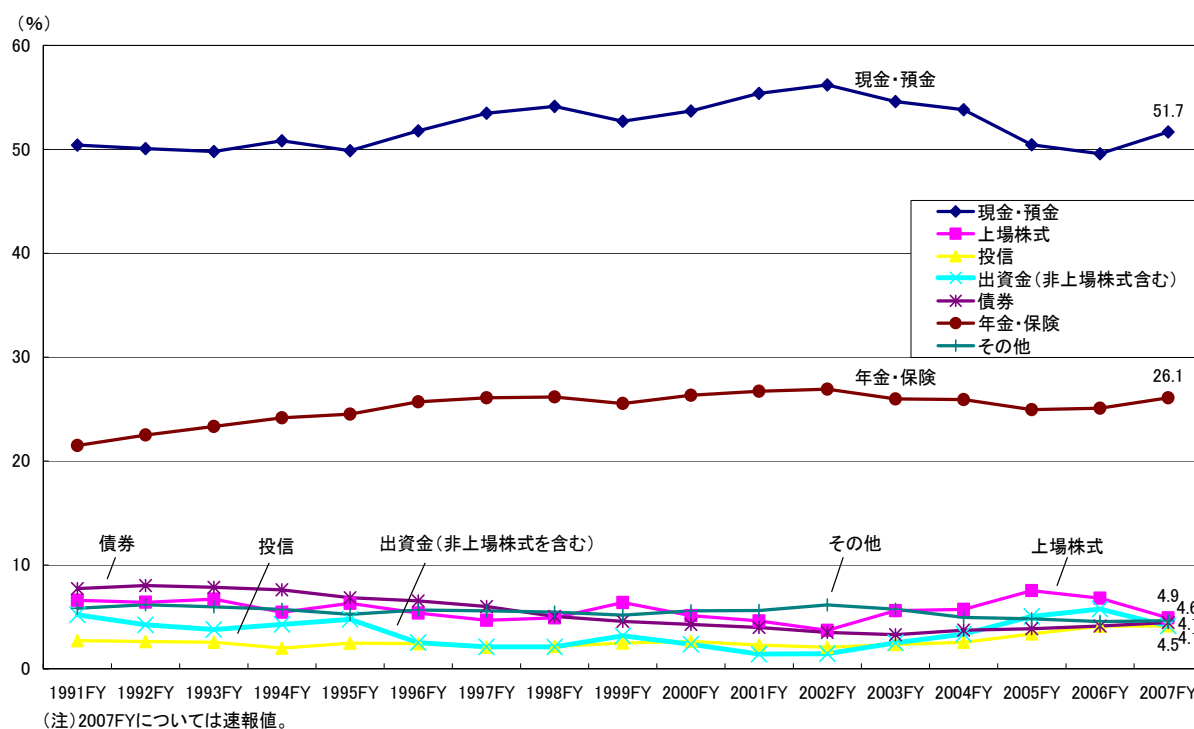
これらのことから、個人がリスク資産に投資しやすい環境の整備が図られたと考えています。

③個人投資家の参加状況

ア. 個人金融資産に占める株式・投資信託

19（2007）年度の個人金融資産に占める株式・投信の構成比は9.0%（対前年度比1.9ポイント減）、出資金の構成比は4.1%（同1.7ポイント減）となっております。

【資料2 個人金融資産の内訳】

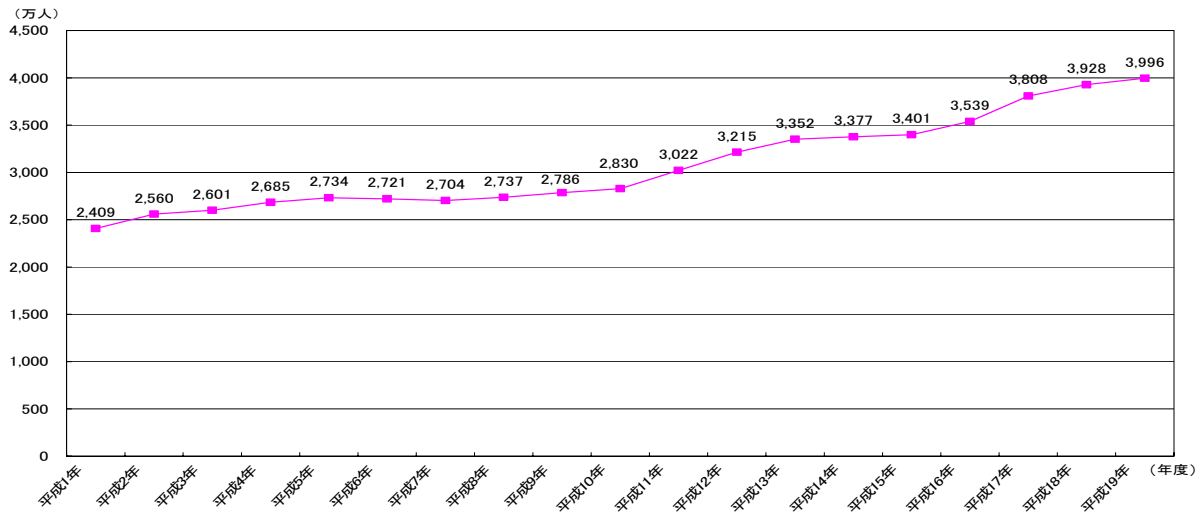


(出典) 日本銀行「資金循環統計」

イ. 個人株主数の増加

19年度末現在の個人株主数（延べ人数）は約3,996万人（対前年度末比68万人増）となっており、個人投資家の金融・資本市場への参加が進んでいます。

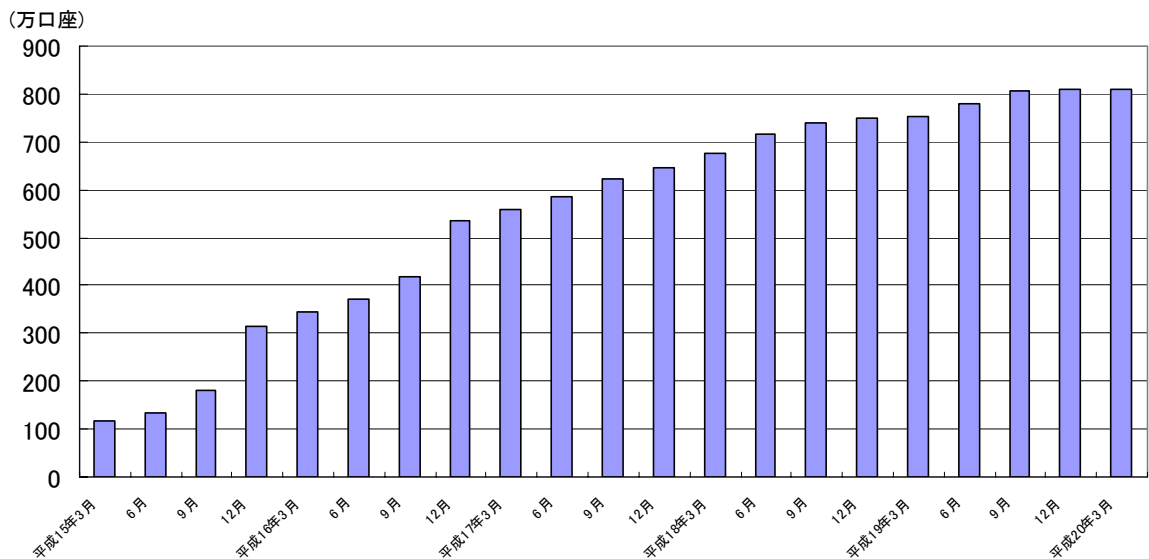
【資料3 個人株主数の推移】



(注) 平成13年度より、単位数ベースから単元株ベースへと変更。

(出典) 全国証券取引所「株式分布状況調査」

【資料4 証券会社16社における特定口座数の推移】



(出典) 日本証券業協会

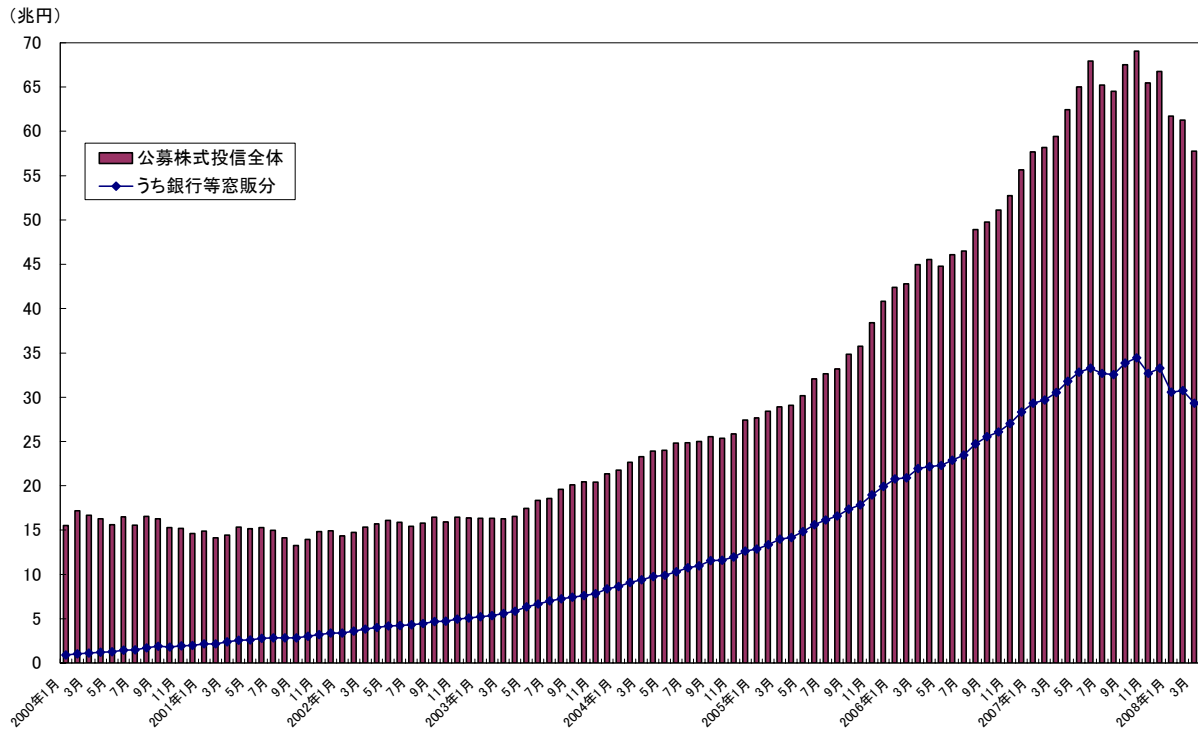
ウ. 投資信託（公募株式投資信託、ETF、REIT）の状況

公募株式投資信託の販売額（純資産残高）については、20年3月末には57兆7,493億円（対前年度比2.8%減）となっています。販売態別構成比を見ると、銀行等は50.7%（対前年比0.6ポイント減）を占めています。

ETFの取引高については、18年度に4兆3,007億円であったものが、19年度には7兆1,112億円（対前年度比65.3%増）と増加しています。

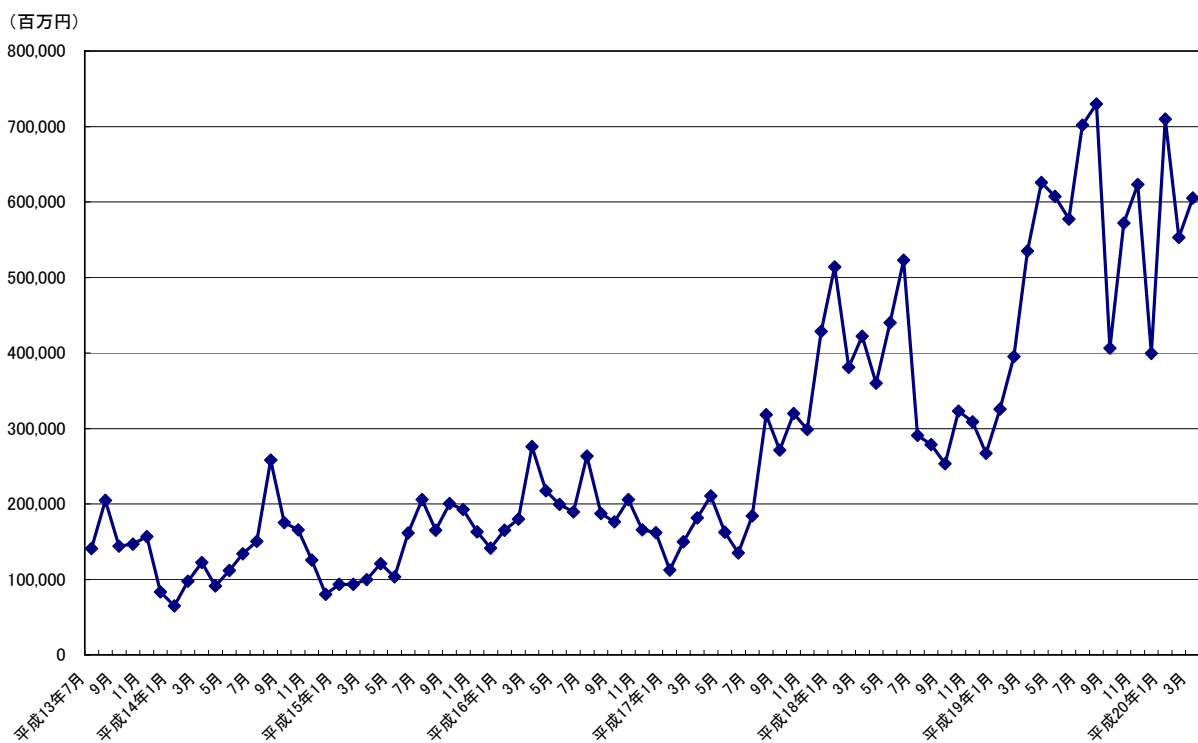
REITの取引高については、18年度に4兆3,480億円であったものが、19年度には6兆5,496億円（対前年度比48.6%増）と増加しています。

【資料5 公募株式投資信託の販売状況（純資産残高）】



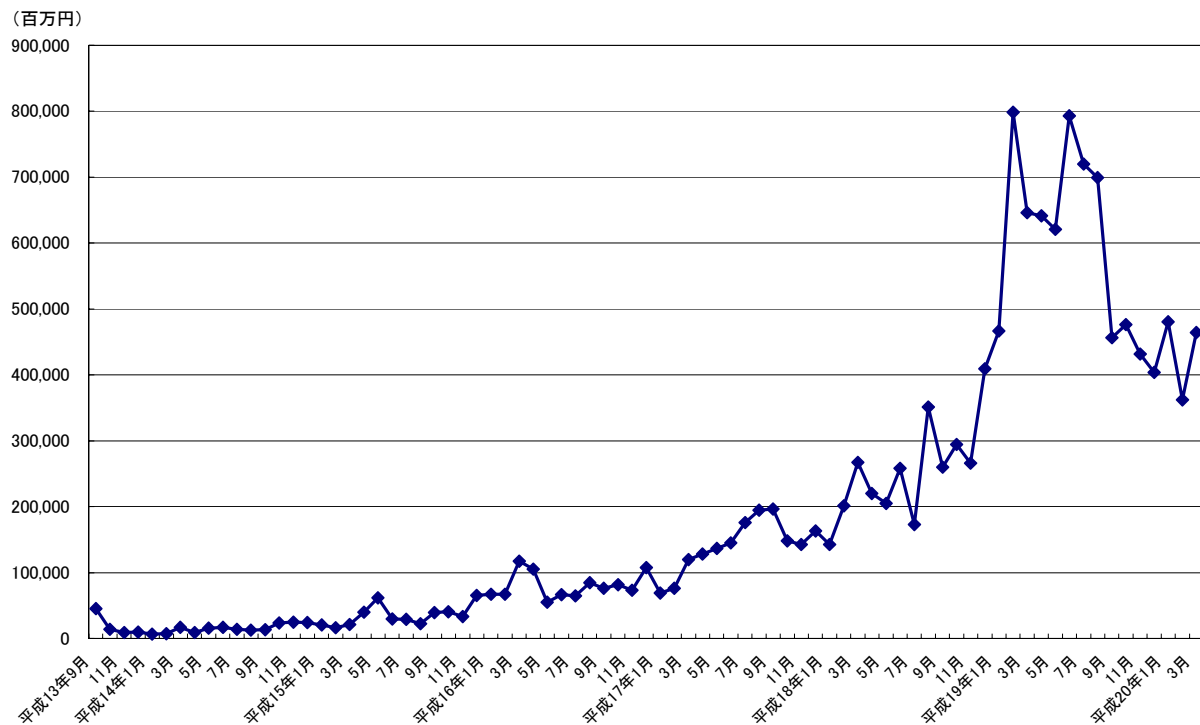
（出典）投資信託協会「投資信託」

【資料6 ETF取引高（月間）の推移】



(出典) 各種公表資料等

【資料7 REIT取引高(月間)の推移】



(出典) 各種公表資料等

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①安心して投資できる環境の整備

今後、19年9月に本格的に施行した金融商品取引法の施行状況等を注視し、必要に応じてルールの変更の周知・明確化等を図っていく必要があるとともに、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の円滑かつ適切な施行に向けて、政令・内閣府令を整備する必要があります。

②金融資産の有効活用に資する金融・証券税制改革の一層の推進

金融・資本市場について、これまでも着実に改革を実施してきたところですが、個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は、諸外国と比べると、依然として低い水準にあると考えられます。投資家に多様な投資機会を提供し、国民一人ひとりが豊かさを実感できる社会を実現するため、税制面を含めた投資環境の整備に取り組む必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

なし。

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて一定の効果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、幅広い投資家の参加する厚みのある金融・資本市場を目指すための取組み等）を行う必要があります。

(2) 19年度の達成度

B

(3) 達成度の判断理由

個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に向けて取組み、個人株主数等においては増加が見られたものの、個人金融資産に占める株式・投資信託の割合に上昇が見られなかったこと、また、諸外国と比べると、当該割合は低い水準にあると考えられるため、Bと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 資金循環統計（20年6月16日公表）
<http://www.fsa.go.jp/seisaku/18jisseki.html>
- ・ 株式分布状況調査（全国証券取引所）
- ・ 投資部門別株式売買代金〔三市場〕（東京証券取引所）
- ・ インターネット取引（大手インターネット専門証券会社ホームページ） 等

11. 担当課室名

総務企画局市場課、総務企画局政策課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局

政策Ⅲ－１－（２）－①

金融・資本市場等の機能拡充

1. 達成目標等

達成すべき目標	金融・資本市場等の機能が拡充すること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	利用者保護の拡充と金融イノベーションの両立により、国際的にも魅力ある高度な市場を構築するとともに、効率的な資金決済サービスを実現するための環境整備を進める。 【根拠】「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）、金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ中間論点整理（第1次）」（平成19年6月13日公表）、「新しい電子的支払サービスの発展に向けた課題について（座長メモ）」（平成18年4月26日金融審議会金融分科会情報技術革新と金融制度に関するWG公表）
測定指標	金融・資本市場等の機能拡充の状況、環境整備に向けた検討状況（金融・資本市場等の機能を拡充させるためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、施策に係る実施状況により評価するものである。）

2. 平成19年度重点施策等

19年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ①金融・資本市場の機能拡充 ②銀行・証券に係るファイアーウォール規制のあり方の検討 ③課徴金制度の見直し ④グリーンシート市場の活性化 ⑤証券取引所システムの信頼性の向上等 ⑥振替制度の適切かつ円滑な施行 ⑦円滑かつ効率的な資金決済サービスの提供に向けた環境整備
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ①関連する政令・内閣府令等の整備状況 ②規制のあり方についての検討状況 ③課徴金制度のあり方の検討状況 ④日本証券業協会のワーキング・グループにおける検討状況 ④グリーンシート市場銘柄数、売買高、売買代金等 ⑤システム等の整備・進捗状況 ⑥各振替制度の円滑な稼働に向けた取組みの状況（関係政令・内閣府令の整備に向けた関係省庁及び実務界との協議等） ⑥各振替制度の稼働状況 ⑦研究会等の検討状況

3. 政策の概要

金融庁は、これまで「証券市場の改革促進プログラム」（平成 14 年 8 月）や金融審議会答申等を踏まえ、金融・資本市場の構造改革の一環として、金融・資本市場の機能拡充に向けた取組みを行ってきました。19 年からは、これらの取組みに加えて「貯蓄から投資へ」の流れを推進し、我が国金融・資本市場の競争力の強化に向けた取組みを推進しているところです。

また、我が国の金融・資本市場を国際的に魅力あるものにしていくためには、取引所におけるシステム構築と市場運営に対する信頼性確保も重要な条件となります。そのような条件を満たすためには、法令や取引所規則などのルール整備に加え、次世代システムの構築や現行システムの能力増強など、システム面での対応を適時適切に行う必要があります。

加えて、各種の振替制度を円滑に稼動するため、所要の制度整備を行い、その着実な実施に取り組む必要があります。また、決済については、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることが重要であることから、決済を巡る環境変化を踏まえ、研究会等において決済に関し総合的な幅広い議論を行い、論点を整理することとしています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第 169 回国会施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	日本の金融・資本市場の国際競争力を一層高め、世界の中で中核的な金融センターとなることを目指します。
経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成 19 年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。

4. 現状分析及び外部要因

金融庁としては、これまでも我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて、金融システム改革をはじめ、「証券市場の改革促進プログラム」の着実な実施や、19 年 9 月末の金融商品取引法の円滑な施行に取り組んできたところです。

しかし、少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、我が国金融・資本市場において、1,500 兆円に及ぶ家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、内外の企業等に成長資金の供給を適切に行っていくことが求められています。また、国際的な市場間競争が一層激化する中、我が国金融・資本市場が内外の利用者のニーズに応え、その役割を十分に果たしていく必要があります。さらに、魅力ある市場の実現により、我が国の金融サービス業が、高い付加価値を生み出し、経済の持続

的成長に貢献していくことも期待されています。このため、我が国金融・資本市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっています。

5. 事務運営についての報告

(1) 金融・資本市場の機能拡充

①概要

ア. 「金融・資本競争力強化プラン」の策定

「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）において、我が国金融・資本市場の競争力強化を図るため、「金融・資本市場競争力強化プラン」を年内を目途に金融庁が取りまとめることとされました。

このため、「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」において取りまとめられた「中間論点整理」（19 年 6 月 13 日公表）における指摘等を踏まえ、金融審議会金融分科会第一部会では、制度面からの検討を行うため、19 年 10 月 3 日より全 9 回にわたり審議を行いました。なお、課徴金制度の見直しについては、当部会の下に「法制ワーキング・グループ」を設置し、全 5 回にわたり専門的な観点から検討を行いました。この他、銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等については、金融審議会金融分科会第二部会において、全 3 回にわたり審議を行いました。

金融庁では、これらの審議会における検討結果等を踏まえ、我が国市場の魅力をより向上させる包括的な政策パッケージとして、19 年 12 月 21 日に「金融・資本市場競争力強化プラン（以下、「市場強化プラン」という。）」を公表しました。

市場強化プランは、以下の 4 つの柱から構成されています。

- ・ 信頼と活力のある市場の構築
- ・ 金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境の整備
- ・ より良い規制環境（ベター・レギュレーション）の実現
- ・ 市場をめぐる周辺環境の整備

イ. 市場強化プランを踏まえた法改正

市場強化プランに盛り込まれたもののうち法律事項について、20 年 3 月に以下の施策を含む関連法案を通常国会に提出し、同年 6 月 6 日に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立しました（同年 6 月 13 日に公布、公布日より 6 月以内で政令で定める日より施行予定（ファイアーウォール規制については、公布日より 1 年以内で政令で定める日より施行予定））。

- ・ 現行開示規制が免除された、取引所による自主的な情報提供ルールに基づくプロ投資家限定の新市場の創設
- ・ E T F（上場投資信託）の多様化（商品先物等を投資対象とする E T F の解禁）
- ・ 課徴金の金額水準の引上げ、対象範囲の拡大等
- ・ 銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し
- ・ 銀行グループ等の業務範囲の拡大（排出量取引、商品現物取引等）

②多様な資金運用・調達機会の提供に向けた取組み

市場強化プランに基づき、プロ向け市場の枠組みの整備及びETF（上場投資信託）の多様化については、以下の取組みを行いました。

ア. プロ向け市場の枠組みの整備

直接の参加者をプロ投資家に限定しつつ、法令に基づく公衆縦覧型の情報開示を免除するプロ向け市場の枠組みを創設（金融商品取引法等の一部改正法）

イ. ETFの多様化

- ・商品先物等を投資対象とするETFの解禁（金融商品取引法等の一部改正法）
- ・上場株式以外の有価証券を投資対象とする現物拋出型ETFの導入、現物拋出型ETFの連動対象となる指数についての個別指定を廃止（投資信託及び投資法人に関する法律施行令及び同法施行規則等を改正し、20年6月に公布・施行）

（2）銀行・証券に係るファイアーウォール規制のあり方の検討

ファイアーウォール規制のあり方については、金融審議会金融分科会第一部会における議論等を踏まえ、19年末に公表した市場強化プランにおいて、利益相反管理態勢の整備の義務付けに加え、銀行等の優越的地位を濫用した証券会社による勧誘の禁止等の措置を講じた上で、役職員の兼職規制を撤廃するとともに、法人顧客に関する証券会社・銀行等の間の非公開情報の授受の制限について緩和する等の措置を講じることとされています。（法律改正が必要な事項については、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に盛り込まれました。）

（3）課徴金制度の見直し

金融審議会第一部会法制ワーキング・グループにおける報告書の提言に沿って、以下に掲げる事項が、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に盛り込まれました。

- ・現行課徴金の対象となっているインサイダー取引、開示書類の虚偽記載等について、課徴金の金額水準を、より適切な水準に引上げ
- ・新たに、公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出、開示書類の不提出等について課徴金の対象に追加
- ・除斥期間を3年から5年に延長 等

（4）グリーンシート市場の活性化

日本証券業協会（以下、「日証協」という。）において、「グリーンシート銘柄に関する規則」及び「グリーンシート銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部改正についてパブリックコメント手続を経て、20年3月31日に施行されました。

【参考】グリーンシート銘柄

- ・現在の指定社数：78 銘柄（20 年 5 月 1 日現在）
（エマージング 37 銘柄、オーディナリー40 銘柄、投信・SPC 1 銘柄）

	17 年	18 年	19 年
売 買 高（千株）	11,422	16,066	10,543
売買代金（百万円）	1,739	3,129	1,122

（5）証券取引所システムの信頼性の向上等

①システム能力の向上

- ア. 東京証券取引所（以下、「東証」という。）では、20 年 1 月、高速かつ多様化する新商品への対応を迅速に実施できる柔軟性・拡張性をもつ新派生売買システムを稼動させました。
- イ. 東証では、現行システムの処理能力を段階的に増強しており、株式・CB 売買システムにおける一日あたり注文処理可能件数に関して、19 年 7 月時点の 1,500 万件から、19 年 11 月時点では 2,300 万件に増強され、さらに 20 年 7 月に 2,800 万に増強する予定です。

②次世代システムの構築

東証においては、「IT マスタープラン（2008～2010 年度）」（20 年 3 月 25 日策定・公表）で公表しているように、取引所システムの「安定性・拡張性」、「高速性」、「柔軟性」等を備えた世界最高水準の「次世代売買システム（株式・CB）」を構築することとし、21 年の新システム稼動を目指し、現在、鋭意開発を進めています。

③システム障害への対応

20 年 2 月・3 月、東証においてシステム障害が発生したことから、金融庁では即日、システム障害の概要、発生の要因、対応状況、責任の所在および再発防止策についての報告命令を発出し、提出された報告書に基づき再発防止策の徹底を求めました。金融庁としては、今後も、取引所に対し、市場運営の信頼性確保に努めることを求めていく必要があります。

（6）振替制度の適切かつ円滑な施行

①証券市場整備法（注）に係る政令・内閣府令の整備

社債等登録法の廃止（これにより社債の権利移転等に係る制度を振替制度に一元化）の日及びETFの振替制度の稼動の日を 20 年 1 月 4 日とする証券市場整備法に係る政令・内閣府令を 19 年 12 月 14 日に公布しました。

（注）正式名称は、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」。

②株式等振替制度に係る政令・府省令の整備

株式等振替制度の実施についての細目を規定した株式等決済合理化法（注）に係る政令・府省令を19年12月14日に公布し、また、同法の施行に伴う関係政令・府省令の整備を行いました（20年7月4日公布）。

（注）正式名称は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」。

③株式等振替制度の周知及び市場関係者との連携

上場会社の株券電子化を中心とする株式等振替制度は、16年6月に公布された株式等決済合理化法において、21年6月までの政令で定める日までに稼動することとなっていますが、現時点では、21年1月を稼動目標としているところです。

金融庁では、当庁ウェブサイト及び政府広報ウェブサイトによる株券電子化制度の広報、市場関係者主催の各種説明会における講演活動及び一般投資家に対するリーフレット等を用いた周知等、当該振替制度の円滑な移行のための周知・広報活動に積極的に取り組んできました。

（7）円滑かつ効率的な資金決済サービスの提供に向けた環境整備

決済を巡る環境変化を踏まえ、決済に関し総合的な幅広い議論を行い論点を整理するため、19年7月より「決済に関する研究会」を開催し、同年12月に「決済に関する論点の中間的な整理」を公表しました。（そのなかで、利用者保護、決済システムの安全性・効率性・利便性の向上やイノベーションの促進の観点から、いわゆる電子マネー等の決済に関する新しいサービス、全銀システム等の資金決済システム、証券決済システムについて幅広く論点を整理。）

また、20年4月、総務企画局企画課に「決済システム強化推進室」を設置するとともに、同年5月より、金融審議会に「決済に関するワーキング・グループ」を設置し、いわゆる電子マネー等の新たな決済サービスに関する制度的枠組みのあり方など、決済に関する諸課題について議論を開始しています。

6. 評価結果

（1）評価結果の概要

①政策の必要性

少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、我が国金融・資本市場において、1,500兆円に及ぶ家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、内外の企業等に成長資金の供給を適切に行っていくためには、金融・資本市場等の機能を拡充し、我が国金融・資本市場の競争力を強化していく必要があります。

②政策の効率性

20年6月に、市場強化プランの進捗についてフォローアップする等、我が国金融・資本市場の競争力強化に向けた取組みを着実に推進しています。

③政策の有効性

我が国金融・資本市場の競争力強化のため、必要な施策を盛り込んだ包括的な政策パッケージである市場強化プランの着実な実施は、内外から資金・情報・人材が幅広く集積する、魅力ある質の高い金融・資本市場の構築に資するものです。

(2) 各重点施策の評価

①金融・資本市場の機能拡充

市場強化プランの着実な実施は、我が国市場が金融・資本市場としての競争力ならびに魅力の向上に資するものと考えています。加えて、20年6月に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」では、我が国金融・資本市場の競争力強化のために必要な制度整備を包括的に盛り込んでおり、市場強化プランの早期具体化に取り組んでいます。こうした取組みと法改正以外に進められている取組みとが相俟って、我が国金融・資本市場の国際競争力の強化に向けた大きなステップとなっています。

②銀行・証券に係るファイアーウォール規制のあり方の検討

市場強化プランに示されたファイアーウォール規制の見直しにより、利益相反による弊害や銀行等の優越的地位の濫用の防止の実効性が確保されるとともに、金融グループにおける業務の相互補完や効率化によるシナジーの発揮を通じて、顧客利便の向上や金融グループの統合的内部管理の要請に応えられるものと考えられます。

③課徴金制度の見直し

より実効的な違反行為抑止となる課徴金制度を整備することにより、金融・資本市場の公正性・透明性が一層確保されることにつながるものと期待されます。

④グリーンシート市場の活性化

日証協等での検討を踏まえ、グリーンシート市場の中に置かれているフェニックス銘柄(上場廃止銘柄)の分離や証券保管振替機構における受渡決済業務の取扱いなど、グリーンシート市場における上場廃止銘柄に係る流通制度の整備により利便性の向上が図られましたが、これはグリーンシート市場全体の活性化に資するものであると考えています。

⑤証券取引所システムの信頼性の向上等

東証においては、現行の証券取引所システムの能力増強等により、システムの信頼性向上に一定の効果があったものと考えています。

⑥振替制度の適切かつ円滑な施行

15年1月の国債、15年3月の短期社債（いわゆるコマーシャルペーパー（CP））、18年1月の社債等、19年1月の投資信託受益権の振替制度稼働に続き、20年1月にはETFの振替制度が稼働したことから、これ以降発行されるETFは原則振替制度によりペーパーレスで発行されるほか、既発行のETF（17銘柄）が振替制度に移行されました。これにより、証券決済に関する事務の効率化等が図られることとなります。

⑦円滑かつ効率的な資金決済サービスの提供に向けた環境整備

決済を巡る環境変化を踏まえ、決済全般について幅広く総合的に検討する必要があります。19年度においては、「決済に関する研究会」において幅広く論点を整理したほか、総務企画局企画課に決済システム強化推進室を設置するとともに金融審議会での議論を開始するなど、決済システムの整備・強化に向けたプロセスを着実に推進しています。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

（1）今後の課題

①金融・資本市場の機能拡充

我が国金融・資本市場の強化に向けて、市場強化プランに盛り込まれた残された課題について、スピード感を持って取り組む必要があります。

②銀行・証券に係るファイアーウォール規制のあり方の検討

金融商品取引法等の一部改正法の円滑かつ適切な施行に向けて、政令・内閣府令を整備する必要があります。

③課徴金制度の見直し

金融商品取引法等の一部改正法の円滑かつ適切な施行に向けて、政令・内閣府令を整備する必要があります。

④グリーンシート市場の活性化

日証協においては、20年3月末の規則改正により、グリーンシート市場からフェニックス銘柄（上場廃止銘柄）の分離、フェニックス銘柄の指定基準の緩和、証券保管振替機構における受渡決済業務の取扱いが可能となりました。現在、まだフェニックス銘柄の指定はありませんが、今後も、市場関係者に対して本制度の周知に努めていく必要があると考えています。また、市場関係者の意見を踏まえつつ、グリーンシート制度、フェニックス制度をより良いものとするため、引き続き制度の改善に努めていく必要があります。

⑤証券取引所システムの信頼性の向上等

東証においては、21年の新システム稼動に向けて、開発工程を着実に進めるとともに、新システム稼動までの間、取引手法の変化や取引量の動向に応じて、可能な範囲で現行システム上の環境整備などにも取り組む必要があります。また、システム障害の発生などを踏まえ、今後もさらなる信頼性の向上を図っていく必要があります。

⑥振替制度の適切かつ円滑な施行

21年1月を目標としている株式等振替制度の円滑な稼動に向けて、投資家・株主等に対する周知・広報活動の実施及び市場関係者におけるシステムの構築や事務態勢の整備について、市場関係者と緊密な連携を図りつつ着実に実施していく必要があります。

⑦円滑かつ効率的な資金決済サービスの提供に向けた環境整備

決済に関しては、情報通信技術の高度化等を踏まえ、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることが重要であり、このような観点から、いわゆる電子マネー等の新たな決済サービスに係る制度整備に向けた検討を深化させるとともに、全銀システムの利便性向上など資金・証券決済システムの強化に向けた取組みを推進する必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

要求内容	関連する重点施策	要求種別	(参考) 20年度予算額
決済法制の整備に向けた体制整備	⑦	機構・定員	

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（市場強化プランの残された課題等への取組みや、決済全般についての検討）を行う必要があります。

(2) 19年度の達成度

B

(3) 達成度の判断理由

市場強化プランに盛り込まれた施策の中で、必要な制度整備を包括的に盛り込んだ法改正や改正以外の取組みと相俟って、我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて大きな前進が見られるものの、金融・資本市場等の機能拡充に向けたさらなる取組みが必要であることからBと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・「金融・資本市場競争力強化プラン」（19年12月21日公表）
<http://www.fsa.go.jp/policy/competitiveness/index.html>
- ・金融審議会金融分科会第一部会報告（19年12月18日公表）
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20071218-1.html
- ・金融審議会金融分科会第二部会報告（19年12月18日公表）
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20071218-2.html
- ・グリーンシート制度、フェニックス制度について
<http://www.jsda.or.jp/html/greensheet/index.html>
<http://market.jsda.or.jp/html/phoenix/index.html>
- ・取引所上場廃止銘柄等の流通に関する制度整備ワーキング・グループ報告書（19年11月21日公表）
http://www.jsda.or.jp/html/houkokusyo/ryutu_wg.html
- ・東証のシステム能力整備状況
- ・東証ITマスタープラン（2008年度～2010年度）（20年3月25日公表）
<http://www.tse.or.jp/about/ir/financials/plan/index.html>

11. 担当課室名

総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局企画課調査室

政策Ⅲ－１－（２）－②

ITの戦略的活用

1. 達成目標等

達成すべき目標	金融インフラ等がIT化等に対応したものとなること 【達成年次】19年度
目標設定の考え方及びその根拠	利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、速く提供されるようになることを目指す。 【根拠】「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）
測定指標	・電子記録債権法の関係政令・内閣府令等の整備等の状況 ・セミナー参加者に対するアンケート調査の結果

2. 平成19年度重点施策等

19年度重点施策	①IT化に対応した事業者の資金調達手法の多様化 ②金融機関のIT投資プロセスの透明性確保、コストパフォーマンス及びリスクマネジメント能力の向上を促す方策の検討
参考指標	①関係政令・内閣府令等の整備等の状況 ②FISC地区別セミナー参加者に対して実施予定のアンケート調査 ②FISCシステム監査セミナー参加者に対して実施予定のアンケート調査

3. 政策の概要

我が国金融機関のIT投資が国際的に見て遅れ、ITコストが高止まりしている一方、インターネット取引の比重が増している現状を踏まえ、ITの戦略的活用を促すこととし、これにより、利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、速く提供されるようになることを目指しています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針 2007	平成19年6月19日	第2章成長力の強化 1. 成長力加速プログラム I 成長力底上げ戦略【具体的手段】 (3) 中小企業底上げ戦略 ② 「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ（業種横断的な共通基盤対策） ・ IT化・機械化・経営改善（コンサルティング・資金支援、流動資産担保融資保証制度・電子記録債権の推進、（後略））

4. 現状分析及び外部要因

電子記録債権制度については、金融庁及び法務省の共同で「電子記録債権法」の立案作業を進め、19年6月20日に成立し、同月27日に公布されました。さらに、前述の「経済財政改革の基本方針」のほか、「金融・資本市場競争力強化プラン」（19年12月公表）においては、電子記録債権制度の必要性に鑑み、政省令等の策定や電子債権記録機関（以下、「記録機関」という。）の設立に向けた関係者との連携等を行うことが掲げられています。

また、利用者ニーズに応じた金融商品・サービスを提供するとともに、情報セキュリティの更なる強化に向けて、金融機関のITの戦略的活用を促していくことが必要です。

5. 事務運営についての報告

（1）IT化に対応した事業者の資金調達手法の多様化（電子記録債権制度）

電子記録債権法の関係政省令等の整備を進め、20年6月21日より施行令についてパブリックコメントを開始しました。

また、電子記録債権の記録様式等の必要な標準化や運用ルールの整備等について、関係機関・関係当局と意見交換を実施したほか、電子記録債権法に関する広報を実施しました。

（2）金融機関のIT投資プロセスの透明性確保、コストパフォーマンス及びリスクマネジメント能力の向上を促す方策の検討（金融機関の情報セキュリティ等）

金融機関のITの戦略的活用の促進のため、勘定系システムを中心とした基幹システムについて、（財）金融情報システムセンター（FISC）と共同研究を行い、「金融機関における勘定系システムの現状」というレポートをFISC機関紙に掲載しました。

また、FISCが開催している「金融機関等のシステム監査セミナー」（年間4回開催）において、金融機関の情報セキュリティをテーマに当庁職員が講演しました。

6. 評価結果

(1) 評価結果の概要

①政策の必要性

電子記録債権制度は、事業者の資金調達の円滑化に資する決済インフラとして利用されるなど新たな金融インフラとなるものであり、円滑な導入に向けて政令・内閣府令等の整備や電子記録債権機関の設立に向け関係機関と連携を行うとともに、記録様式等の必要な標準化、利用者への普及啓発等の取組みが必要です。

②政策の効率性

電子記録債権法が成立（19年6月）し、公布の日より1年6月を超えない範囲の政令で定める日（施行期限は20年12月26日）とされており、今後、適切かつ円滑な施行に向けて、政令・内閣府令等の整備に取り組むほか、電子記録債権に係る実務・運用のあり方について検討が進むよう、関係方面と適切に連携をとっています。

FISCと共同で研究を実施したほか、システム監査セミナーで当庁職員が講演するなど、連携を図っています。

③政策の有効性

全国銀行協会では、20年3月に報告書「電子記録債権の活用・環境整備に向けて」を取りまとめ、全銀行参加型の記録機関を設立する方針が決定するなど、電子記録債権の利用に向けた各方面の検討・取組みが進んでおり、今後、電子記録債権の利用が実現・普及していくことにより、電子的手段による事業者の資金調達の円滑化等に資すると考えています。

FISCが開催するシステム監査セミナーは、金融機関のシステム監査の充実、情報セキュリティ意識の向上等に資していると考えています。

(2) 各重点施策の評価

①電子記録債権制度

電子記録債権法の関係政省令等について、関係機関・関係当局と意見交換をしつつ整備作業を進めており、20年6月に政令のパブリックコメントを開始しました。さらに、全国銀行協会では、20年3月に報告書「電子記録債権の活用・環境整備に向けて」を取りまとめ、全銀行参加型の記録機関を設立する方針が決定するなど、電子記録債権の利用に向けた各方面の検討・取組みが進んでいます。

このように、事業者の資金調達の円滑化等に向けて着実に取組みが進んでおり、今後、電子記録債権の利用が実現・普及していくことにより、電子的手段による事業者の資金調達の円滑化等に資すると考えています。

②金融機関の情報セキュリティ等

金融分野の情報セキュリティに関するFISC監査セミナーの事後アンケートにお

いて、研修生に対しアンケート調査を実施していますが、19年度の結果は回答者のおおむね5割から「とてもわかりやすかった」「わかりやすかった」との回答を得ています。また、当該セミナーは、これまでに約1,800名が受講するなど、金融機関のシステム監査の充実、情報セキュリティ意識の向上等に資していると考えています。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

電子記録債権法の円滑な施行に向けて、引き続き政令・内閣府令等の整備に取り組むほか、実務・運用のあり方について検討が進むよう、関係方面と適切に連携をとっていく必要があります。

また、FISCとの共同研究の実施、システム監査セミナーでの講演等により、金融機関のIT投資プロセスの透明性確保、コストパフォーマンス及びリスクマネジメント能力の向上を促していく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

なし。

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

現時点では成果の発現は予定されていませんが、政策の達成に向けて業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要があります。

(2) 19年度の達成度

A

(3) 達成度の判断理由

電子記録債権法の円滑な施行に向けて、今後も政省令の整備や実務・運用のあり方について関係方面と適切に連携をとりつつ検討が進んでおり、また、関係業界において記録機関の設立方針が示されるなど、利用に向けた各方面の検討・取組みが進んでいることから、Aと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

・全国銀行協会報告書「電子記録債権の活用・環境整備に向けて」（20年3月18日公表）

<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2008/03/18160000.html>

1 1. 担当課室名

総務企画局企画課調査室、総務企画局政策課

政策Ⅲ－１－（３）－①

我が国金融・資本市場の国際化への対応

1. 達成目標等

達成すべき目標	我が国市場が金融・資本市場としての競争力ならびに魅力を向上し、アジア及び世界における国際金融拠点の一つとして機能すること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	今後の我が国経済の持続的成長のためには、我が国の金融資産の有効活用とともに、高付加価値を生み出す金融サービス業が経済における中核的役割を果たす必要がある。グローバルな市場間競争が激しさを増すなかで、我が国金融・資本市場の国際競争力強化に向けた改革の一層の進展を図り、内外の市場参加者にとって、より有利な運用機会あるいは資金調達機能を提供し、また、海外からの運用資金や外国企業を取り込むことで、我が国および世界とりわけアジアの成長にも貢献することが期待される。 【根拠】金融担当大臣所信表明演説（平成19年通常国会）、金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ中間論点整理（第1次）」（平成19年6月13日公表）
測定指標	<ul style="list-style-type: none"> ・「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の開催・検討状況等 ・世界の金融・資本市場に占める日本のシェア（時価総額ベース） ・各国取引所の時価総額比較 ・対外・対内証券投資額 ・各国取引所における内外の上場企業数の推移

2. 平成19年度重点施策等

19年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ①我が国金融・資本市場の国際化に向けた検討 ②アジア地域成長への貢献に向けた現状把握等
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ①「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の開催・検討状況等 ①世界の金融・資本市場に占める日本のシェア（時価総額ベース） ①各国取引所の時価総額比較 ①対外・対内証券投資額 ①各国取引所における内外の上場企業数の推移 ②高度金融人材の育成に関する検討状況（再掲） ②協議等の実施状況

3. 政策の概要

少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、我が国金融・資本市場において、1,500兆円に及ぶ家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、内外の企業等に成長資金の供給を適切に行っていくことが求められています。また、国際的な市場間競争が一層激化する中で、我が国金融・資本市場が内外の利用者のニーズに応え、その役割を十分に果たしていくためには、我が国市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっています。

こうしたことから、内外から資金・情報・人材が幅広く集積する、魅力ある質の高い金融・資本市場の構築に向けた取組みを進めていく必要があります。

アジアの金融・資本市場の健全な発展は、我が国を含めたアジア経済の安定的な成長にとって不可欠であり、アジアの金融拠点としての我が国金融・資本市場および金融機関がより大きな役割を果たしていくことが求められています。これを踏まえ、アジア各国の金融監督当局との情報交換・連携の強化等の取組みを進めていく必要があります。

【参考】 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第169回国会施政方針演説	平成20年1月18日	日本の金融・資本市場の国際競争力を一層高め、世界の中で中核的な金融センターとなることを目指します。
経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。

4. 現状分析及び外部要因

金融庁としては、これまでも我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて、金融システム改革をはじめ、「証券市場の改革促進プログラム」(平成14年8月公表)の着実な実施や、19年9月末の「金融商品取引法」の円滑な施行に取り組んできたところです。

このような中、我が国金融・資本市場について、経済規模や株式時価総額により比較した場合、日本と全世界合計の対比では概ね横ばいに推移しており、競争力強化に向けた一層の取組みが必要です。

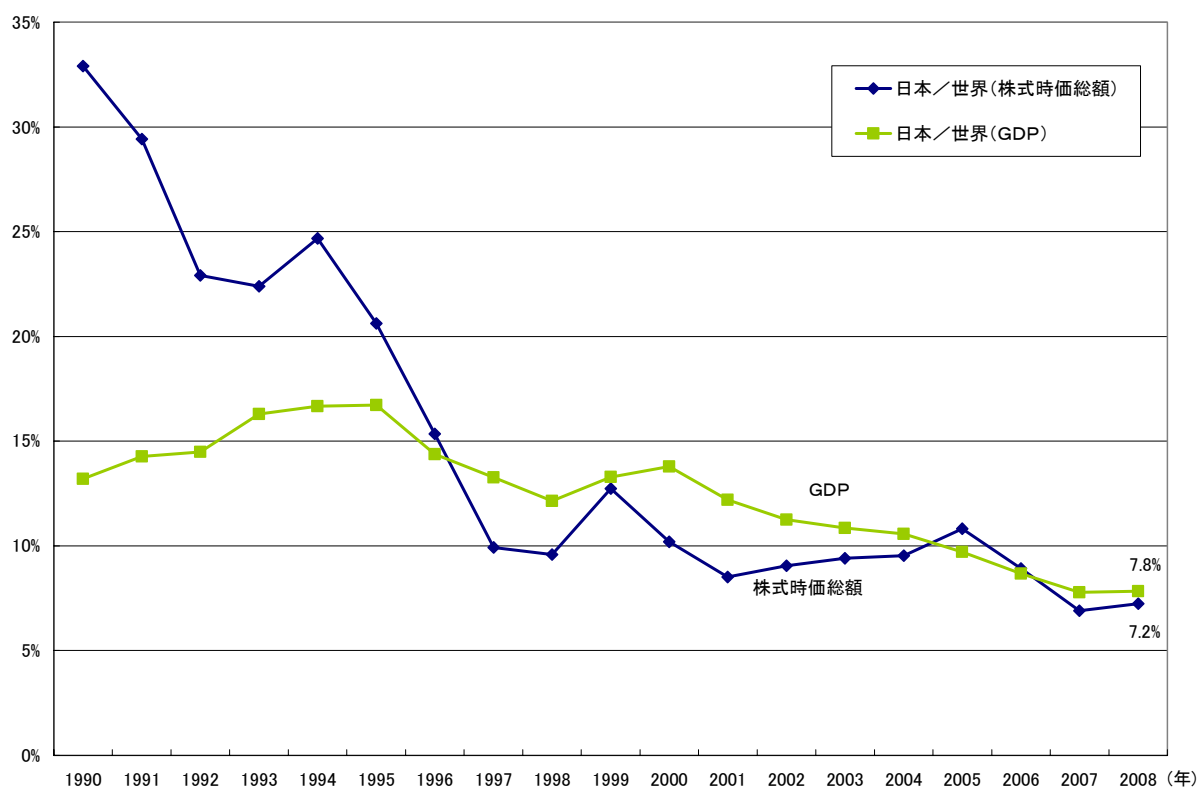
また、主要な証券取引所における上場企業の時価総額については、株価動向等に影響される面があるものの、東京証券取引所はニューヨーク証券取引所に次いで2番目の地位を占めていますが、近年、国際的な市場間競争は一層激しさを増しており、この17年間における主な取引所の時価総額を比較すると、米国が6.5倍、ヨーロッパが9.2倍となっており、加えてアジアの証券取引所が急成長しています。

対外・対内証券投資額を見ると、対内証券投資額から対外証券投資額を差し引いた我が

国への資本の流出入の状況は、2007年は12.0兆円（対前年比▲0.5兆円、▲4.1%）となっており、前年と比較すると、概ね横ばいとなっています。

また、株式市場の上場企業の国籍別の構成比を見ると、外国企業の構成割合は、ニューヨーク証券取引所では18.3%、ロンドン証券取引所で21.7%であるのに対し、我が国の東京証券取引所では1%でしかなく、国際性に欠けるとの指摘があります。

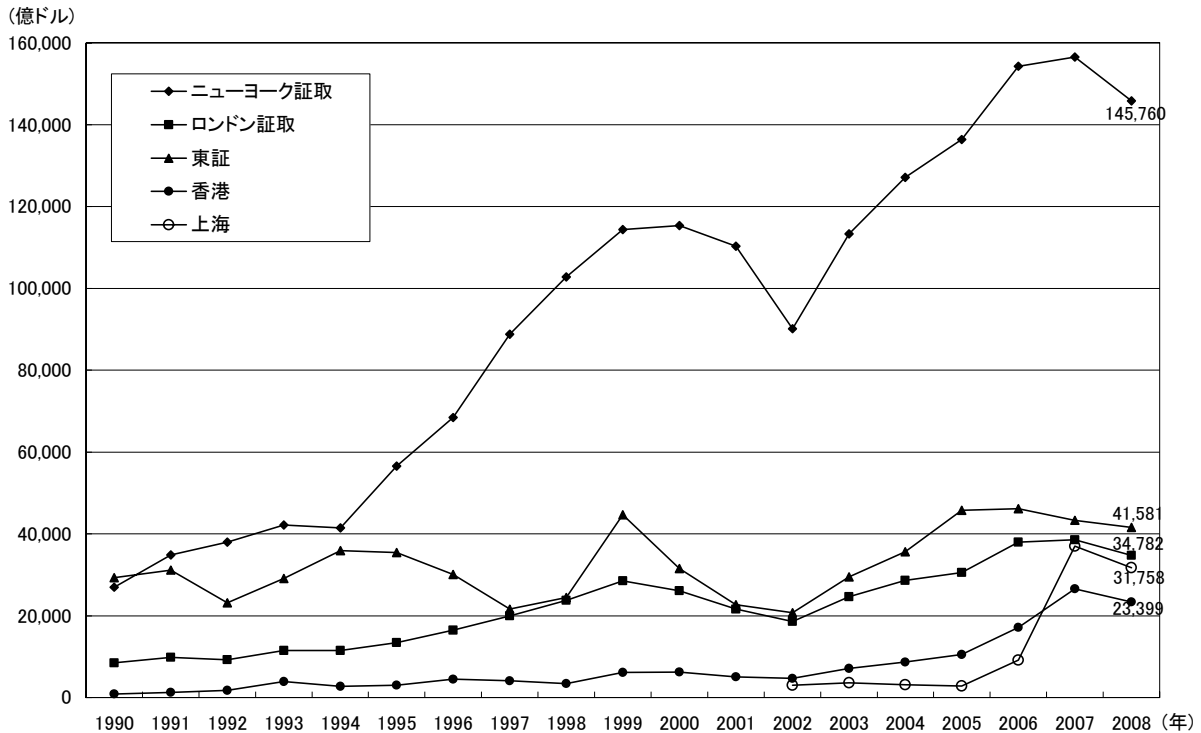
【資料1 世界の金融・資本市場における日本のシェア（時価総額ベース）】



(出所) World Federation of Exchanges, IMF 「World Economic and Financial Surveys」

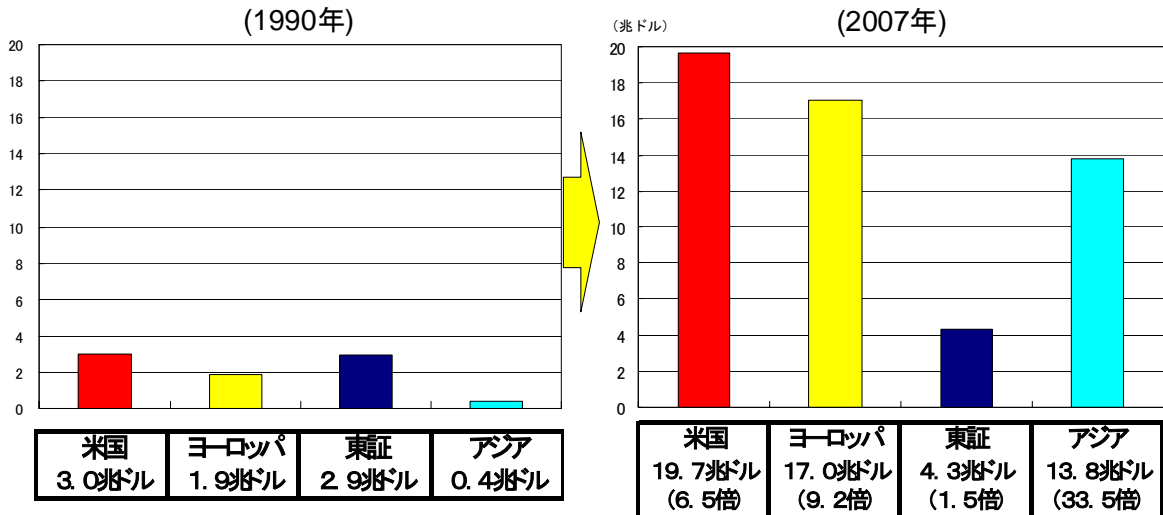
(注) 2008年については、株式時価総額は2月末の数値、GDPは予測値による。

【資料 2 - 1 各国取引所の時価総額比較】



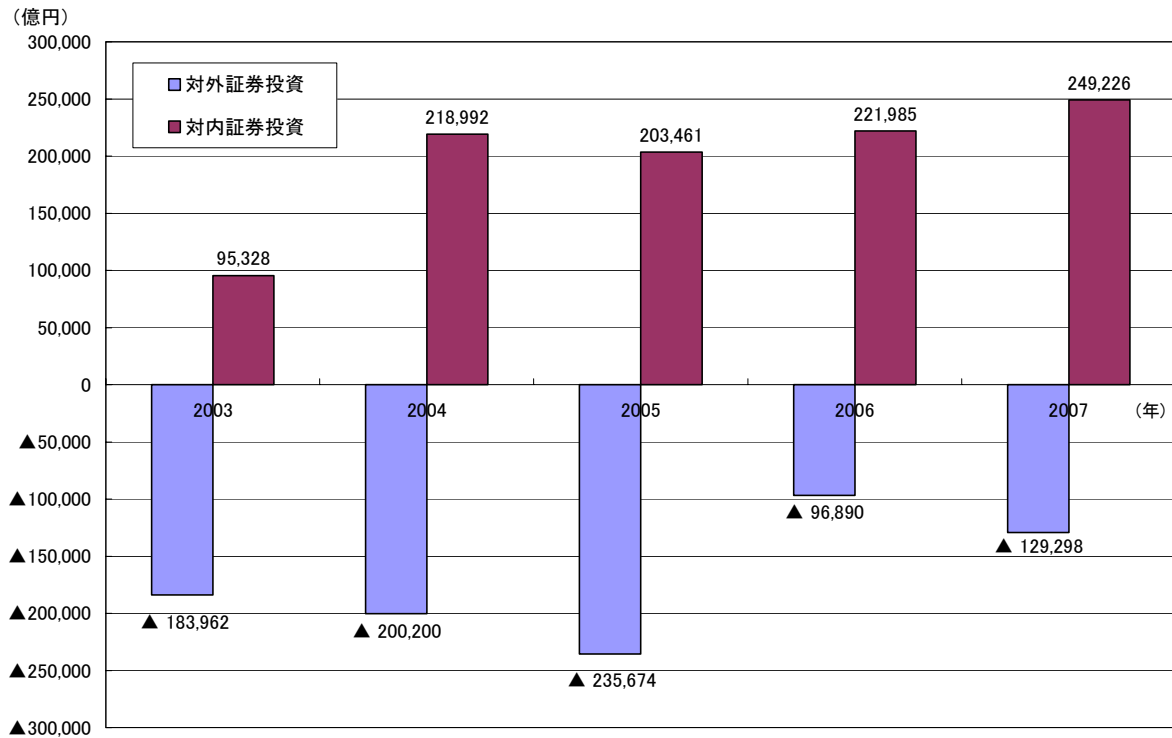
(出所) World Federation of Exchanges
 (注) 2008 年は 2 月末の数値。

【資料 2 - 2 世界の取引所の上場企業時価総額比較】



(出所) World Federation of Exchanges
 (注 1) 1990年、2007年ともに、12月末のデータ。
 (注 2) 米国は 2 取引所 (NYSEとNASDAQ) の合計。なお、各取引所の上場企業時価総額に占める内訳は、1990年 (NYSE : 2.7兆ドル、NASDAQ : 0.3兆ドル)、2007年 (NYSE : 15.7兆ドル、NASDAQ : 4.0兆ドル)
 (注 2) ヨーロッパは17取引所 (ロンドン、ユーロネクスト、フランクフルト、マドリード、スイス、OMX、ミラノ、オスロ、アテネ、ウィーン、ワルシャワ、ルクセンブルグ、ブダペスト、キプロス、アイルランド、スロベニア、マルタ) の合計。
 (注 3) アジアは13取引所 (香港、上海、韓国、ボンベイ、NSE、台湾、シンガポール、マレーシア、シンセン、タイ、ジャカルタ、フィリピン、コロンボ) の合計。

【資料3 対外・対内証券投資額】



(出所) 財務省「国際収支状況」

(注) 平成17年1月より、証券売買の計上時点を、決済時点から約定時点に変更したため、平成17年以降の計数とは厳密には連続しない。

【資料4 各国取引所における内外の上場企業数の推移】

	1997 年末	2002 年末	2007 年末
東京証券取引所	1,865 社	2,153 社	2,414 社
うち外国企業	60 社 (3.2%)	35 社 (1.6%)	25 社 (1.0%)
ニューヨーク証券取引所	2,626 社	2,366 社	2,297 社
うち外国企業	355 社 (13.5%)	472 社 (19.9%)	421 社 (18.3%)
ロンドン証券取引所	2,513 社	2,824 社	3,307 社
うち外国企業	467 社 (18.6%)	382 社 (16.8%)	719 社 (21.7%)

(出所) World Federation of Exchanges

5. 事務運営についての報告

(1) 我が国金融・資本市場の競争力強化に向けた取組み

① 「金融・資本競争力強化プラン」の策定

「経済財政改革の基本方針 2007」(平成19年6月19日閣議決定)において、我が

国金融・資本市場の競争力強化を図るため、「金融・資本市場競争力強化プラン」を年内を目途に金融庁が取りまとめることとされました。

このため、「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」において取りまとめられた「中間論点整理」（19年6月13日公表）における指摘等を踏まえ、金融審議会金融分科会第一部会では、制度面からの検討を行うため、19年10月3日より全9回にわたり審議を行いました。なお、課徴金制度の見直しについては、当部会の下に「法制ワーキング・グループ」を設置し、全5回にわたり専門的な観点から検討を行いました。この他、銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等については、金融審議会金融分科会第二部会において、全3回にわたり審議を行いました。

金融庁では、これらの審議会における検討結果等を踏まえ、我が国市場の魅力をより向上させる包括的な政策パッケージとして、19年12月21日に「金融・資本市場競争力強化プラン（以下、「市場強化プラン」という。）」を公表しました。

市場強化プランは、以下の4つの柱から構成されています。

- ・信頼と活力のある市場の構築
- ・金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境の整備
- ・より良い規制環境（ベター・レギュレーション）の実現
- ・市場をめぐる周辺環境の整備

②市場強化プランを踏まえた法改正

市場強化プランに盛り込まれたもののうち法律事項について、20年3月に以下のような施策を含む関連法案を通常国会に提出し、同年6月6日に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立しました（同年6月13日に公布、公布日より6月以内で政令で定める日より施行予定（ファイアーウォール規制については、公布日より1年以内で政令で定める日より施行予定））。

- ・現行開示規制が免除された、取引所による自主的な情報提供ルールに基づくプロ投資家限定の新市場の創設
- ・ETF（上場投資信託）の多様化（商品先物等を投資対象とするETFの解禁）
- ・課徴金の金額水準の引上げ、対象範囲の拡大等
- ・銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し
- ・銀行グループ等の業務範囲の拡大（排出量取引、商品現物取引等）

③法改正以外に係る事項

市場強化プランには、法改正に係る事項以外のものも多く含まれており、例えば以下のような事項について、着実に取組みを進めています。

- ・英文開示の対象の外国会社が発行するすべての有価証券の拡大
- ・ETFの多様化（株式以外の有価証券を投資対象とするETFの解禁等）に関する政府令案の公表
- ・海外のファンドマネジャーを我が国市場に誘致するためのPE（恒久的施設）リ

スクの排除

・関係者との対話を通じたプリンシプルの共有

(2) アジアの金融監督当局との情報交換・連携の強化

近年、経済・金融面での関係が深化している中国の金融監督当局との対話の強化に取り組み、第1回定期協議を開始（20年1月）したほか、東京証券取引所北京事務所の開設と開設記念式典出席のための金融担当大臣訪中（20年2月）等を通じて金融監督当局間の連携強化に取り組みました。

また、日・マレーシア（19年9月）、日・シンガポール（20年4月）などの二国間協議を実施しました。

さらに、中国の成都で開催された第3回日中韓金融監督協力セミナー（20年3月）に出席し、日・中・韓の金融監督当局の実務レベルと研究機関が3カ国に共通する金融監督上の課題について意見交換を行いました。

(3) 「アジアの資本市場育成と消費者保護制度に関する法的考察」研究会の開催

金融庁内に有識者からなる研究会（「アジアの資本市場育成と消費者保護制度に関する法的考察」研究会）を設けるとともに、日本貿易振興機構アジア経済研究所に海外調査を含めて委託し、19年10月から20年1月まで5回、研究会を開催し、アジアにおける資本市場育成と消費者保護制度について、法的観点から報告書を取りまとめました。

(4) 金融専門人材の育成・確保に向けた検討状況

我が国金融システムの競争力強化に向けた市場周辺環境の整備として、我が国金融システムを担う専門人材に必要とされる知識及び資質についての幅広い検討を行うため、金融庁金融研究研修センターにおいて「金融専門人材に関する研究会」を19年11月以降6回開催するとともに、「金融専門人材について（基本的なコンセプト）」を20年4月30日に公表し、意見募集を実施しました。

6. 評価結果

(1) 評価結果の概要

①政策の必要性

少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、我が国金融・資本市場において、1,500兆円に及ぶ家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、内外の企業等に成長資金の供給を適切に行っていくため、我が国金融・資本市場の競争力強化が必要です。

また、我が国の金融機関が不良債権問題から脱却し、本格的にアジア業務に目を向けつつある一方、我が国に進出している金融機関の活動環境の整備等により、我が国がアジアの拠点として機能していくためには、アジアの金融監督当局との情報交換・連携の強化が必要です。

②政策の効率性

20年6月に、市場強化プランの進捗状況を公表する等、我が国の競争力強化に向けた取組みを着実に推進しています。

また、アジアの金融監督当局との情報交換・連携強化に取り組んでいるほか、アジアの資本市場育成と消費者保護保制度について研究に取り組んでいます。

③政策の有効性

市場強化プランの着実な実施や、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の円滑な施行等による新たな枠組みの下、金融機関等が創意工夫を発揮し、競争力強化が図られることにより、我が国金融・資本市場の国際化への対応に資すると考えています。

また、アジア金融危機において顕在化した、アジアの資金が欧米経由でアジアに還流する不安定な資金循環構造の解決が、依然としてアジア共通の課題となっていることから、日本とアジアの金融・資本市場を資金運用者・調達者にとって魅力的な市場とし、アジアの資金をアジアで循環させる経路を発展させていく観点からも、引き続き我が国金融・資本市場の機能強化を図り、アジアの金融監督当局間の連携を強化していくことは有効と考えます。

(2) 各重点施策の評価

①我が国金融・資本市場の国際化に向けた検討

市場強化プランの着実な実施は、我が国市場が金融・資本市場としての競争力ならびに魅力の向上に資するものと考えられます。加えて、20年6月に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」では、我が国金融・資本市場の競争力強化のために必要な制度整備を包括的に盛り込んでおり、市場強化プランの早期具体化に取り組んでおり、法改正以外に進められている取組みと相俟って、我が国金融・資本市場の国際競争力の強化に向けた大きなステップとなっています。

②アジアの金融監督当局との情報交換・連携の強化

中国、マレーシア、シンガポール等、アジアの金融監督当局との情報交換・連携の強化は、アジアの金融・資本市場における我が国の金融機関の活動に資するものであり、ひいては我が国金融・資本市場の強化にも資するものと考えます。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①我が国金融・資本市場の競争力強化に向けた取組み

我が国金融・資本市場の強化に向けて、市場強化プランに盛り込まれた残された課題について、スピード感を持って取り組む必要があります。

また、20年6月に公布された我が国金融・資本市場の競争力強化のために必要な制度整備を包括的に盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に向

けて、関係する政令・内閣府令の整備に取り組んでいく必要があります。

②アジアの金融監督当局との情報交換・連携の強化

今後とも、中国、韓国、シンガポール、マレーシア等のアジアの金融監督当局との情報交換・連携の強化に努める必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

要求内容	関連する重点施策	要求種別	(参考) 20年度予算額
金融・資本市場の国際化への対応強化に向けた体制整備	①	機構・定員	

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（市場強化プランの残された課題等へのスピード感を持った取組み）を行う必要があります。

(2) 19年度の達成度

B

(3) 達成度の判断理由

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立など、市場強化プランの着実な進捗が見られるほか、初めての日中の金融監督当局等との定期協議を開始する等、アジアの主要国金融監督当局との情報交換や連携強化に努め関係強化につながっているものの、我が国金融・資本市場等の競争力強化に向けたさらなる取組みが必要であることからBと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・「金融・資本市場競争力強化プラン（19年12月21日公表）
<http://www.fsa.go.jp/policy/competitiveness/index.html>
- ・金融審議会金融分科会第一部会報告（19年12月18日公表）
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20071218-1.html
- ・金融審議会金融分科会第二部会報告（19年12月18日公表）
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20071218-2.html

1 1. 担当課室名

総務企画局市場課、総務企画局総務課国際室、総務企画局総務課

政策Ⅲ－１－（４）－①

地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化

1. 達成目標等

<p>達成すべき目標</p>	<p>地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化が図られること 【達成年次】毎年度</p>
<p>目標設定の考え方及びその根拠</p>	<p>中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。</p> <p>また、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進等により、中小企業への資金供給を円滑化する必要がある。</p> <p>【根拠】「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）、金融審議会金融分科会第二部会報告書「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について」、「金融改革プログラム」終了にあたっての所感（大臣発言）等</p>
<p>測定指標</p>	<p>○地域密着型金融の推進の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引先企業の支援の取組み状況 ・中小企業に適した資金供給手法の取組み状況 ・地域経済への貢献の取組み状況 <p>○中小企業金融の円滑化の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の受付状況 ・中小企業に対する貸出の状況（（中小企業に対する）貸出態度判断D. I. 等） ・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進状況

2. 平成 19 年度重点施策等

<p>19 年度重点施策</p>	<p>①地域密着型金融の推進 ②不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等の推進</p>
<p>参考指標</p>	<p>①地域密着型金融の取組みのフォローアップの状況及び主な取組みの公表状況</p> <p>①利用者の声を把握する調査の実施状況</p> <p>①監督指針の整備状況</p> <p>②金融機関等への要請状況</p> <p>②不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組み状況</p>

3. 政策の概要

中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の活性化や中小企業金融の円滑化のために、その推進を図っていく必要があることから、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）に基づき地域密着型金融の推進を図ることとしています。

また、中小企業に必要な資金を行き渡らせるべく、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等の推進等、中小企業金融の円滑化に向けた様々な施策に取り組むこととしています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	第 2 章成長力の強化 1. 成長力加速プログラム II サービス革新戦略 (2) 地域経済の成長力向上 ②地域金融機関の収益基盤強化 金融庁は、地域密着型金融の一層の推進に向けた取組を平成 19 年度に監督指針に盛り込むとともに、地域金融機関における自らの収益基盤強化のための新たなプランや目標の設定を推進する。また、金融機関の取組の効果を総合的に把握して、年 1 回実績を公表する。

4. 現状分析及び外部要因

地域密着型金融の推進については、監督指針に掲げられた施策等について、これまで当局において、シンポジウムの開催や事例集の公表等、その着実な実施を図るとともに、各金融機関から報告を受けた地域密着型金融の取組み状況について取りまとめ、公表するなどし、各金融機関の取組みの推進を図ってきました。19 年 6 月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針 2007」においても、地域経済の成長力向上のための取組みの一つとして、地域密着型金融の一層の推進が掲げられています。

その他、金融庁では、従前より中小企業金融の円滑化に向けて、様々な対策に取り組んできました。中小企業に対する金融機関の貸出態度の指標である日銀短観（20 年 6 月調査）の「（中小企業に対する）貸出態度判断 D. I.」（D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比 - 「厳しい」と回答した社数構成比）は +2 であり、プラスで推移しています。

5. 事務運営についての報告

（1）地域密着型金融の推進

各中小・地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み状況について、19 年 7 月に中

小・地域金融機関の18年度における取組み状況^{※1}を、20年7月に中小・地域金融機関の19年度における取組み状況^{※2}を取りまとめ、公表するとともに、的確なフォローアップに努めました。

19年8月には、金融審議会の報告を踏まえ、恒久的枠組みの中で、地域密着型金融の一層の推進を図るべく、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正を行いました。

また、20年2月～4月にかけて、商工関係者・消費者や経営相談員等に対し、「金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」を実施し、地域密着型金融の推進に関し、利用者側の声を把握するよう努めました。

こうしたことを踏まえ、19年11月～20年2月にかけて、全国の財務局において「地域密着型金融に関するシンポジウム」を開催し、事業再生や経営支援の具体的な事例について有識者を交えて金融機関と意見交換を行いました。また、シンポジウムにおいて発表された事例を中心として、20年3月に「地域密着型金融に関する取組み事例集」を取りまとめ、公表・周知することにより、中小・地域金融機関における先進的な取組み事例について、ノウハウの共有化等を図りました。

(2) 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等の推進

19年12月、20年2月に業界団体等との意見交換会等において、金融機関に対し、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進及び融資手法の多様化並びに個人保証に関する説明態勢の徹底等について要請しました。

また、各金融機関が実施した地域密着型金融の取組みの中で、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資や、中小企業再生支援協議会を活用した事業再生等が着実に実施されるよう、的確なフォローアップに努めました。

その他、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に関する中小企業向け説明会（中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識）を分かりやすいパンフレットを用い、全国の商工会議所、法人会等の協力を得て開催してきました。また、中小企業など借り手の声を幅広く取り入れるための受付窓口として「金融円滑化ホットライン」を開設する等の施策に取り組んできました。

6. 評価結果

(1) 評価結果の概要

①政策の必要性

地域経済の活性化のために、事業再生の取組みや、地域金融機関の経営力の強化の取組み、利用者の利便性の向上の取組みなど、地域密着型金融の推進を図っていくことが必要です。

また、中小企業の再生・活性化を図るため、不動産担保・個人保証に過度に依存す

^{※1} <http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20070712-2.html>

^{※2} <http://www.fsa.go.jp/news/20/ginkou/20080701-2.html>

ることなく事業価値を見極める融資手法を徹底すること等により、中小企業を含む健全な取引先への資金供給を円滑化するなど、金融機関の資金仲介機能を強化する必要があります。

②政策の効率性

金融サービス利用者相談室に寄せられた、いわゆる貸し渋り・貸し剥がしに関する情報を検査・監督において適切に活用するとともに、中小企業の実態に即した的確な検査の実施等の取組みを行うことにより、中小企業金融の実態等の効率的な把握が進んでいます。

③政策の有効性

利用者アンケート結果によると、地域密着型金融の取組み全体については積極的な評価が5割以上を占めており、地域密着型金融の推進を図るために有効なものとなっています。

中小企業金融の円滑化の状況については、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等の推進や、中小企業再生支援協議会を活用した事業再生等は概ね増加しており、一定の成果が見られます。また、「(中小企業に対する)貸出態度判断D. I.」が引き続きプラスで推移する等の成果が上がっており、中小企業金融の円滑化を図るために有効なものとなっています。

(2) 各重点施策の評価

①地域密着型金融の推進

ア. 中小・地域金融機関の取組み実績

(ア) 取引先企業の支援の取組み状況

創業・新事業支援に向けた取組みについては、ベンチャー企業向けファンドへの出資及び組成、創業セミナーの開催や新規創業先に対する開業資金支援等の事例も見られます。

経営改善支援に向けた取組みについては、取引先企業の経営改善を目的とした公認会計士による無料経営相談の実施、中小企業診断士協会との連携による取引先の企業診断調査の実施、経営改善支援先への職員出向、ビジネスマッチング支援のためのポータルサイト立上げ等の事例も見られます。

事業再生に向けた取組みについては、地域金融機関と中小企業基盤整備機構等との共同出資による企業再生ファンドの設立、プリパッケージ型の民事再生による事業再生実施等の事例も見られます。

事業承継に向けた取組みについては、プライベートバンキング機能の活用をはじめとするコンサルティング機能を発揮した事業承継支援や企業後継者を対象としたセミナーの開催、事業承継専用ファンドへの出資等の事例も見られます。

(イ) 中小企業に適した資金供給手法の取組み状況

不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等への取組みについては、機械設備や商用車両から農水産物にいたるまで、様々な動産を担保とした融資、建築基準法の改正等に伴い資金繰りが悪化した建築関連事業者に対する融資商品の取扱い、信用格付高度化プログラムによる信用リスクの精緻化等の事例も見られます。

企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力等、人材育成への取組みについては、取引先企業の生産・販売現場への派遣研修や中小企業再生支援協議会への職員出向等の事例も見られます。

(ウ) 地域経済への貢献の取組み状況

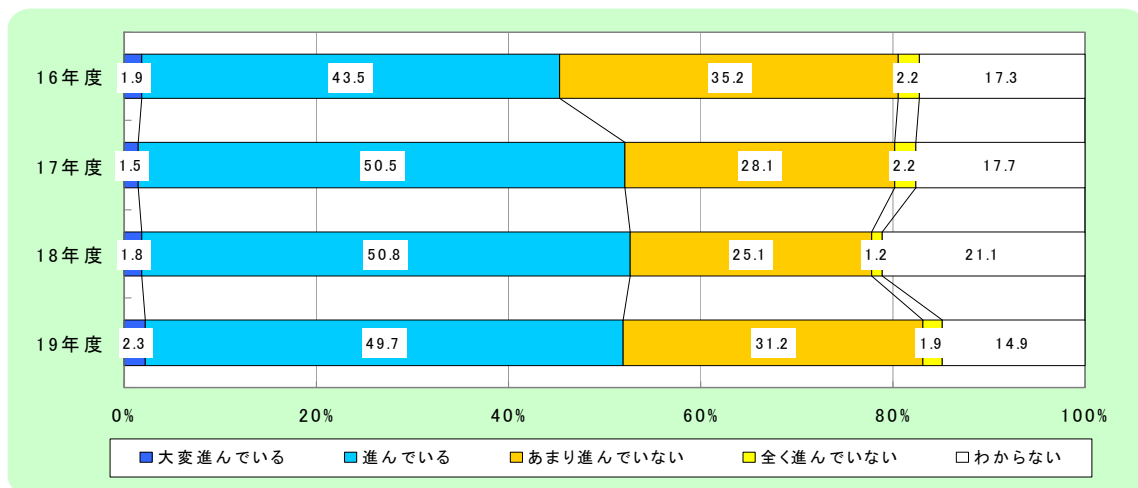
地域全体の活性化、持続可能な成長を視野に入れた、同時的・一体的な「面」的再生への取組みについては、温泉街や地元商店街再生への資金面での協力のほか、活性化策の具体的提言等の事例も見られます。

地域活性化につながる多様なサービスの提供については、環境配慮型商品の取扱いや地域住民等への金融経済教育の実施のほか、地場産業振興に向けた観光客誘致のための各種施策等を実施している事例も見られます。

イ. 利用者における見方（取組み全体に対する評価、各施策に対する評価）

「中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関する第5回アンケート調査」結果（20年7月1日公表）によると、地域密着型金融の取組み全体に対する積極的な評価は引き続き5割以上を占めており、一定の評価ができるものと考えています。

【資料1 地域密着型金融の取組み全体に対する評価】



②不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等の推進

再チャレンジ支援総合プラン等を踏まえ、不動産担保・個人保証に過度に依存しな

い融資の推進や中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化に努めること等の業界団体等との意見交換会等における要請や、金融機関における中小企業金融の円滑化に向けた各種取組み状況の的確なフォローアップに努めました。

資料2-1及び資料2-2に示すとおり、金融機関の不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資や創業等支援融資商品による融資等は概ね増加しており、上記の取組みはそのような融資等の促進について、一定の成果があったものと考えています。

【資料2-1 各金融機関の不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組み状況】

- ①主要行：主要3行において、動産・債権譲渡担保融資が増加しているほか、中小企業向けの無担保・第三者保証不要の融資商品を設け、各商品での貸出を推進。

※主要3行…みずほ、三菱東京UFJ、三井住友

	動産・債権譲渡担保融資	財務制限条項を活用した融資	スコアリングモデルを活用したビジネスローン※
17年度	—	—	約3兆4,800億円
18年度	約2,105億円	約1兆2,864億円	約3兆6,500億円
19年度	約2,275億円	約1兆1,779億円	約3兆1,600億円

※ 貸出残高。担保・保証を提供している先に対する貸出を一部含む。

- ②地域金融機関：不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資については、財務制限条項を活用した融資が増加。また、動産・債権譲渡担保融資が幅広く普及しつつある中で、特に動産担保融資については、実績が急増。

	動産・債権譲渡担保融資		財務制限条項を活用した商品による融資
		うち動産担保融資	
16年度	1,737億円	(個別に把握せず)	954億円
17年度	1,998億円	47億円	2,031億円
18年度	2,029億円	131億円	2,385億円
19年度	3,133億円	1,417億円	4,858億円

【資料2-2 地域密着型金融に係るその他の主な取組み状況】

- ①中小企業再生支援協議会の再生計画策定先

	件数	金額
16年度	302件	3,422億円

17年度	380件	3,572億円
18年度	391件	2,803億円
19年度	319件	2,092億円

(注) 金融機関独自の再生計画策定先 19年度：8,495件、34,198億円

②創業・新事業支援融資

	件数	金額
16年度	2.8千件	250億円
17年度	5.4千件	603億円
18年度	6.9千件	742億円
19年度	14.3千件	1,880億円

(注) 18年度以前は、「創業等支援融資商品による融資」。

③企業育成ファンドへの出資

	金額
16年度	153億円
17年度	241億円
18年度	196億円
19年度	212億円

【資料3-1 貸し渋り・貸し剥がしに関する情報】

14年10月（開設時）～20年6月末の受付件数	1,349件
うち15事務年度の受付件数	602件
うち16事務年度の受付件数	292件
うち17事務年度の受付件数	186件
うち18事務年度の受付件数	122件
うち19事務年度の受付件数	147件

(注) 14年10月から「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」を窓口として情報を受け付けていましたが、17年7月に受付窓口を「金融サービス利用者相談室」に統合しました。

【資料3-2 日銀短観「(中小企業に対する)貸出態度判断D.I.」の推移(20年6月調査)】

(四半期ベース)

16/6	16/9	16/12	17/3	17/6	17/9	17/12	18/3
+2	+3	+5	+7	+8	+9	+11	+12

18/6	18/9	18/12	19/3	19/6	19/9	19/12	20/3	20/6
+11	+9	+10	+9	+9	+8	+7	+5	+2

(注1) D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比－「厳しい」と回答した社数構成比

(注2) 16/3 から調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、また、調査対象社数を増加しています。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

今後は、監督指針に基づく恒久的枠組みの中で各中小・地域金融機関の自主的な取組みを促し、当局としてもそれらの取組みについて定期的にフォローアップするなど、地域密着型金融を引き続き推進していく必要があります。

また、地域金融機関が事業再生等、地域密着型金融についての取組みを一層進めていくにあたっては、経営難に陥った企業をどのように具体的に支援していくかといったノウハウ等を浸透・定着させていくことが重要であり、「地域密着型金融に関するシンポジウム」の開催による有識者を交えた意見交換等は有効かつ必要であると考えています。

中小企業の再生・活性化を図るため、引き続き、不動産担保・個人保証に過度に依存することなく事業価値を見極める融資手法を徹底する等により、中小企業を含む健全な取引先への資金供給を円滑化するなど、金融機関の資金仲介機能を強化する必要があります。

また、原油・原材料価格の高騰等により、これらの影響を受ける中小企業等において収益圧迫や資金繰りの厳しさが増しているなど、地域経済・中小企業を巡る環境は厳しくなっているところです。したがって、金融円滑化ホットラインの活用など、より一層地域経済・中小企業金融の実態把握に努めるとともに、中小企業金融の円滑化に向け、適切な対応を行っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

なし。

(注) 地域密着型金融の推進に必要な経費（金融庁共通費）について、予算要求する必要があります。

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

(2) 19年度の達成度

A

(3) 達成度の判断理由

地域密着型金融については、引き続き多様な取組みが実施されており、取組み全体についての利用者からの積極的な評価が半数を超えていること、また、「(中小企業に対する)貸出態度判断D. I.」が引き続きプラスで推移する等、中小企業金融の円滑化が図られていることから、Aと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記(評価に使用した資料等)

- ・ 地域密着型金融(平成15~18年度)第2次アクションプログラム終了時まで」の進捗状況について(19年7月12日公表)
<http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20070712-2.html>
- ・ 平成19年度における地域密着型金融の取組み状況について(20年7月1日公表)
<http://www.fsa.go.jp/news/20/ginkou/20080701-2.html>
- ・ 日銀短観「(中小企業に対する)貸出態度判断D. I.」(20年7月2日公表)
http://www.boj.or.jp/type/stat/boj_stat/tk/gaiyo/tka0806.pdf
- ・ 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等(20年7月31日公表)
<http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20080731.html>

11. 担当課室名

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局政策課

政策Ⅲ－１－（５）－①

「官から民へ」の改革に対する適切な対応

1. 達成目標等

達成すべき目標	「官から民へ」の改革に対し適切な対応がなされていること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	郵政民営化及び政策金融改革について、政府の方針に従って円滑に実施されるよう、適切に対応する必要がある。 【根拠】「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）等
測定指標	「官から民へ」の改革に対する適切な対応状況 （「官から民へ」の改革に適切に対応していくためには、以下の重点施策を実施していくことが必要であり、施策に係る対応状況等により評価を行う。）

2. 平成19年度重点施策等

19年度重点施策	①郵政民営化法等を踏まえた適切な対応 ②政策金融改革の基本方針等を踏まえた適切な対応
参考指標	①郵政民営化に係る実施計画の認可に関する対応状況 ②政策金融改革関連政省令の整備状況

3. 政策の概要

郵政民営化や政策金融改革の確実な実施を図るため、政府の方針や法令に従い、金融庁として適切に対応していく必要があります。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	政策金融改革の関連法案を今国会に提出し、（中略）郵政民営化については、本年10月から確実に実施します。
経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	①郵政民営化の確実な実施 「郵政民営化法」の基本理念に従い、平成19年10月からの郵政民営化を円滑・確実に実施する。 ②政策金融改革の確実な実施 平成20年10月から政策金融機関を

		確実に新体制に移行させるとともに、平成 20 年度末における政策金融の貸付残高の対 GDP 比を平成 16 年度末に比べて半減させる。
第 168 回国会所信表明演説	平成 19 年 10 月 1 日	本日、郵政民営化がスタートしました。利用者の方に不便をおかけしないよう、着実に推進します。

4. 現状分析及び外部要因

平成 17 年 10 月 14 日に成立した郵政民営化関連 6 法が、19 年 10 月 1 日から施行され、郵政民営化が実施されました。

また、19 年 5 月 25 日に株式会社商工組合中央金庫法が、19 年 6 月 6 日に株式会社日本政策投資銀行法が成立し、それぞれ 20 年 10 月 1 日から施行されることとなりました。

5. 事務運営についての報告

(1) 郵政民営化法等を踏まえた適切な対応

①「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」の認可（19 年 9 月 10 日）

19 年 4 月 27 日に、日本郵政（株）から内閣総理大臣及び総務大臣に対して認可申請があった「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」について、郵政民営化法に基づき、郵政民営化委員会の意見を聴取し、財務大臣に協議した上で、認可しました。

②郵政民営化法等の施行に伴う関連政令・府令の整備

19 年 10 月 1 日の郵政民営化法の施行に合わせ、「日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続を定める内閣府令」（19 年 9 月 20 日）、「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令」（19 年 9 月 20 日）、「郵政民営化法等の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令」等（19 年 9 月 27 日）を整備しました。

③郵政民営化の実施（19 年 10 月 1 日）

郵政民営化法の施行に伴い、日本郵政公社が解散し、その機能を引き継いだ日本郵政（株）、郵便事業（株）、郵便局（株）、郵便貯金銀行（ゆうちょ銀行）、郵便保険会社（かんぽ生命保険）が業務を開始しました。民営化以降、金融庁としては、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険について他の民間金融機関と同様の目線で、適切な監督を行っています。

④ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の新規業務の認可（19 年 12 月 19 日）

ゆうちょ銀行から認可申請があった新規業務（シンジケートローン（参加型）、デリバティブ取引等）、及びかんぽ生命保険から認可申請があった新規業務（シンジケート

ローン（参加型）、デリバティブ取引等）について、郵政民営化法に基づき、郵政民営化委員会の意見を聴取した上で、認可しました。

⑤ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の新規業務の認可（20年4月18日）

ゆうちょ銀行から認可申請があった新規業務（クレジットカード業務、変額個人年金保険等の生命保険募集業務、住宅ローン等の媒介業務）、及びかんぽ生命保険から認可申請があった新規業務（他の保険会社の法人向け商品の受託販売、新たな保険の引受け（入院特約の見直し））について、郵政民営化法に基づき、郵政民営化委員会の意見を聴取した上で、認可しました。

（2）政策金融改革の基本方針等を踏まえた適切な対応

①株式会社商工組合中央金庫法施行令の制定

株式会社商工組合中央金庫法の施行に伴い、20年10月の組織転換後の（株）商工組合中央金庫について、主要株主に係る認可を要する取引又は行為、（株）商工組合中央金庫と特殊の関係にある者等を定めた「株式会社商工組合中央金庫法施行令」が、19年12月12日に公布されました。

②経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の制定

株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社商工組合中央金庫法施行令の施行に伴い、（株）商工組合中央金庫の業務、子会社等を定めた「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則」が、20年2月13日に公布されました。

③株式会社商工組合中央金庫法の施行に伴う関係政令の整備

「株式会社商工組合中央金庫法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が、20年5月21日に公布されました。

④株式会社日本政策投資銀行法施行令の制定

株式会社日本政策投資銀行法の施行に伴い、20年10月に設立される（株）日本政策投資銀行について、受け入れる預金の範囲、代理業の対象となる金融機関の範囲等を定めた「株式会社日本政策投資銀行法施行令」が20年5月20日に公布されました。

6. 評価結果

（1）評価結果の概要

①政策の必要性

郵政民営化や政策金融改革の確実な実施を図るため、政府の方針や法令に従い、適切に対応していく必要があります。

②政策の効率性

郵政民営化や政策金融改革の関連政令・府令の整備等、政府の方針や法令に従い、郵政民営化や政策金融改革が円滑・確実に実施されるよう、適切に対応しました。

③政策の有効性

郵政民営化に伴う政省令等の整備、実施計画の認可により、郵政民営化の実施及び政策金融改革の基本方針等を踏まえた対応等については順調に推移しました。

(2) 各重点施策の評価

①郵政民営化法等を踏まえた適切な対応

郵政民営化法に基づき、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」を認可した後、19年10月1日に民営化が実施されました。また、民営化後においても、同法に基づき、公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図る観点から、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の新規業務を認可するなど、同法を踏まえた対応については、順調に推移しており、政策の達成に向けての成果は上がってきているものと考えています。

②政策金融改革の基本方針等を踏まえた適切な対応

政策金融改革については、株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法の施行に伴う関係政省令の整備を行うなど、政策の達成に向けての成果は上がってきているものと考えています。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

引き続き関係省庁との連携を図りながら、郵政民営化や政策金融改革が円滑に実施されるよう適切に対応していく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

なし。

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

(2) 19年度の達成度

A

(3) 達成度の判断理由

郵政民営化については、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」を認可した後、19年10月1日に民営化が実施されました。また、民営化後においても、現在までの間に、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の新規業務を2回認可しました。このように、公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図る観点・目的に沿って、順調に進捗しています。

また、政策金融改革については、株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法の施行に伴う関係政省令の整備を行いました。

以上より、郵政民営化及び政策金融改革への対応等については順調に推移していることから、Aと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）」の公表について（19年8月7日公表） <http://www.fsa.go.jp/news/19/sonota/20070807-1.html>
- ・日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の認可（19年9月10日公表） <http://www.fsa.go.jp/news/19/sonota/20070910-1.html>
- ・「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）」に対するパブリックコメントの結果について（19年9月20日公表） <http://www.fsa.go.jp/news/19/sonota/20070920-1.html>
- ・「日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続を定める内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果について（19年9月20日公表） <http://www.fsa.go.jp/news/19/sonota/20070920-2.html>
- ・郵政民営化法等の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令等について（19年9月27日公表） <http://www.fsa.go.jp/news/19/sonota/20070927-1.html>
- ・株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険における新規業務の認可について（19年12月19日公表） <http://www.fsa.go.jp/news/19/20071219-5.html>
- ・株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険における新規業務の認可について（20年4月18日公表） <http://www.fsa.go.jp/news/19/20080418-1.html>
- ・株式会社商工組合中央金庫法
- ・株式会社商工組合中央金庫法施行令
- ・株式会社商工組合中央金庫法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
- ・経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則
- ・株式会社日本政策投資銀行法
- ・株式会社日本政策投資銀行法施行令

1 1. 担当課室名

監督局総務課、総務企画局企画課信用制度参事官室

政策Ⅲ－２－（１）－①**多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計****1. 達成目標等**

達成すべき目標	多様で良質な金融商品・サービスが提供されること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。 【根拠】第164回国会 総理大臣施政方針演説（平成18年1月20日）等
測定指標	・ 関連する制度の企画・立案等の状況 ・ 金融商品・サービスの提供状況（銀行代理業等の許可状況、証券仲介業の登録状況、信託業の免許・登録状況等）

2. 平成19年度重点施策等

19年度重点施策	①金融商品・サービスの販売チャネルの拡大
参考指標	①銀行代理業等の許可状況 ①証券仲介業の登録状況 ①信託業の免許・登録状況 ①金融商品取引法制の施行に対応した政令・内閣府令等の整備状況 ①信託法改正に対応した政令・内閣府令等及び監督指針の整備状況 ①平成16年改正の信託業法の見直しの検討状況

3. 政策の概要

社会・経済の発展に応じ、金融実態に即した多様で良質な金融商品・サービスの提供を促し、利用者利便の向上を図るために制度整備を図り、金融機関の販売チャネルの拡大等を促す必要があります。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第164回国会施政方針演説	平成18年1月20日	主要銀行の不良債権残高はこの3年半で20兆円減少し、金融システムの安定化が実現した今日、「貯蓄から投資へ」の流れを進め、国民が多様な金融商品やサービスを安心して利用できるよう、法制度を整備します。

4. 現状分析及び外部要因

我が国経済の成熟化や少子高齢化等を背景として、家計における資産運用の重要性が高まるとともに、資産形成ニーズも多様化しており、金融商品・サービスの利用者が、良質で多様な金融商品・サービスの選択肢にアクセスできる環境を整えていくことが重要な課題となっています。

また、金融商品・サービスを提供する金融機関等にとっても、多様な販売チャネルを効率的に活用し、収益性を上げつつ利用者を満足させることは重要であり、このような多様な利用者ニーズに対応した金融システムの構築が求められています。

5. 事務運営についての報告

(1) 金融商品・サービスの販売チャネルの拡大

銀行代理業、証券仲介業、信託業及び第二種金融商品取引業の認可・登録等の状況は、以下のとおりです。

ア. 銀行代理業の許可等状況

19 事務年度中に、銀行代理業 67 件、信用金庫代理業 1 件、労働金庫代理業 1 件の合計 69 件について、許可等を行っています。

なお、銀行代理業については、財務局や関係各署からの代理業者に関する問い合わせへの対応や財務局による許可申請に伴う審査等及び許可業者へのモニタリングも行っていきます。

【資料 1 許可状況等の推移】

	17 事務年度(注)	18 事務年度	19 事務年度
銀行代理業	67 件	11 件	67 件
信用金庫代理業	298 件	11 件	1 件
労働金庫代理業	155 件	10 件	1 件

(注) 改正銀行法が 18 年 4 月 1 日に施行されたことにより、期間は 18 年 4 月 1 日～6 月 30 日。従来から銀行代理業を営んでいる者(みなし代理業)及び代理業を営む金融機関を含む。

イ. 20 年 5 月 31 日現在で、564 者が証券仲介業の登録を受けており、19 年 5 月 31 日現在の登録者数(598 者)と比較して、34 者の減少となっています。

【資料 2 登録状況の推移】

	18 年 5 月末	19 年 5 月末	20 年 5 月末
証券仲介業	497 者	598 者	564 者

ウ. 信託業の免許・登録等状況

19 事務年度中の信託会社等の免許・登録状況は、運用型信託会社 2 件が免許されたほか、管理型信託会社 0 件、信託契約代理業 11 件が登録されています。また、特定信託業者（いわゆるグループ企業内信託の受託者）についても、2 社の届出を受理しています。

【資料 3 免許・登録状況の推移】

	17 事務年度	18 事務年度	19 事務年度
運用型信託会社	3 件	1 件	2 件
管理型信託会社	2 件	4 件	0 件
信託契約代理業	7 件	5 件	11 件
特定信託業者	2 件	2 件	2 件

エ. 第二種金融商品取引業の登録状況

19 年 9 月 30 日の金融商品取引法の施行後、20 年 5 月 31 日現在で、1,092 者が第二種金融商品取引業の登録を受けています。

(2) 金融商品取引法の関係政省令の整備

幅広い金融商品・サービスを包括的に規制対象とする金融商品取引法の関係政令・内閣府令等については、19 年 4 月 13 日にパブリックコメントに付した上で、8 月以降順次公布し、9 月 30 日に金融商品取引法と併せて全面施行しました。

(3) 信託法の関係政省令の整備

自己信託などの新しい類型の信託を創設するほか、受託者の義務等を一定の要件の下で合理化することなどを内容とする信託法の全面改正及び信託業法の改正に係る関係政令・内閣府令については、19 年 4 月 4 日にパブリックコメントに付した上で、同年 7 月に公布、9 月 30 日に信託法等と併せて施行しました。

(4) 平成 16 年改正の信託業法の見直しの検討状況

平成 16 年改正の信託業法の見直し条項を踏まえ、金融審議会において、19 年 10 月より改正信託業法の執行の状況等について検討が行われ、福祉型の信託については、その必要性・重要性を踏まえ、引き続き検討を進めることとされました。

(5) 銀行等による保険販売の全面解禁

銀行等による保険販売規制の見直しについては、銀行等による保険募集の実施状況や弊害防止措置の実効性についてモニタリングを行い、その結果を踏まえ、19 年 12 月 22 日に全面解禁を実施しました。実施にあたって、より一層の保険契約者等の保護を図るため、「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正等の所要の手当てを行いました。

6. 評価結果

(1) 評価結果の概要

①政策の必要性

社会・経済の発展に応じ、金融実態に即した多様で良質な金融商品・サービスの提供を促し、利用者利便の向上を図るために制度整備を図り、金融機関の販売チャネルの拡大等を促す必要があります。

②政策の効率性

規制緩和等が利用者保護や金融機関の健全性等に及ぼす影響にも留意しつつ、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大等を促す制度整備を図っています。

③政策の有効性

金融商品取引法の施行や銀行等による保険販売の全面解禁等により、より多様で良質な金融商品・サービスの提供が可能となる制度整備が図られたほか、銀行代理業者や第二種金融商品取引業者の許可・登録等が着実に行われるなど、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大が図られています。

(2) 各重点施策の評価

- ① 銀行代理業者や第二種金融商品取引業者等の許可・登録等が着実に行われており、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大が着実に進んでいます。
- ② 金融商品取引法や信託法の施行、及び銀行等による保険販売の全面解禁は、多様で良質な金融商品・サービスが提供されるための環境整備に資するものと考えています。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

銀行代理業制度等については、関係各方面からの規制緩和要望等を踏まえ、利用者保護や銀行の健全性確保の観点に留意しつつ、更なる規制緩和の可能性を見極めていく必要があります。

また、銀行等による保険販売規制の見直しについては、全面解禁後においても、引き続き銀行等による保険募集の実施状況についてモニタリングを行い、その結果等を踏まえ、保険契約者等の保護及び利便性の観点から、弊害防止措置等について22年末を目途に所要の見直しを行います。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

なし。

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性(取組みの状況に関するモニタリング等)等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行っていく必要があります。

(2) 19年度の達成度

A

(3) 達成度の判断理由

金融商品取引法の施行や銀行等による保険販売の全面解禁等により、より多様で良質な金融商品・サービスの提供が可能となる制度整備が図られたほか、銀行代理業者や第二種金融商品取引業者の許可・登録等が着実に進められるなど、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大が図られていることから、Aと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記(評価に使用した資料等)

・銀行代理業、証券仲介業、信託業及び第二種金融商品取引業の認可・登録等の状況

11. 担当課室名

総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課信託法令準備室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、監督局保険課、監督局銀行第一課

政策Ⅲ－２－（１）－②

金融行政の透明性・予測可能性の向上

1. 達成目標等

達成すべき目標	金融行政の透明性・予測可能性が向上すること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性が向上する必要がある。
測定指標	金融行政の透明性・予測可能性の向上の状況 (金融行政の透明性・予測可能性が向上するためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、施策に係る実施状況により評価するものである。)

2. 平成19年度重点施策等

19年度重点施策	①ノーアクションレター制度等の活用促進等ルールの更なる明確化 ②行政処分の公表 ③金融行政に関する広報の充実（再掲） ④金融庁法令等遵守調査室の積極的活用 ⑤検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実
参考指標	①業界団体との意見交換会等の実施状況 ①ノーアクションレター制度の活用促進に向けた改正・検討の実施状況 ①ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数、回答件数 ②行政処分の公表状況 ②行政処分事例集の更新状況 ②「金融上の行政処分について」の周知状況 ③金融庁ホームページへのアクセス件数（再掲） ③金融庁ホームページへの新着情報配信サービス登録件数（再掲） ③金融行政アドバイザリーによる広報活動への参画状況（再掲） ④提供された情報件数 ⑤指摘事例集の公表状況

3. 政策の概要

より良い規制環境（ベター・レギュレーション）の実現に向けた取組みを進めていくことは、我が国の金融・資本市場の競争力に貢献するものであることから、ノーアクションレター制度等の活用促進等ルールの更なる明確化、行政処分の公表、金融行政に関する広報の充実等を図っていくこととしています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
金融・資本市場競争力強化プラン	平成19年12月21日	<p>Ⅲ. より良い規制環境（ベター・レギュレーション）の実現</p> <p>より良い規制環境（ベター・レギュレーション）の実現に向けた取組みを進めていくことは、我が国の金融・資本市場の競争力強化に貢献するものであり、以下の4点を中心とした、規制の質的改善に向けた具体策を推進していく。</p> <p>① ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ</p> <p>② 優先課題の早期認識と効果的対応（リスク・フォーカス、フォワードルッキングなアプローチ）</p> <p>③ 金融機関の自助努力の尊重と金融機関へのインセンティブの重視</p> <p>④ 行政対応の透明性・予測可能性の向上</p>

4. 現状分析及び外部要因

これまで、平成19年3月末までを対象期間としていた「金融改革プログラム」（16年12月公表）において、金融行政の透明性・予測可能性の向上を向上させ、信頼される金融行政を確立するとの観点から示されていた諸施策を随時実施してきました。

さらに、我が国金融・資本市場の活性化・国際競争力の強化を図るとともに、金融セクターを巡る局面が変化し、それに合わせて金融行政の手法も変化していかなければならないとの認識の下、ベター・レギュレーションに取り組んでいく必要があります。

5. 事務運営についての報告

金融行政の透明性・予測可能性の向上は、規制の質的改善に向けた取組みにおいて大きな柱の一つと位置付けられます。そして、このように「より良い規制環境（ベターレギュレーション）」の実現に向けた取組みを進めていくことは、我が国の金融・資本市場の競争力強化に大きく貢献するものと考えられます。こうした観点から、我が国金融・資本市場の競争力強化のための総合的な取組みを取りまとめた「金融・資本市場競争力強化プラン」（平成19年12月21日公表）には、透明性・予見可能性の向上のための様々な具体策についても盛り込んでおり、下記の施策についても、同プランを踏まえ強力に推進しているところです。

（1）ノーアクションレター制度等の活用促進等ルールの変更の明確化

「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成 13 年 3 月 27 日閣議決定）の改正（平成 19 年 6 月 22 日閣議決定）や、金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の「中間論点整理（第一次）」（19 年 6 月 13 日公表）などを踏まえ、照会対象範囲の拡大、照会者名の非公表化等を内容とする「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」の改正を行い、19 年 7 月より施行しました。

なお、19 事務年度におけるノーアクションレター制度に関する回答実績は 5 件で、制度創設からの累計は 31 件となりました。

（２）行政処分の公表

①「金融上の行政処分について」の公表

19 年 3 月に公表した「金融上の行政処分について」に関し、20 年 4 月に「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮することを明確化しました。

②不利益処分の公表

ア. 行政処分を行った場合には、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を含め、全て公表を行いました（財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除く）。

イ. 法令違反等に対する業務改善命令等の不利益処分を、一覧性のあるものとして取りまとめた「行政処分事例集」について、19 年 7 月、19 年 11 月、20 年 3 月及び 20 年 5 月に更新を行うことで、国民への情報提供を行いました。

（３）金融行政に関する広報の充実

①金融行政に関する様々な機会・媒体を活用した広報

当庁の施策について、政策広報のテレビ等の各種媒体の活用により広報展開を行いました。また、各種報道発表については、引き続き重要なもの等について、報道発表に併せて大臣による記者会見や担当者による記者説明を行うほか、英語による資料を作成し、広報を行いました。

17 年 9 月に導入した金融行政アドバイザー制度に基づき、各財務（支）局・沖縄総合事務局において、金融行政アドバイザーより金融行政に対する意見等を報告頂くとともに広報活動に参画頂いています。19 年における広報活動の実施状況は、延べ人数 138 名の金融行政アドバイザーの方に地域密着型金融や金融経済教育に関するシンポジウム等、129 件の広報活動に参画頂きました。

②金融庁ウェブサイト等の充実

「振り込め詐欺救済法」、「株券電子化（ペーパーレス化）」、「改正貸金業法・多重債務者対策」、「金融商品取引法制」等、国民生活に重大な関わりがある分野を中心に、ウェブサイトの情報内容の充実を図るとともに、ウェブサイト上の月刊広報誌「アクセスFSA」の特集やお知らせコーナーを活用し、写真や図、表を用いて正確でわかりやすい情報発信に努めました。

また、19年8月及び12月には日本語版金融庁ウェブサイトをより分かりやすく体系的に整理したほか、20年1月及び4月には英語版金融庁ウェブサイト、証券取引等監視委員会ウェブサイト（日本語・英語）、公認会計士・監査審査会ウェブサイト（日本語）について新着情報メール配信サービスを開始し、ウェブサイト利用者へのサービスの向上を図りました。

さらに、金融庁の重要な政策を中心に英文による報道発表を推進し、海外広報の充実に努めました。

（4）金融庁法令等遵守調査室の積極的活用

15年6月に法令等遵守調査室及びその受付窓口を設置し、郵便、ファックス及びウェブサイトを通じ庁内外から広く情報を受け付け、寄せられた情報について法律の専門家による独立した調査を実施することにより、当庁（職員を含む。）の法令等遵守に万全を期しております。

なお、同室の受付状況及び調査状況については、ウェブサイトに公表しています。

（5）検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実

19年7月に、金融検査指摘事例集及び意見申出事例集について、内容の更なる充実を図った上で、作成・公表しました。

（6）監督指針の整備及び金融検査に関する情報の公表

①監督指針の整備

以下の監督指針について、それぞれ改正等を行い、法令等遵守に係る監督上の着眼点等を更に整備・明確化するとともに、当該指針等に基づく厳正かつ適切な監督事務を行っています。

ア.「主要行等向けの総合的な監督指針」（19年9月、20年3月、5月、6月改正）

イ.「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（19年9月、20年3月、5月、6月改正）

ウ.「信託会社等に関する総合的な監督指針」（19年7月、20年3月改正）

エ.「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（19年9月施行、20年3月改正）

オ.「保険会社向けの総合的な監督指針」（19年7月、8月、20年3月改正）

カ.「貸金業者向けの総合的な監督指針」（19年12月策定、20年3月改正）

②金融検査に関する情報の公表

20年3月に、パブリックコメントに付した上で、検査マニュアルを一部改訂・公表しました。

また、20年4月に、「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」に新たな質問と回答を追加し、内容を拡充しました。

（7）業界団体との意見交換会の実施（対話の充実）

金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めました。

【資料1 金融機関等との意見交換会の開催実績（19年7月～20年6月）】

主要行	11回	証券会社	2回
地方銀行	11回	投資信託会社	1回
第二地方銀行	11回	投資顧問業者	1回
信用金庫	4回	信託	4回
信用組合	3回	国際銀行協会	3回
生命保険会社	8回	在日米国商工会議所	1回
損害保険会社	8回	監査法人	4回

6. 評価結果

（1）評価結果の概要

①政策の必要性

国内のみならず対外的に我が国の金融関連法令等や金融庁の施策、さらには金融関連情報等を積極的に発信していくことが必要です。また、金融行政の透明性・予測可能性の向上を図るためには、行政処分の公表、ノーアクションレター制度等への適切な対応、金融検査に関する情報、監督指針等の公表が必要です。

②政策の効率性

日本語版金融庁ウェブサイトについてのみ行っている新着情報メール配信サービスについては、利用者ニーズに応じて、英語版金融庁ウェブサイト、証券取引等監視委員会ウェブサイト（英語・日本語）、公認会計士・監査審査会ウェブサイト（日本語）にも拡張し、ウェブサイト利用者へのサービス向上を図りました。

③政策の有効性

行政処分の公表は、同様事案の発生の抑制が図られたものと考えられ、またノーアクションレター制度等への適切な対応、金融検査に関する情報・監督指針等の公表に

より、金融行政の透明性・予測可能性の更なる向上に資しました。

また、「ベター・レギュレーションの進捗状況に係るアンケート」において、金融行政の透明性・予測可能性については、8割近くが「改善した」、「やや改善した」との回答等を得たことから、ベター・レギュレーションの取組みについては、相応に進捗していると考えられることから、当該取組みは有効であると考えています。

(2) 各重点施策の評価

①ノーアクションレター制度等の活用促進等ルールの変更の明確化

ノーアクションレター制度については、本制度の基本的な枠組みである閣議決定の改正を踏まえた取組みのみならず、受理手続の円滑化や回答期間の短縮化に向けた取組み等、金融庁独自の取組みを踏まえた細則の改正を行い、19年7月より施行しました。また、同制度の活用促進のため、金融庁ウェブサイト、金融庁広報誌、業界団体との意見交換会等を通じて、積極的な周知活動を実施しました。このことは、金融行政の透明性・予測可能性の更なる向上に資するものであったと考えています。

②行政処分の公表

行政処分に対する金融庁の従来からの考え方を改めて公表するとともに、金融庁及び財務局等が行った法令違反等に対する不利益処分を公表することにより、金融行政の透明性の確保が図られるとともに、他の金融機関等における予測可能性が高まり、同様の事案の発生の抑制が図られたものと考えています。

③金融行政に関する広報の充実

金融行政にかかる広報については、上記のとおり、記者会見・記者説明等の開催、政府広報等各種媒体を活用した広報展開、ウェブサイト掲載内容の充実等、その充実に努めてきました。

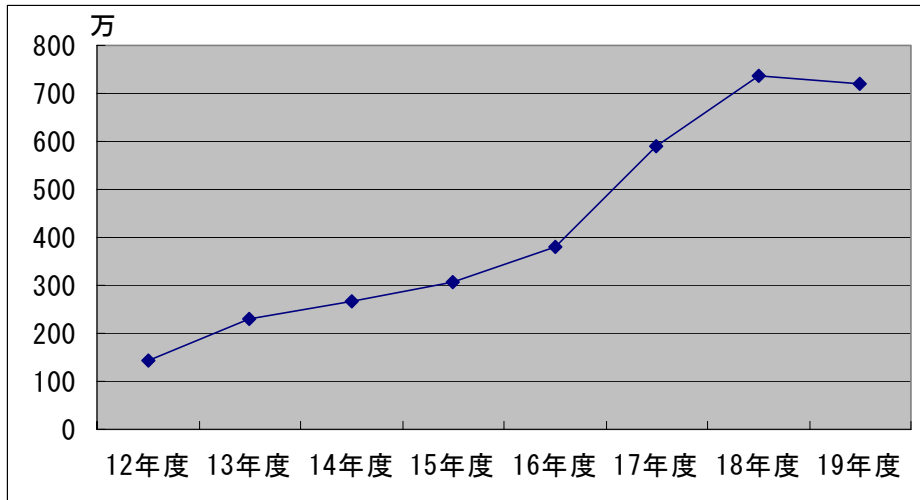
ア. 金融庁ウェブサイトへのアクセスの状況

金融庁ウェブサイトのトップページにおけるアクセス件数についてみると、19年度は7,197,689件で、18年度7,354,734件に比較して減少しています。

金融庁ウェブサイトへのアクセスの減少要因としては、19年度の報道発表件数が18年度と比較して減少したためと考えられます。

【資料1 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数】

(単位：件)

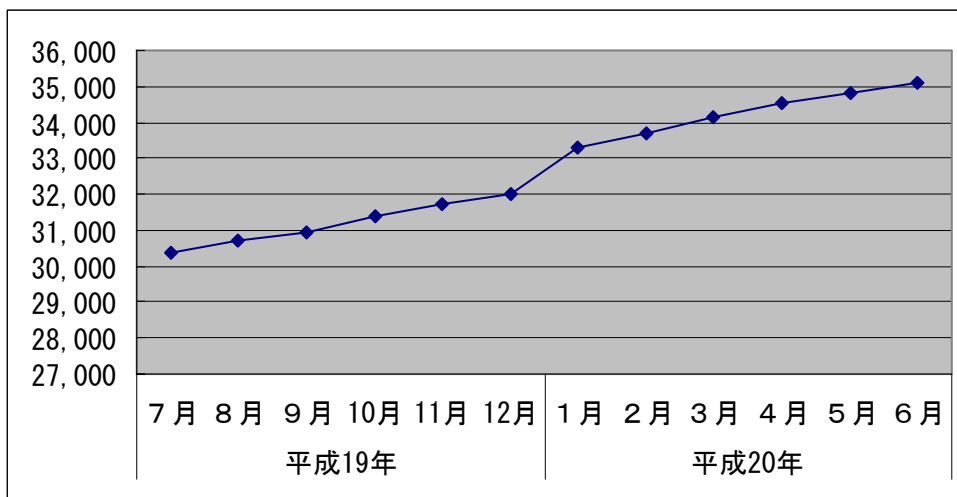


イ. 金融庁ウェブサイトへの新着情報配信サービス登録状況

予めメールアドレスを登録すると、日々発表される新着情報が電子メールで案内される「新着情報メール配信サービス」を提供しています(日本語版 14年6月、英語版 20年1月提供開始)。その登録者数は19事務年度終了時点で3万5千件を超えています。

【資料2 金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数】

(単位：件)



④金融庁法令等遵守調査室の積極的活用

金融庁ウェブサイトにて法令等遵守調査室設置の事実を公表するとともに、様々な方法で情報受付を行っており、金融庁の法令等遵守の疑義に関し、広く庁内外から情報

提供を求める体制が整備されているものと考えています。

さらに、同室に寄せられた全ての情報について、法律の専門家により独立した調査が行われており、金融行政の透明性の向上に資したものと考えています。

なお、19年度に法令等遵守調査室に寄せられた情報のうち、金融庁職員の行政上の行為の法令等遵守に関する情報は1件で、同室において調査を行っております。

【資料3 法令等遵守調査室に寄せられた件数】

期 間	総件数	うち受付対象	
		うち受付対象	うち受付対象外（注）
19. 4. 1～20. 3. 31	319件	1件	318件

（注）受付対象外は、金融機関等との個別取引に関する相談等であり、関係部局に情報を回付しています。

⑤検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実

内容を充実させた金融検査指摘事例集及び意見申出事例集の公表により、検査結果に関する情報が金融機関に還元されたこと、また検査マニュアルの一部改訂・公表等により、検査を実施する際の着眼項目が示されたことで、金融行政の透明性・予測可能性の向上に資したものと考えています。

⑥監督指針の整備及び金融検査に関する情報の公表

監督指針等における監督上の着眼点等の整備・明確化は、より透明で公正な行政運営をなし得る態勢構築に向けた取組みであるとともに、関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令等遵守態勢の構築に資するものと考えています。

また、検査マニュアルの一部改訂・公表等により、検査を実施する際の着眼項目が示されたことで、金融行政の透明性・予測可能性が向上したものと考えています。

⑦業界団体との意見交換会の実施（対話の充実）

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するものであると考えており、また「ベター・レギュレーションの進捗状況に係るアンケート」結果を踏まえれば、対話の充実に関する取組みは全体として向上していると考えています。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

（1）今後の課題

ベター・レギュレーションの取組みは相応に進捗していると考えていますが、「ベター・レギュレーションの進捗状況に係るアンケート」の回答において、実務者レベルでの対話の充実を求める声も多く聞かれたことから、実務者レベルでの対話の充実を一層

図ることが必要であると考えています。

また、金融庁ウェブサイトのさらなる改善等の利便性の向上及び英語版ウェブサイトの掲載情報のより一層の充実をめぐる必要があるほか、広報体制の強化を図る必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

要求内容	関連する重点施策	要求種別	(参考) 20年度予算額
国内・海外向け広報体制強化	③	機構・定員	

(注) 上記機構・定員要求については、政策Ⅱ－１－(1)－②「利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実」における定員要求の再掲です。

(注) 上記のほか、報道発表等の英訳等に係る経費及びウェブサイトの維持管理に係る経費（金融庁共通費）について、予算要求する必要があります。

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

(2) 19年度の達成度

A

(3) 達成度の判断理由

金融機関等との対話の充実や、情報発信を強化するなど、ベター・レギュレーションへの取組みを積極的に進め、「ベター・レギュレーションの進捗状況に係るアンケート」においても、透明性・予測可能性の向上が図られているとの評価が得られていること等を踏まえ、Aと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

・ベター・レギュレーションの進捗状況について（20年5月19日公表）

<http://www.fsa.go.jp/policy/br-pillar4/20080519.html>

11. 担当課室名

監督局総務課、総務企画局総務課、総務企画局政策課（再掲）、総務企画局政策課広報室（再掲）、検査局総務課

政策Ⅲ－３－（１）－①

金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応

1. 達成目標等

達成すべき目標	金融機関の預金口座を不正に利用されないこと 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	利用者保護及び金融システムに対する信頼維持の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。 【根拠】主要行等向けの総合的な監督指針等
測定指標	金融機関の預金口座の不正利用防止の状況 ・口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況（全国銀行協会公表）

2. 平成19年度重点施策等

19年度重点施策	①不正口座利用に関する金融機関等への情報提供
参考指標	①金融機関に対する預金口座の不正利用に関する情報の提供と活用状況 ①意見交換等の状況

3. 政策の概要

利用者保護及び金融システムに対する信頼維持の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要があることから、金融機関等に対し、不正口座利用に関する情報提供及び迅速かつ適切な取組みの態勢を実施することとしています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）
なし。

4. 現状分析及び外部要因

平成15年9月以降、当局においては預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施しているほか、適切な口座管理に一層努めること等について、業界団体を通じて傘下金融機関に対し繰り返し要請しています。

全国銀行協会によると、全銀協加盟行「(正会員・準会員 187 行)」における預金口座の

不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等を行った件数は、15年4月から20年3月までの累計で207,145件となっております。また、振り込め詐欺の被害は、平成19年は約251億円、平成20年（1月～6月）は約167億円となるなど、依然多くの被害が発生しております。

このような状況のもと、当局としても、引き続き、預金口座の不正利用に対する金融機関の適切な対応を促していく必要があります。

5. 事務運営についての報告

(1) 預金口座の不正利用に係る情報提供と活用について

19年4月から20年3月までの間に、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は3,482件となっており、これを受け金融機関において、1,820件の利用停止、1,235件の強制解約等が行われました。また、15年9月以降の累計では、20年3月末時点で、17,653件の情報提供に対して9,137件の利用停止、7,007件の強制解約等が行われています。

このような預金口座の不正利用に係る情報提供件数等については、注意喚起を促す観点から、四半期毎に金融庁ホームページにおいて公表しました*。

【資料1 預金口座の不正利用に係る情報提供等件数】

(単位：件)

時 期	情報提供件数	うち	
		利用停止	強制解約等
19年4月～6月	14,916 (745)	7,715 (398)	5,985 (213)
19年7月～9月	15,717 (801)	8,132 (417)	6,286 (301)
19年10月～12月	16,746 (1,029)	8,650 (518)	6,680 (394)
20年1月～3月	17,653 (907)	9,137 (487)	7,007 (327)

(注) 上段は15年9月以降の累計件数。下段()内は前四半期末に比した増減数。

(2) 業界団体との意見交換の状況について

19年4月から20年3月までの間に、以下のように業界団体との意見交換会を開催し、預金口座の不正利用問題に対し、本人確認を更に徹底するとともに、必要に応じて預金取引停止又は預金解約を行う等、適切な口座管理に努めること、さらに犯罪被害発生の未然防止に向けた注意喚起の取組みについて、業界団体を通じて各金融機関に対して要請しました。

- ①全国銀行協会、地方銀行協会、第二地方銀行協会：それぞれ11回開催

* <http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20080425-2.html>

②全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会：それぞれ3回開催

(3) 不正利用口座に滞留している資金に関する金融機関の適切な取組みの態勢等

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(振り込み詐欺救済法)の施行(20年6月)を踏まえ、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に、犯罪利用預金口座等の取引停止等の措置、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を適切に講ずるための態勢整備に係る監督上の主な着眼点等を追記しました。また、預金等債権消滅手続や被害回復分配金支払手続等の諸手続を円滑かつ速やかに実施するための必要な態勢整備に万全を期すこと等について、金融機関に対し要請しました。

また、振り込み詐欺の被害が増加している状況も踏まえ、関係機関等とともに振り込み詐欺の注意喚起のためのポスターを作成する等の広報活動を実施したほか、全国銀行協会等の業界団体とともに、振り込み詐欺の被害防止のための対策として、金融機関におけるATM利用限度額の引下げ推進等の取組みについて検討を進めました。

6. 評価結果

(1) 評価結果の概要

①政策の必要性

預金口座の不正利用を防止するためには、金融機関等に対する預金口座の不正利用に関する情報提供、及び金融機関における当該情報に対する迅速かつ適切な取組みの態勢を図っていく必要があります。

②政策の効率性

当局より金融機関等に対する預金口座の不正利用に関する速やかな情報提供、及び業界団体を通じて傘下金融機関に対する適切な口座管理に一層努めること等の要請を行うことにより、金融機関において、不正に利用された預金口座の利用停止、強制解約等の措置が行われています。

③政策の有効性

金融機関において、口座不正利用問題及び当該問題に対する当局の姿勢についてより一層理解が深まるとともに、当局からの情報提供をもとに行ったものを含め、19年4月から20年3月までの間に、41,972件の利用停止、32,417件の強制解約等の措置が行われており、預金口座の不正利用防止に一定の効果があり、有効であると考えています。

(2) 各重点施策の評価

金融機関に対しては、繰り返し預金口座の不正利用問題に対する適切な対応を要請しており、その結果、口座不正利用問題及び当該問題に対する当局の姿勢についてより一

層理解が深まったものと考えています。

上記のとおり当局からの情報提供をもとに行ったものを含め、金融機関においては、19年4月から20年3月までの間に、41,972件の利用停止、32,417件の強制解約等の措置を行っており、預金口座の不正利用防止に一定の効果があったと考えています。

【資料2 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況】

(単位：件)

時 期	利用停止	強制解約等
19年4月～6月	9,703	7,814 (7,150)
19年7月～9月	9,229	6,885 (6,216)
19年10月～12月	11,585	8,340 (7,945)
20年1月～3月	11,455	9,378 (8,895)

(出所：全国銀行協会)

(注) 強制解約等の件数の() 書きは当該期間を含め、既に口座利用停止措置を講じていた口座について、その後、強制解約等に至った件数。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

口座の不正利用問題については、振り込め詐欺の被害が依然多く発生している状況等も踏まえ、引き続き、不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行うとともに、預金口座の不正利用問題に対する適切な対応について検討・懲憑していく必要があります。

また、振り込め詐欺救済法が20年6月より施行されたことから、引き続き各金融機関に対し、本法の的確な運用に向けた態勢整備を促していく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

なし。

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

(2) 19年度の達成度

A

(3) 達成度の判断理由

当局からの不正口座利用に関する情報提供により、金融機関において強制解約等の措置がとられている等、預金口座の不正利用の防止のための成果が上がっていることから、Aと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 預金口座の不正利用に係る情報提供等件数（20年4月25日公表）
<http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20080425-2.html>
- ・ 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況（全国銀行協会より20年7月25日公表）
- ・ 業界団体との意見交換会の開催回数

11. 担当課室名

監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室

業務支援基盤整備に係る政策

**業務支援基盤整備に係る政策 1-(1)-①
人材の育成・強化のための諸施策の実施**

1. 達成目標等

達成すべき目標	行政ニーズに応じた人材の確保・育成 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	金融・資本市場の複雑化や国際化に的確に対応していくためには、高度な専門知識を有する職員の育成が必要不可欠である。 【根拠】金融庁人材強化プログラム（平成 17 年 9 月 2 日）
測定指標	研修の実施状況等（対前年度比で測定）

2. 平成 19 年度重点施策等

19 年度重点施策	①高度な専門知識を有する職員の確保・育成
参考指標	①民間専門家の在職者数 ①研修実施件数及び受講者数

3. 政策の概要

金融は非常に高い専門性が求められる分野であり、より良い規制環境（ベター・レギュレーション）に向けての取組みを実現させていくためには、金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に遅れをとることのないよう、その資質の向上を図ることが前提となります。

こうしたことから、職員の専門能力の向上に向け、研修の充実、人事制度上の工夫、官民の人材交流など、様々な方策に取り組むこととしました。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）
なし。

4. 現状分析及び外部要因

金融規制の質は、規制の適用されるマーケットの競争力を左右する重要な要素であり、ベター・レギュレーションの取組みを進めていくことは、我が国金融・資本市場の活性化・競争力強化に貢献するものと考えられます。

また、不良債権の処理が進んで金融システムへの不安が払拭される一方、利用者保護や市場の公正や透明性を巡る問題の顕在化を受けた官民を挙げての取組みの結果、枠組みの整備や実態の改善が進んでいます。こうした流れを定着させ更に深化させるという現在の局面においては、各金融機関の自己責任と自助努力による様々な課題への取組みが重要であり、金融規制もまた、金融機関の自己責任を重視し、自助努力を促すように変わってい

く必要があります。

このような現状において、ベター・レギュレーションに向けての取組みを実現させていくためには、その直接の担い手である金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に遅れをとることがないように、その資質の向上を図る必要があります。

5. 事務運営についての報告

(1) 職員の専門性向上に資する任用体制の確立

職員の専門性を向上していく上で、各職員が自らの専門性について意識を高めていくとともに、人事当局がそれを把握することが重要となります。

具体的には20年1月にキャリアパスに関するアンケートを実施し、20年7月期異動以降、各職員の専門性も意識した任用体制を確立してまいります。

(2) 研修の充実による専門性の強化

19年度の研修については、金融の複雑化・高度化に対応した専門性の確立を図るべく、金融実務に関する専門的な研修で、会社法、財務諸表・経営分析等のテーマごとに幅広い知識の付与を目的とした「テーマ別研修」等を新設するなどして、受講機会の拡大などの充実を図りました。

また、内外大学院や在外公館等への派遣も推進したところです。

(3) 任用の柔軟化

金融庁では、金融機関をはじめとする民間企業において業務を経験した人材や弁護士・公認会計士などの専門家を、任期付若しくは任期を定めない中途採用の形及び官民人事交流法に基づく交流採用の形で、年間を通じ積極的に採用しています。

特段の取組みとして、金融機関での職務経験や企業、官公庁等の法務、財務・金融部門での職務経験等を有する者を対象とした全庁的な社会人選考採用（20年5月採用を目的）を実施するとともに、人材へのアプローチを強化すべく公認会計士に対する業務説明会の開催（20年1月）や新聞・業界専門誌等への募集広告の掲載など、採用対象に応じた募集活動を積極的に実施しました。

6. 評価結果

(1) 評価結果の概要

①政策の必要性

金融の高度化・複雑化に的確に対応していくためには、高度な専門知識を有する職員の確保・育成が必要不可欠であり、専門性向上に資する任用体制の確立や研修内容の充実・強化、民間企業経験者や専門家の積極的な確保を図っていく必要があります。

②政策の効率性

金融の高度化・複雑化に対応すべく高度な専門知識を有する職員を育成していくた

め、各役職において求められる知識・能力や業務の専門性を高める研修を行うなど、研修内容の充実・強化を図っていく必要があります。また、金融実務に関する専門的な研修については、職員が必要とする研修科目を選択受講できるよう受講機会の拡大を図るなど、効率的な実施を図っていく必要があります。

③政策の有効性

金融実務に関する専門的な研修については、「テーマ別研修」等を新設するなどして、受講機会を拡大したことなどから、受講人数が前年度に比べ増加しており、専門的な知識を付与する機会として一定の成果があったものと考えています。

(2) 各重点施策の評価

①研修の実施状況

19年度については、金融実務に関する専門的な研修で「テーマ別研修」等を新設したことなどから、18年度の51コースより7コース多い、58コースの研修を実施しており、専門的な知識を付与する機会として、一定の成果があったものと考えています。

また「情報管理研修」等の一般研修で実施回数を増やす等、受講機会を拡大したことなどから、総受講者数5,372名と18年度の3,467名に比して約5割の大幅な増加となっております。

【資料1 研修の実施状況】

(単位：コース、人)

	17年度	18年度	19年度
一般研修	7	9	13
基礎研修	4	34	38
専門研修	26	2	1
通信研修	4	6	6
計	41	51	58
(受講者数)	(3,120)	(3,467)	(5,372)

②民間専門家の登用状況

金融の複雑化・専門化に的確に対応し、国民に信頼される金融行政を確保していくため、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、金融実務経験者など、民間専門家の登用を積極的に行った結果、20年6月1日現在で217名の民間専門家を有しており、様々な分野からの人材の確保が図られているものと考えています。

【資料2 民間専門家の登用状況】

(単位：人)

	18年6月30日現在	19年6月1日現在	20年6月1日現在
弁護士	22	26	27
公認会計士	35	30	25
不動産鑑定士	5	6	10
アクチュアリー	6	4	4
研究者	3	4	3
情報処理技術者	11	13	18
金融実務経験者	127	132	130
計	209	215	217

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①研修の充実

金融の高度化・複雑化に的確に対応していくためには、高度な専門知識を有する職員の育成、強化が必要不可欠であり、こうした観点からも、現在実施している研修について適時適切に見直しを行い、係員・係長・課長補佐の各役職において、各々の役職に求められる知識・能力や業務の専門性を高められるよう理論面等を中心とした研修や金融技術の進展に対応した専門的な研修を行うなど、研修内容の充実・強化を図っていく必要があります。

また、研修実施日の分散化や科目ごとの選択受講を実施するなど、職員が研修を受講しやすい環境を整え、受講機会の拡大を図る必要があります。

②任用体制の確立・任用の柔軟化

金融・資本市場の複雑化や国際化に的確に対応していくためにも、高度な専門知識を有する職員の育成・強化が必要不可欠となっています。

このような観点から、引き続き、専門性向上に資する任用体制の確立に努めるとともに、弁護士、公認会計士、金融実務経験者等の民間専門家を積極的に採用していく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

要求内容	関連する重点施策	要求種別	(参考) 20年度予算額
金融庁共通費（職員育成・強化のための諸施策等の実施に係る経費）	①	予算 <継続>	73,072千円

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（必要に応じた見直し）を行う必要があります。

(2) 19年度の達成度

B

(3) 達成度の判断理由

職員の専門性の向上については、実施コース数、受講人数ともに前年度に比べ増加し、一定の成果が上がっているものの、更なる取組みを進める必要があることから、Bと評価しました。

また、人材強化の観点からは、前年度を上回る人数の人材を確保でき、一定の成果が上がっているものの、更なる取組みを進める必要があることから、Bと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

・ベター・レギュレーションの進捗状況について（20年5月19日公表）

<http://www.fsa.go.jp/policy/br-pillar4/20080519.html>

11. 担当課室名

総務企画局総務課開発研修室、総務企画局総務課

業務支援基盤整備に係る政策 2-(1)-①

行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進

1. 達成目標等

達成すべき目標①	可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること 【達成年次】各最適化計画に掲げた年度
目標設定の考え方 及びその根拠	「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。 【根拠】「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）等
測定指標	業務・システム最適化の実施状況

達成すべき目標②	情報システム調達の適正化を図ること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方 及びその根拠	「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成 16 年 3 月 30 日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。 【根拠】「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」等
測定指標	情報システム調達会議の開催実績

2. 平成 19 年度重点施策等

19 年度 重点施策	①業務・システムの最適化の実施 ②情報システム調達の適正化
参考指標	①業務・システム最適化の実施状況 ②情報システム調達会議の開催実績

3. 政策の概要

電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、金融庁としても「電子政府構築計画」等に則し、金融庁行政情報化推進委員会、情報システム調達会議の下、情報化統括責任者（CIO）補佐官の助言・支援を受けつつ、

- ①業務・システムの最適化の実施
 - ②情報システム調達の適正化
- の取組みを行うこととしました。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	第 2 章 成長力の強化 1. 成長力加速プログラム II サービス革新戦略 (1) IT 革新 ③ 世界最先端の電子政府の実現 5 年以内を目途に国民に使い勝手の良い世界最先端の電子政府を実現するべく、ユーザーの視点に立った利便性の向上等を念頭に置き、紙をベースとした既存の手続を根本的に見直し、業務・システムの最適化等の施策を講ずる。

4. 現状分析及び外部要因

「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされています。金融庁においても、専門的な能力を有する外部のコンサルティング業者の支援のもと、業務・システムを分析し、業務横断的な情報連携を視野に入れた全体最適の観点に立って平成 18 年 3 月に主要業務・システムについて最適化計画を策定し、当該計画に基づき最適化の実施に取り組んでいます。

「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成 16 年 3 月 30 日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされています。これを受け、適正な情報システム調達を行うため、①調達体制の整備、②調達仕様書等の充実、③調達先決定に係る技術的評価項目の整理、④調達プロセス管理の適正化、⑤調達結果の評価、⑥ジョイントベンチャー参加への対応に取り組んでいます。

「IT 新改革戦略」（平成 18 年 1 月 19 日 IT 戦略本部決定）において「府省内の情報システム企画、開発、運用、評価等の業務について責任を持って統括する体制（プログラム・マネジメント・オフィス（PMO）を整備」とされており、「重点計画－2008」（平成 20 年 8 月 20 日 IT 戦略本部決定）においても引き続き「電子政府推進体制の充実・強化」が謳われ、PMO を担う人材の育成や体制の充実・強化を行うこととされています。当庁

においても、庁内の情報システムを管理・統括する体制を整備する必要があります。

また、「政府機関の情報セキュリティ対策の強化に関する基本方針」（平成 17 年 9 月 15 日情報セキュリティ政策会議決定）において情報セキュリティの確保は重要課題とされていることから、金融庁においても情報セキュリティ確保のための対策の強化が必要です。

5. 事務運営についての報告

(1) 業務・システムの最適化の実施

次に掲げる最適化計画について、19 年度においては、No. 1 に関し、18 年度に策定した仕様書（要件定義書）をもとに、次期システム構築等のための準備等、必要な対応を進めています。No. 2 に関しては、新システムの構築が完了し、20 年 3 月から稼動を開始しました。No. 3 に関しては、20 年 1 月の新庁舎への移転に合わせてネットワークの再構築を実施しました。

No.	最適化計画	最適化実施予定時期
1	金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画	平成 21 年度
2	有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画	平成 20 年度
3	金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画	平成 18 年度から順次

(2) 情報システム調達の適正化

情報システム調達への全庁的な取組みを強化するため、17 年 4 月に長官、各局長等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」を設置し、契約方針、随意契約を行う場合はその理由、契約金額等の妥当性の審議を行っているところであり、19 事務年度においても 6 回開催し、情報システム調達の適正化に取り組みました。

また、一定規模以上のシステム開発に当たっては、CIO 補佐官が参画して仕様書・見積り等の検証を行うなど、徹底した仕様書等の見直し・合理化によるコストの適正化を図りました。

(3) PMO 体制の整備・活動

18 年度末に設置した、CIO の下に関係部署の構成員から成る PMO において、情報システム関係予算要求などにおいて、総合調整を実施しています。

(4) 情報セキュリティ対策の充実・強化等

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づく自己点検を実施し、情報システムに対して内部監査及び外部監査を実施しました。また、情報セキュリティに関する研修を実施しました。

情報システムについては、自己点検結果や監査結果を踏まえたセキュリティ対策を行

いました。

6. 評価結果

(1) 評価結果の概要

①政策の必要性

「今後の行政改革の方針」において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされているほか、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされており、業務・システムの最適化及び情報システム調達の適正化に引き続き取り組んでいく必要があります。

②政策の効率性

情報システム調達への全庁的な取組みを強化するため、「金融庁情報システム調達会議」において、契約方針、随意契約を行う場合はその理由、契約金額等の妥当性の審議を行い、情報システム調達の適正化に取り組みました。また、一定規模以上のシステム開発に当たっては、CIO補佐官が参画して仕様書・見積り等の検証を行うなど、徹底した仕様書等の見直し・合理化によるコストの適正化を図りました。

③政策の有効性

当庁の業務・システム最適化計画を実施していくことにより、業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれます。

(2) 各重点施策の評価

①業務・システムの最適化の実施

上記最適化計画のNo. 1については、19年度における効果の発現は予定していません。

No. 2については、新システムの構築が完了し、20年3月から稼動を開始したことから、20年度から業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれます。

No. 3については、金融庁ネットワークの再構築に伴い、経費削減（▲33,105千円）が図られました。

②情報システム調達の適正化

19年度中に金融庁情報システム調達会議を6回開催し、開催に当たっては、事前にCIO補佐官等をメンバーとする事前審査会を実施したほか、一定規模以上のシステム開発に当たっては、CIO補佐官が積極的に参画して仕様書・見積り等の検証を行うなど、徹底した仕様書等の見直し・合理化によるコストの適正化が図られていると考えています。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

業務・システムの最適化の実施については、「今後の行政改革の方針」、及び「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等に関する業務の業務・システム最適化計画」を踏まえ、引き続き最適化の実施に向けてシステム設計・開発を行う必要があります。なお、同最適化計画に基づき19年度から次期システムの設計・開発を実施する予定としましたが、19年度に行った調達が多調となったことから、今後、スケジュールの変更を行うとともに、仕様書（要件定義書）について事前に事業者に広く意見を求め、その内容の説明会を実施するなど、調達を円滑に行うための取組みを行う必要があります。

情報システム調達の適正化については、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」を踏まえ、引き続き情報システム調達の適正化に取り組んでいく必要があります。また、「情報システムに係る政府調達の基本方針」（平成19年3月1日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、引き続き調達の公平性・透明性の確保を図っていく必要があります。

これらの取組みを含め、庁内の情報システム企画、開発、運用、評価等の業務について責任を持って推進し、また庁内のIT人材の育成・確保を図るため、PMO体制を強化する必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

要求内容	関連する重点施策	要求種別	(参考) 20年度予算額
金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画に基づく次期システムの設計・開発のための経費	①	予算 <新規>	—
庁内情報システムの管理体制強化	①・②	機構・定員	

上記の他、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」、及び「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づいて構築したシステムの運用経費については、今後も引き続き予算措置を行っていく必要があります。

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

①業務・システムの最適化の実施

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。ただし、最適化計画No. 1「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、現時点では成果の発現は

予定されていませんが、政策の達成に向けた制度構築が行われており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要があります。

②情報システム調達の適正化

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組の有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

(2) 19年度の達成度

①業務・システムの最適化の実施：B

②情報システム調達の適正化：B

(3) 達成度の判断理由

①業務・システムの最適化の実施

19年度に効果の発現が予定されていた「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」について、所期の効果の発現が見られました。「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」については、予定した新システムの構築を完了しました。しかし、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、スケジュールの変更等を行う必要があることから、Bと評価しました。

②情報システム調達の適正化

情報システム調達会議を6回開催したほか、一定規模以上のシステム開発についての仕様書・見積り等の検証にCIO補佐官が積極的に参画する等、情報システム調達の適正化に向けた取組みを行っているものの、引き続き取組みを強化していく必要があることから、Bと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

金融庁行政効率化推進会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

①業務・システムの最適化の実施

・ <府省共通業務・システム等及び個別府省業務・システムの平成19年度最適化実施評価報告書（報告）>

②情報システムの調達の最適化

・ 金融庁情報システム調達会議の開催状況

1 1. 担当課室名

総務企画局総務課情報化・業務企画室、総務企画局総務課管理室、総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課

業務支援基盤整備に係る政策 2-(2)-①

専門性の高い調査研究の実施

1. 達成目標等

達成すべき目標	金融行政の専門性向上のための調査研究や情報収集・分析を行い 庁内へ提供すること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方 及びその根拠	金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保して いくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究 を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情 報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく。 【根拠】金融庁人材強化プログラム（平成 17 年 9 月 2 日）
測定指標	金融行政の専門性向上のための調査研究の実施状況

2. 平成 19 年度重点施策等

19 年度 重点施策	①金融環境の変化に応じた調査・研究の実施
参考指標	①研究成果の公表状況（研究論文等の本数・分野） ①庁内へのフィードバック状況（研究会、ワークショップ、勉強 会の開催数）

3. 政策の概要

金融を取り巻く環境は、情報通信技術の発展等により、更に高度化、複雑化、国際化等が進展してきています。このような金融情勢の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な行政運営を確保していくため、専門性の高い調査研究を行うとともに、庁内へのフィードバックを一層充実させることとしています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

なし。

4. 現状分析及び外部要因

近年の金融をめぐる情勢の変化をみると、情報通信技術の発達による金融取引の多様化、業態の垣根を越えた金融コングロマリットや証券化等の技術を利用したハイブリッドな金融商品の出現といったように、急激に高度化、複雑化、国際化が進んでいます。

また、諸外国の金融環境、金融監督体制が急速に変化している状況に鑑み、以前にも増して諸外国の金融制度や金融情勢の調査・比較検討が求められていることや、金融機関のポートフォリオ管理における各種リスクの計量化がより一層望まれてきていることなど、

あらゆる分野において専門性の高い調査研究の必要性がますます高まってきています。

5. 事務運営についての報告

(1) 金融環境の変化に応じた調査・研究の実施

①金融システム改革（日本版ビッグバン）の成果に関する評価

1997年以降実施されたいわゆる「日本版ビッグバン」の実施状況及びその効果について、投資対象の多様化、市場インフラの整備、証券仲介サービスの充実といった所期の目的の達成状況及び課題に着目した「金融システム改革（日本版ビッグバン）の成果に関する評価」をテーマとした研究を行っています。

②保険会社のリスク管理等と規制のあり方

総合的に保険市場の実態を把握し、監督当局として必要な規制のあり方について研究を実施しています。

19事務年度は、以下の3本の論文を公表したほか、欧州の先進的なリスク管理システムを調査・検討する場として研究会（欧州の先進的な保険リスク管理システムに関する研究会）を開催しました。

- ・「欧州における新たな保険規制について－CEIOPSソルベンシーⅡの試み－」（金融研究研修センター（以下、センター）発行『FSAリサーチレビュー2007』掲載）
- ・「社債流通市場における社債スプレッド変動要因の実証分析」（センターディスカッションペーパー（以下センターDP））
- ・「金融不祥事と市場の反応－上場保険会社に関するイベントスタディー－」（センターDP）

③金融工学理論による分析・研究

統計・計量的アプローチにより、金融マーケットから受けるリスクの計測・リスクモデルの評価方法、デリバティブ、金利の期間構造等の研究を実施しています。

19事務年度は、以下の5本の論文を公表しました。

- ・「中小企業に対する債権回収率の実証分析」（センター発行『FSAリサーチレビュー2007』掲載）
- ・「3ファクター・モデルによる長期商品先物・先渡し契約の評価とヘッジ」（センター発行『FSAリサーチレビュー2007』掲載）
- ・「Term Structure of Interest Rates under Recursive Preferences in Continuous Time」（センターDP）
- ・「Japanese Monetary Policy Reaction Function and Time-Varying Structural Vector Autoregressions: A Monte Carlo Particle Filtering Approach」（センター発行『FSAリサーチレビュー2007』掲載）

④諸外国の金融制度等

我が国に限らず、諸外国においても、金融を巡る環境及び金融に係る監督体制等が急速な変化を続けている現状に鑑み、「諸外国の金融制度等」をテーマに米国、欧州等の金融制度に関する網羅的な研究を実施しています。

19 事務年度は、論文「Competition Policy in the Banking Sector of Asia」（センター発行『F S A リサーチレビュー2007』掲載）を公表したほか、国際コンファレンス「金融の安定と金融部門の監督—過去 10 年の教訓と今後の対応—」および「地域金融の現状と今後」を開催しました。

⑤電子金融取引・決済の潮流とその法的枠組

資金・証券決済システムについては、これまで各国で決済の安全性を確保しつつも、効率性を維持するための法整備が重ねられている動きについて、特に米国統一商法典や欧州連合指令、国際決済銀行や各種条約会議における検討状況等を参考にしつつ、「電子金融取引・決済の潮流とその法的枠組」をテーマとした実質法、手続法および抵触法上の視点から検証を行っています。

19 事務年度は、論文「証券決済法理に関する最近の動向について—ドイツにおける新学説を中心とする—考察」（センター発行『F S A リサーチレビュー2007』掲載）を公表しました。

⑥日本の開示、企業会計基準の将来像に関する研究

企業の財務内容の開示、企業会計基準の刷新はその国際的調和化とともに大きく進んでおり、その将来像を広く共有するため、今後の課題と対策、とりわけ会社法、税法、企業会計の相互関係についてその意義と今後について研究を実施しています。

19 事務年度は、監査法人の組織運営の問題を調査することを目的とした研究会の報告書「会計監査（監査法人）に関する研究会報告書」を公表しました。

⑦資本市場・金融システムに関する研究

資産価格理論を中心とするファイナンス理論とその応用による資本市場の問題の分析や金融システム・デザインに関連する研究を実施しています。

19 事務年度は、論文「金利の期間構造とマクロ経済：Nelson-Siegel モデルを用いた実証分析」（センター発行『F S A リサーチレビュー2007』掲載）を公表しました。

（2）庁内へのフィードバック状況

行政部局との連携の下、そのニーズを的確に反映した調査研究成果を積極的に行政に還元していくため、論文等の公表のほか、以下の取組みを行いました。

①研究会の開催

研究官等の研究活動の一環として、「会計監査（監査法人）に関する研究会」、「欧州の先進的な保険リスク管理システムに関する研究会」、「決済に関する研究会」、「金融

専門人材に関する研究会」を行いました（19 事務年度 合計 25 回開催）。

②ワークショップの開催

研究論文の公表に先立ち、ワークショップを開催しました（19 事務年度 3 回開催）。

③国際コンファレンス

国内外から多数の有識者を招き、「金融の安定と金融部門の監督—過去 10 年の教訓と今後の対応—」と、「地域金融の現状と今後」をテーマとして国際コンファレンスを計 2 回開催しました。

④昼休み勉強会の開催

民間における様々な分野の外部講師を招聘し、主に金融・経済等の最前線にあたる内容をテーマにした勉強会を開催しました（19 事務年度 17 回開催）。

⑤庁内各局からの要請に基づく専門的知識、技術の提供等を行いました（随時）。

6. 評価結果

（1）評価結果の概要

①政策の必要性

近年の金融をめぐる情勢の変化をみると、急激に高度化、複雑化、国際化が進んでおり、また、諸外国の金融環境、金融監督体制が急速に変化している状況に鑑みると、以前にも増して諸外国の金融制度や金融情勢の調査・比較検討が求められているなど、あらゆる分野において専門性の高い調査研究の実施が必要であると考えています。

②政策の効率性

研究官等による研究結果をディスカッションペーパーおよび F S A リサーチレビューで公表し、職員にフィードバックすることで、職員の専門性・先見性向上に貢献しています。また、外部有識者を招いて研究会、勉強会等を行うことにより、職員の専門性・先見性向上の機会が提供され、関係部局との相互交流が促進されたと考えています。

③政策の有効性

研究官等の調査研究成果のフィードバックや、外部有識者を招いて行った研究会・勉強会などを通じ、庁内職員が学会・実務界の最新情報に接し、研究成果に対する庁内職員の理解が促進されるなど、職員の専門性・先見性の向上には有効であると考えています。

（2）各重点施策の評価

①金融環境の変化に応じた調査・研究の実施

19 事務年度は、研究成果として、合計 12 本の研究論文等を取りまとめました。これらの論文等は、保険会社のリスク管理等、長期商品先物・先渡し契約の評価・ヘッジ、債権回収率や金利の期間構造とマクロ経済にかかる実証分析、アジア金融機関の競争政策、経済モデルによる金融政策の有効性分析、証券決済法理の最近の動向、監査法人の組織運営問題と多岐にわたっており、本数・分野の多様性ともに充実しています。12 本のうち、7 本については、金融研究研修センターの論文集「F S A リサーチレビュー2007」としてとりまとめ、他の 5 本については、ディスカッションペーパーとして公表しました。これにより、金融環境に応じた、学術的にも行政上も意義のある有益な研究を実施できたと考えられます。また、対外的にも幅広く周知し議論を喚起することができたと考えています。

②庁内へのフィードバック状況

ア. 研究会等の開催

研究会等により、庁内職員が学界・実務界の最新情報に接し、研究成果に対する庁内職員の理解が促進されたと考えています。また、国際コンファレンスで得た情報や議論は今後の金融行政を考える上での参考となることが期待できます。なお、国際コンファレンスは、他の研究機関との交流や、金融研究研修センターの情報発信機能強化にもつながったと考えています。

イ. 昼休み勉強会の開催

昼休み勉強会については、合計 17 回開催し、外部講師から最先端の理論や実務経験を踏まえた講話を聞き議論することで、庁内職員の専門性・先見性の向上に貢献したと考えています。

ウ. 庁内各局からの随時の要請に応じた調査・報告等を行うことにより、専門的知識・技術を提供し、行政実務に直接役立てられました。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

金融情勢の変化に対応するため、引き続き研究内容を拡充し、職員の専門性・先見性向上を図ることが重要です。また、研究成果の庁内へのフィードバック・関係部局との相互交流は引き続き重要であり、より一層充実させていくことが必要であると考えています。

さらに、今後、今まで以上に研究の質を高め、金融環境の変化に対応し、行政ニーズを的確に踏まえた研究を実施していくために、庁内外との情報交流をより充実させるとともに、研究分野数を増加させ、研究活動の更なる向上を図っていくことが重要です。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

要求内容	関連する重点施策	要求種別	(参考) 20年度予算額
金融庁共通費（金融研究会関係経費、研究論文執筆関係経費等）	①	予算 <継続>	7,750千円

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

(2) 19年度の達成度

B

(3) 達成度の判断理由

金融環境の変化に応じて調査研究を実施し研究成果を公表するとともに、研究成果について庁内へのフィードバックを行っているものの、金融情勢の変化に対応するため、更なる研究内容の拡充等が必要であることから、Bと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ F S A リサーチ・レビュー2007（20年3月発行）
<http://www.fsa.go.jp/frtc/nenpou/2007.html>
- ・ 平成19年度ディスカッションペーパー
<http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/19.html>
- ・ 国際コンファレンス <http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event.html>
- ・ 研究会 <http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/kenyukai.html>
- ・ その他会合の参加・開催・招聘者実績

11. 担当課室名

総務企画局企画課研究開発室